

第3次東広島市国際化推進プラン

世界とつながり
未来を創り出す
多文化共生のまち



令和2(2020)年7月
東広島市

はじめに

本市では、平成 20(2008)年に「心豊かに安心して暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とした「第一次東広島市国際化推進プラン」を5か年計画として策定、その後、平成 25(2013)年3月には、「みんながつながるまちづくり」を基本理念とした「第二次東広島市国際化推進プラン」を策定し、「多文化共生社会」の実現を目指して様々な取組を進めてきました。

この間、本市における外国人市民数は大幅に増加し、その国籍や在留資格等の構成も多様化しています。特に大学のグローバル化の促進による留学生や帯同する家族の増加、改正出入国管理及び難民認定法の施行、技能実習制度の拡大などを背景に、今後も更なる増加が見込まれています。その一方で、近年の豪雨災害や本年発生した新型コロナウイルス感染症の流行といった未曾有の事態に、外国人市民を含む人々の生活に大きな影響が生じています。

これからは、世界共通の目標として設定された持続可能な開発目標であるSDGsの概念も踏まえ、外国人市民を含めた全ての市民が、安心安全に暮らせるまちづくりをさらに進めるとともに、世界中から集まる人々の活躍を市の活力へとつなげていく取組が必要です。

こうした状況の中、この度策定しました「第3次東広島市国際化推進プラン」では、「世界とつながり 未来を創り出す 多文化共生のまち」を基本理念とし、多様な人々が安心して暮らし、相互に理解し合い、個性や能力を生かして活躍できる魅力的なまちを目指して施策を進めてまいります。

これらの施策を推進していくためには、市民や関係団体、地域のコミュニティ、大学等の学術研究機関、事業所等の多様な主体との連携や協働に基づき取り組むことが何よりも必要です。今後ともより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様や関係団体の皆様をはじめ、熱心に議論を重ねていただきました東広島市国際化推進プラン審議会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。



令和2(2020)年8月

東広島市長 高 垣 廣 徳

目次

序章 プランの策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの概要	2
第1章 東広島市の国際化のあゆみ	4
第2章 国際化の現状	6
1 国・県の動向	6
2 東広島市の動向	8
3 各種調査結果の概要	18
第3章 第二次プランでの取組と今後の課題	31
1 第二次プランにおける取組と評価	31
2 今後の課題	34
第4章 プランの基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 施策体系	38
第5章 施策の展開	40
基本目標1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち	40
基本目標2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち	46
基本目標3 多様性を活力にして世界とつながるまち	49
共通基盤 様々な主体が参画した推進体制の整備	51
第6章 プランの推進	53
1 庁内推進体制の充実	53
2 様々な主体の参画と連携	53
3 計画の進行管理	53
資料編	55
1 プラン策定の経過	55
2 東広島市国際化推進プラン審議会	56
(1) 東広島市国際化推進プラン審議会規則	56
(2) 東広島市国際化推進プラン審議会委員名簿	57
3 東広島市行政国際化推進会議設置要綱	58
4 パブリックコメント（意見公募）の概要	60
5 在留資格一覧	61
6 用語解説	64
7 国際化に関する外国人市民アンケート調査結果の概要	69

1 プラン策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化が急速に進行している一方で、グローバル化の更なる進展をはじめ、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催や「改正出入国管理及び難民認定法（以下「改正入管法」と言います。）」の施行、技能実習制度の拡大などを背景に、外国人観光客や外国人労働者など、日本に滞在、在留する外国人が大幅に増加しています。

一方で、地域社会における人々の意識の中には、外国人が国内に在留することに対する不安や懸念を示す人も少なくありません。

そのため、国においては、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、誰もが安心できる、外国人との共生社会の実現に向けた環境の整備を推進しています。

本市では、平成 25（2013）年3月に「第二次東広島市国際化推進プラン（以下「第二次プラン」と言います。）」を策定し、この第二次プランに基づき「多文化共生社会」の形成を目指し、様々な取組を進めてきました。

この間、本市の外国人市民数は大幅に増加し、国籍や在留資格等の構成も変化しています。本市では、より多様化する外国人市民の状況に対応したまちづくりを進めるとともに、その多様性を市の活力とする取組の必要性が高まっています。

このような状況の中、外国人市民を対象としたアンケート結果等に基づく市の現状と課題や第二次プランにおける取組の評価を踏まえながら、本市における国際化や多文化共生社会の形成を体系的に進めるため「第3次東広島市国際化推進プラン（以下「本プラン」と言います。）」を策定します。

2 プランの概要

(1) プランの位置付け

本プランは、本市の最上位計画として位置付けられ、まちづくりの基本的な指針となる「東広島市総合計画」の分野別計画の一つとして策定します。「東広島市総合計画」における国際化に係る方策を実現させる実行計画として、具体的かつ計画期間内に実施すべき施策を位置付けるものとします。

特に、第五次東広島市総合計画（以下「現総合計画」）においては、国際色豊かなまちの形成は目指すまちの姿の重要な要素となっています。

現総合計画では、「仕事づくり」「暮らしづくり」「人づくり」「活力づくり」「安心づくり」の5つの柱からなる「まちづくり大綱」を設定し、それぞれの基本方針や重視する方向性を示しています。本プランで取り組む「多文化共生と国際化の推進」は、「暮らしづくり」の主要な施策として位置付けられていますが、他の柱にも関わる横断的に取り組むべき課題です。

また、本プランは、国や県の国際化に関する動向や、多文化共生を取り巻く環境の変化等を踏まえた計画であるとともに、国や県の国際化に関する取組方針及び本市の関連する他の計画との整合性に配慮して策定します。

(2) プランの役割

市民一人ひとりが言語や文化の違いにかかわらず安心して暮らすことができ、お互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、より実効性のある計画として、本市における国際化、多文化共生社会の実現に向けた取組指針と、具体的行動計画を示すものです。

(3) プランの期間

本プランの期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間です。

期間の最終年度である令和6（2024）年度に、その成果や課題を踏まえた内容の見直しを行い、次期計画につなげます。

なお、社会情勢の変化などにより、上位計画に変更がある場合は、適宜その見直しを行うこととします。

(4) プランの策定体制

プランの策定に当たっては、アンケート調査等を通じて日本人市民や外国人市民の意見等を把握するとともに、大学関係者や学校関係、外国人受入れ企業・監理団体、地域活動団体、ボランティア、交流団体等から、外国人市民への対応における課題や取組に関するインタビュー（ヒアリング調査）を実施し、プラン策定の参考にさせていただきました。更に、ワークショップ形式による市民との意見交換会の場を設け、プラン策定に当たっての多様な意見やアイデアをいただきました。

また、学識経験者、各種団体や組織の関係者などから構成される「東広島市国際化推進プラン審議会」に諮り、専門的見地から意見をいただきました。

第五次東広島市総合計画

将来都市像

未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市
～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～

【まちづくり大綱】

【主な関連施策】

1 仕事づくり

知的資源と産業力で
多様な仕事が生まれるまち

[1-5] 地域資源を活かした観光の振興
[1-6] 働き方改革の推進による雇用環境の充実

2 暮らしづくり

自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまち

[2-5] 市民協働のまちづくりによる地域力の向上
[2-6] 多文化共生と国際化の推進

3 人づくり

誰もが夢を持って成長し活躍できるまち

[3-1] 人権・平和の尊重と男女共同参画の推進
[3-3] 高い教育力と伝統を活かした学校教育の実践
[3-5] 知的資源と国際性を活かした人づくり

4 活力づくり

学術研究機能や多様な人材の交流から新たな活力が湧き出すまち

[4-1] 学術研究機能の発揮による都市活力の創出
[4-2] 多様性豊かな市民の力が輝くまちづくり

5 安心づくり

自助・互助・共助・公助によって安心して生活を送れるまち

[5-1] 災害に強い地域づくりの推進
[5-5] 誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現
[5-6] 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

第3次東広島市国際化推進プラン

連携

関連他計画

第1章 東広島市の国際化のあゆみ

(1) 国際化の気運の高まりと加速 昭和40～60年代（1965年～1988年）

- 昭和40年代（1965年～1974年）の東広島市は、田園農村地帯としての性格が色濃く、外国との結びつきが希薄でしたが、昭和49（1974）年の市制施行以降、学術、産業、経済分野を皮切りに徐々に国際化の気運が高まってきました。
- 昭和50年代（1975年～1984年）には、広島大学の統合移転計画を核とする「賀茂学園都市建設」と、先端技術産業の活力を生かした「広島中央テクノポリス建設」が推進され、本市の国際化は、学術研究分野などへの広範な展開が期待されるようになりました。
- このような気運の高まりの中、昭和55（1980）年には、ブラジلمリアリア市との親善都市提携が締結され、海外都市との国際交流が始まりました。
- 昭和57（1982）年には、広島大学工学部の移転により、本市への留学生の転入が本格的に始まりました。その後も、国が推進する「留学生受入れ10万人計画」に伴い、本市の留学生数は増加を続け、本市の国際化は更に加速しました。
- 昭和62（1987）年には、外国人登録者数が500人を超え、同年、東広島市国際化推進への提言が策定され、提言に基づき、東広島市国際化推進協議会が設立されました。

(2) 国際交流の進展と国際協力の推進 平成元年～10年代（1989年～2007年）

- 平成元（1989）年には、国の「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」が示され、留学生の増加が続く本市では留学生を中心とした交流事業が推進されました。
- 平成2（1990）年の「出入国管理及び難民認定法」改正以降、全国的に外国人登録者数が増加し、本市においても平成3（1991）年には外国人登録者数が1,000人を突破しました。
- 平成4（1992）年には、留学生宿舎としてサンスクエア東広島が完成しました。
- 平成5（1993）年には、サンスクエア東広島内のコミュニケーションコーナーに外国人相談窓口を設置しました。また、同年に中国徳陽市との友好都市提携が締結され、以降、友好都市訪問団の相互派遣や教育交流をはじめ、都市間交流も活発に進められました。
- 平成7（1995）年には、国から「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」が示され、国際交流に続く国際化の第二の柱となるよう各地域において国際協力事業が推進されました。
- 平成9（1997）年には、広島中央サイエンスパーク内に、JICA中国国際センター（現JICA中国センター）と広島国際協力センターが一体化した施設「ひろしま国際プラザ」が開所しました。広島国際協力センターによる日本語・日本文化研修や企業等の国際化研修で活用されるとともに、同プラザは、中国地方の国際協力活動拠点として位置付けられ、開発途上国からの研修員が本市を訪れました。

研修の傍ら、地域住民との交流も始まるとともに、本市では国際協力事業の一環として、中南米とカンボジア国を対象としたJICA研修コースを開始しました。また、同年には本市の外国人登録者数は2,000人を突破しました。

○平成13(2001)年には、外国人市民の増加と急速な環境の変化に対応するため、東広島市国際化推進計画第2次提言が策定されました。

○平成15(2003)年には、本市の外国人登録者数は3,000人を突破しました。

○平成17(2005)年の1市5町による合併では、更に約300人の外国人登録者が加わり、合わせて3,600人を突破しました。

○平成18(2006)年には、国の「地域における多文化共生推進プラン」が示され、本市においては外国人登録者数が4,000人を突破しました。

(3) 国際化推進プランの策定と外国人市民の増加 平成20年代～(2008年～現在)

○平成20(2008)年には、「心豊かに安心して暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とした「第一次東広島市国際化推進プラン」を5か年計画として策定しました。

○平成24(2012)年には、「出入国管理及び難民認定法一部改正」「住民基本台帳法の一部改正」が施行され、外国人も日本人同様に、住民基本台帳に登録されることになりました。

○平成25(2013)年には、本市に住む全ての市民が相互理解の下、個性と能力を最大限に発揮し、活力に満ちた地域を創り出していく社会の構築を目指し、「みんなが つながる まちづくり」を基本理念として「第二次東広島市国際化推進プラン」を策定しました。

○平成26(2014)年には、広島大学が文部科学省のスーパーグローバル大学創成支援のタイプA(トップ型)に採択され、以後、留学生の受入れ数も大幅に増加しました。

○平成27(2015)年には、全国的にも外国人住民が増加する中、本市の外国人市民数は5,000人を超え、平成29(2017)年には、6,000人を突破しました。

○平成30(2018)年には、広島県と連携し、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」に向けたメキシコ選手団(レスリング・ゴルフ)の事前キャンプ受入れと市民との交流事業を実施しました。

○令和元(2019)年には、本市の外国人市民数は8,000人を超えました。

平成30(2018)年に引き続き、メキシコ選手団(ゴルフ)の事前キャンプ受入れと市民との交流事業を実施しました。

また、広島大学と「国際的研究拠点東広島の形成に関する協定」を締結し、イノベーションの創出や国際化の推進に関して連携して取り組んでいくことになりました。そのほかにも、「出入国管理及び難民認定法一部改正」が施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されたほか、国においても「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」を取りまとめ、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進することになりました。

第2章 国際化の現状

1 国・県の動向

(1) 国の動向・社会情勢

我が国においては、人口減少社会の到来やグローバル化の進展に伴い、経済面や労働者確保の側面など、海外の国々に対する依存が強まりをみせているほか、留学生の受入れを促進しています。

こうしたことから、在留外国人数は年々増加し、平成30(2018)年末時点で約273万人となっており、平成25(2013)年末時点の約207万人と比べて、約32%の増加となっています。

また、外国人観光客数^{※1}も年々増加し、「日本政府観光局(JNTO)」公表値では、平成29(2017)年で約2,870万人となっており、平成24(2012)年の約836万人と比べて3倍以上の増加となっています。

世界全体でみても、観光や就労、留学、投資先として選ばれるための都市間の競争は激しさを増しています。

ア 外国人労働者の増加

厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況によると、平成30(2018)年10月末時点で、外国人労働者数は146万463人で、平成25(2013)年10月末時点の71万7,504人と比べて2倍以上の増加となっています。平成31(2019)年4月1日の「改正入管法」の施行に伴う、新たな在留資格「特定技能」の創設などにより、外国人労働者は今後も更なる増加が見込まれます。

イ 留学生の増加

国は、令和2(2020)年を目途に留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」を推進しています。関係省庁が連携しながら、諸外国の若者への留学情報の提供、国費留学生の募集選考など、様々な事業を実施しています。こうした事業の実施の結果、「独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)」公表値では、平成30(2018)年5月1日時点の留学生数^{※2}は29万8,980人と、平成25(2013)年5月1日時点の13万5,519人から2倍以上の増加となっています。

今後も、国による「ポスト留学生30万人計画」を見据えた留学生政策により、更なる増加が見込まれます。

※1 日本政府観光局(JNTO)では、日本を訪れた外国人旅行者の数を「訪日外客数」と表記しており、広島県では「外国人観光客数」と表記しているが、本プランでは「外国人観光客数」で表記を統一している。

※2 高等教育機関及び日本語教育機関における総数

ウ 外国人観光客の増加

外国人観光客は、近年、顕著に増加しており、平成 30（2018）年では 2,776 万 6 千人と平成 25（2013）年の 796 万 3 千人と比べて3倍以上に増加しています。「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催や日本の伝統文化、観光地への関心の高まり、アジア諸国の経済的成長などを背景に、今後も海外からの外国人観光客の増加が見込まれます。

エ 外国人の受入れ環境

国は、「改正入管法」の施行を控え、平成 30（2018）年 12 月 25 日付で「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を公表し、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進し、今後も対応策の充実を図ることとしています。

（2）広島県の動向

広島県においては、平成 27（2015）年 10 月に改定した「ひろしま未来チャレンジビジョン」を基本とし、世界と直結するビジネス支援や国際平和拠点ひろしまの形成等の国際化の取組を進めています。

こうした中、「観光地ひろしま推進事業」では、新たな観光プロダクト開発や受入れ環境整備に取り組むとともに、観光産業の着実な成長に向け、広島空港国際線の利用拡大などをはじめ、観光振興に必要な施策を進めることとしています。

また、広島県の留学生は5千人近く（平成 30（2018）年6月 法務省）で、日本全体で 10 番目に多い県となっており、広島県留学生活躍支援センターを通して各種の就労セミナーの実施をはじめ、留学生の受入れ、定着に向けた様々な取組を推進しています。

SDGs と多文化共生

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される国際目標で、その多くが直接・間接的に多文化共生と関係しています。

本市には、世界中から多様な言語や文化的背景を持った人々が集まり、共に市民として暮らしています。今後も多様性が増していくことが見込まれる中、世界共通の目標として設定されたSDGsの考えも念頭に置き、多文化共生社会の実現に取り組んでいくことが必要です。

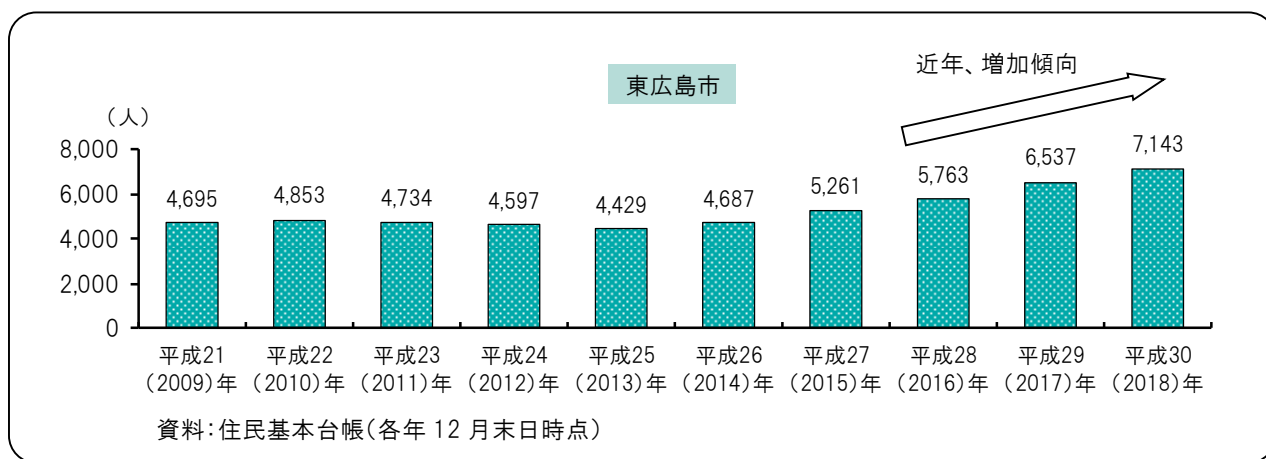


2 東広島市の動向

(1) 外国人市民数の推移

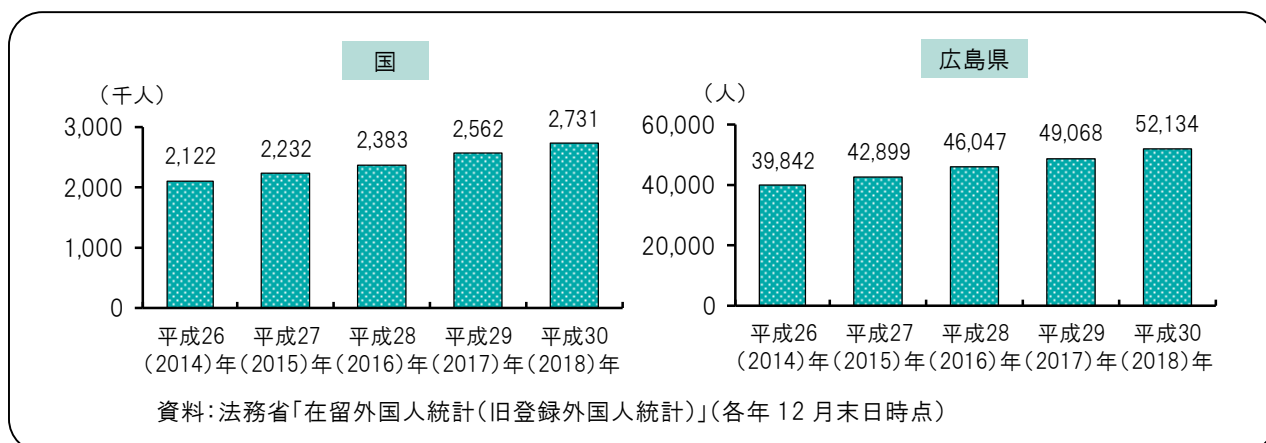
本市の外国人市民数は、平成 30（2018）年 12 月末日時点で 7,143 人であり、平成 21（2009）年から約 2,400 人の増加となっています。特に、平成 27（2015）年以降、増加が顕著となっています。

本市における外国人世帯数は、平成 30（2018）年 12 月末日時点で 4,855 世帯、世帯人員は 1.47 人/世帯で、総人口に占める外国人の人口比率は 3.8%、外国人世帯数比率は 5.7%となっています。



<国・県との比較>

国や県の外国人市民数の推移をみると、平成 26（2014）年以降、増加を続けていますが、平成 30（2018）年との比較では、平成 26（2014）年を基準とした場合、国は 29%、県は 31%の増加に対し、本市では 52%増加しており、増加率は大きく上回っています。



【今後の見込み等について】

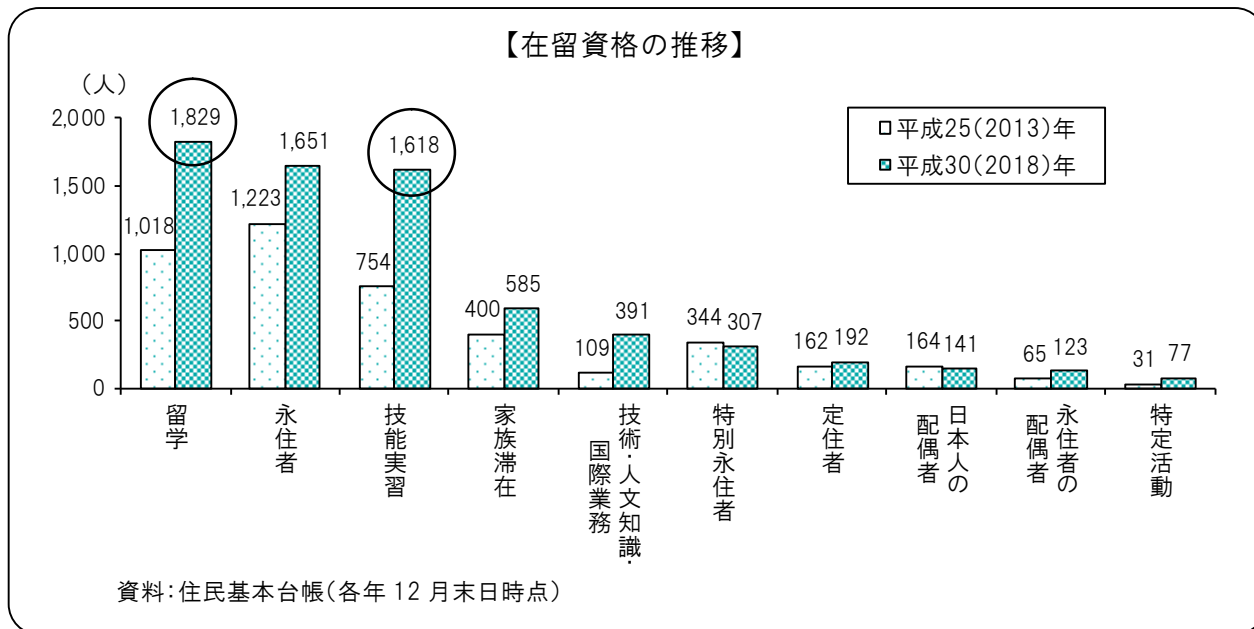
本市でも増加する外国人市民

○本市の外国人市民は、大学による留学生受入れ拡大や少子高齢化の進行による労働力不足、改正入管法などの影響により、今後も増加が見込まれます。

(2) 外国人市民の在留資格

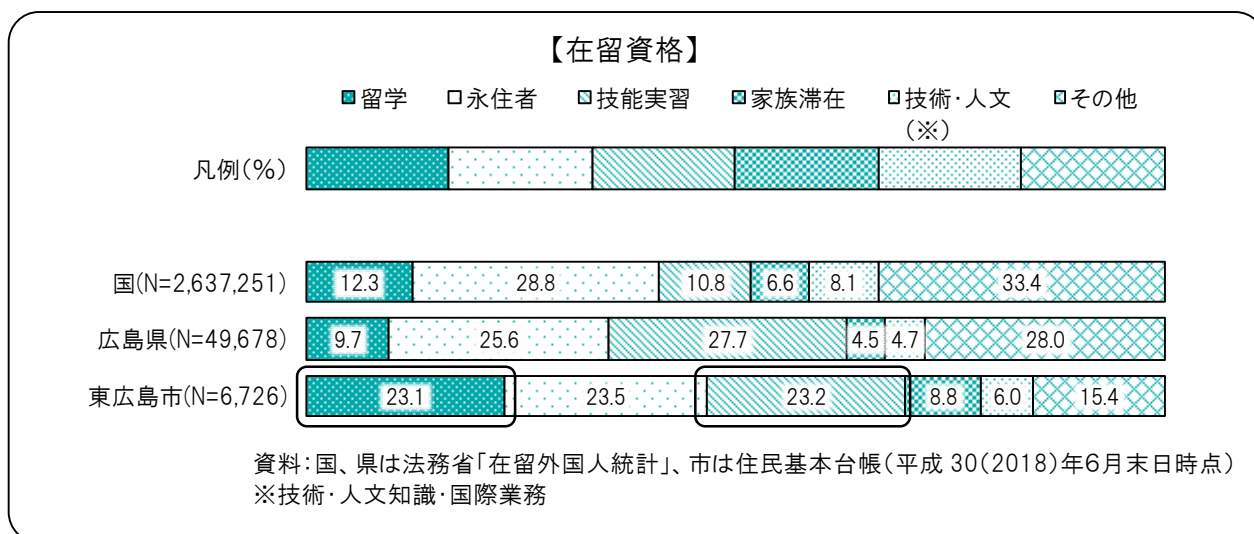
外国人市民の在留資格をみると、平成 30 (2018) 年では、「留学」が 1,829 人と最も多く、次いで「永住者」(1,651 人)、「技能実習」(1,618 人)と続きます。

近年は「留学」や「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「永住者の配偶者」「特定活動」などで増加が目立っています。



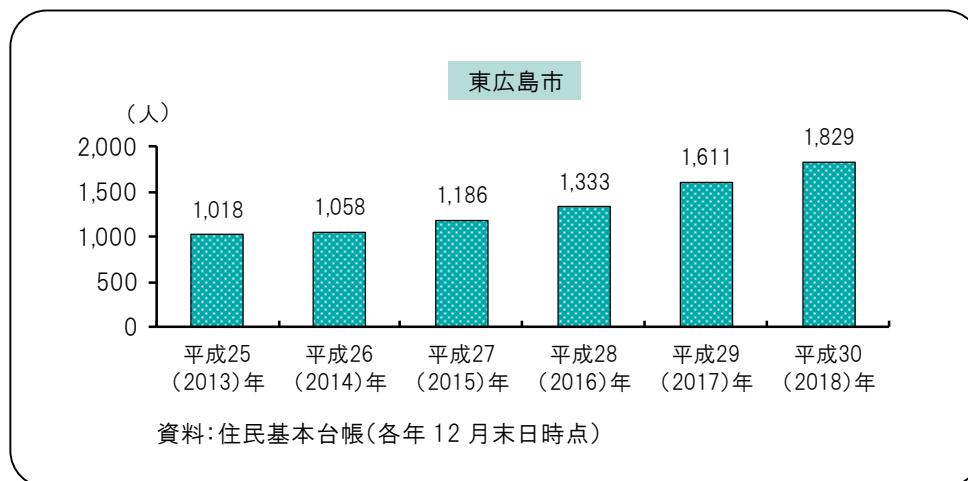
<国・県との比較>

国や県の在留資格比率と比較すると、本市では「留学」の割合が2割以上を占め、国や県の比率を大きく上回っています。また、「技能実習」も2割以上と、国の比率を大きく上回っています。



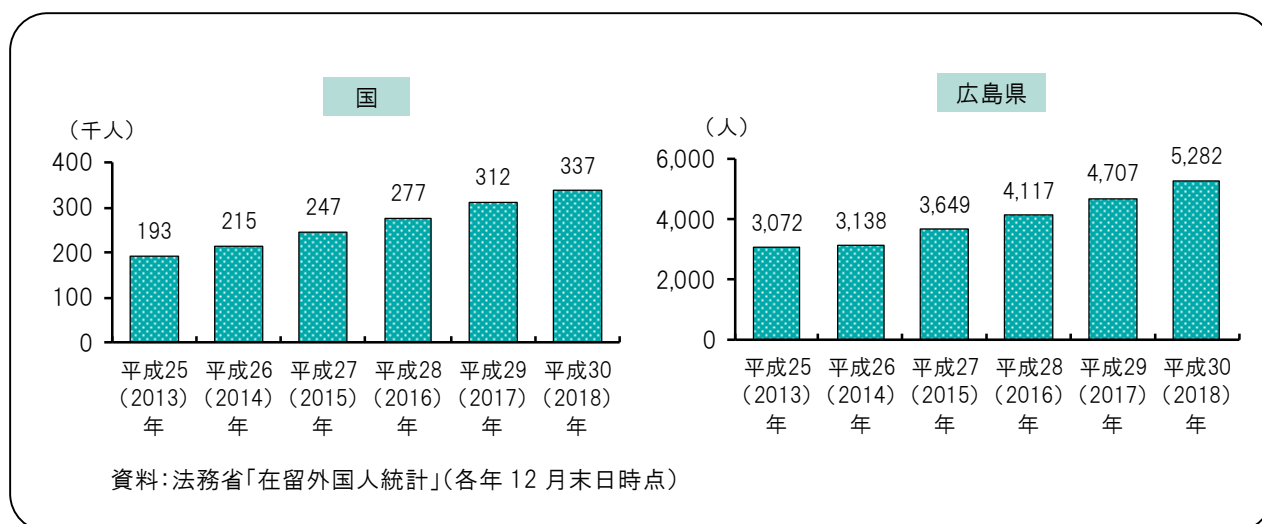
ア 留学生数の推移

本市の留学生数は、平成30（2018）年12月末日時点で1,829人であり、平成25（2013）年から約800人の増加となっています。特に、平成29（2017）年以降、増加が顕著となっています。



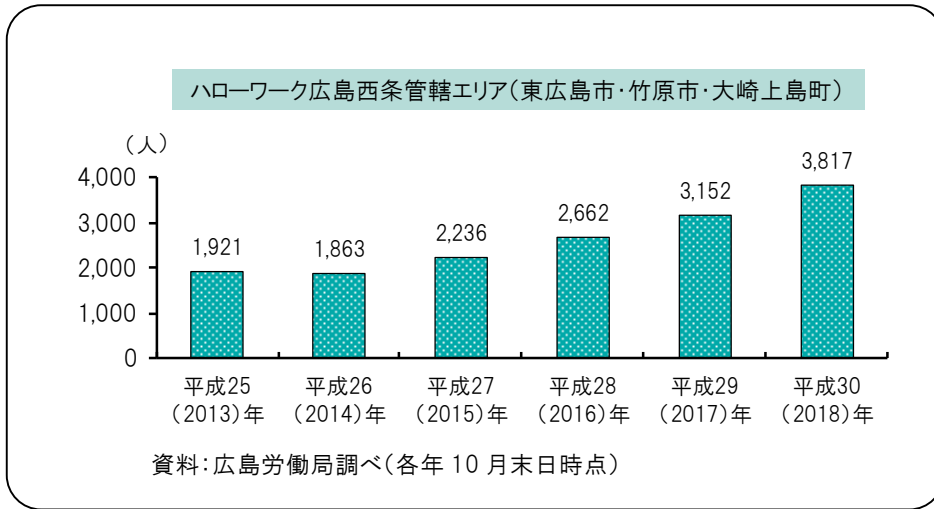
<国・県との比較>

国や県の留学生数の推移をみると、毎年増加で推移しており、平成25（2013）年と平成30（2018）年との比較では、国や県、本市の留学生数はいずれも2倍近く増加しています。



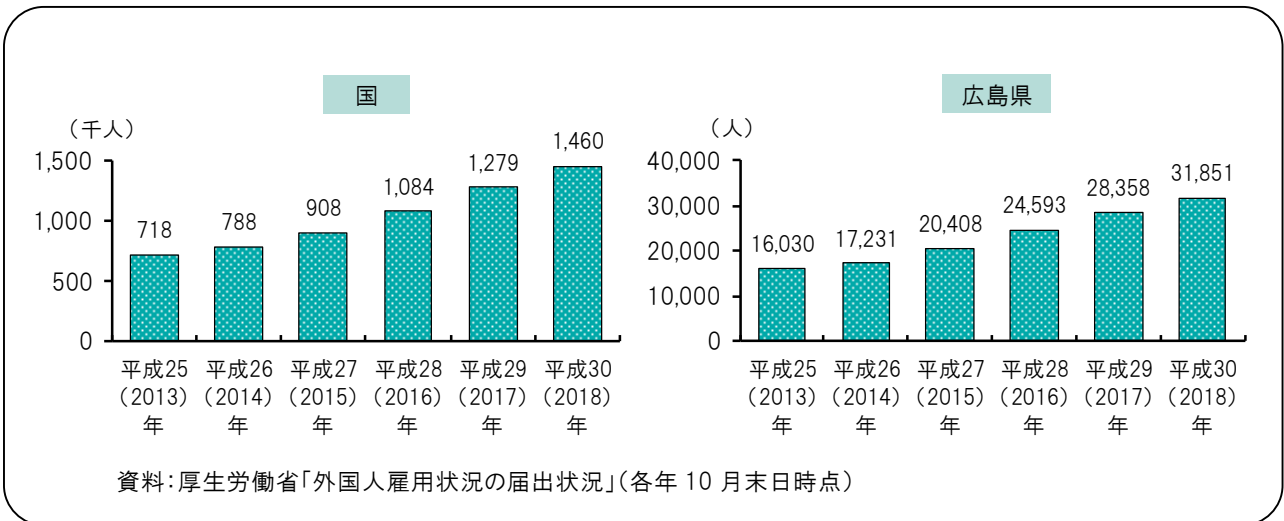
イ 外国人労働者数の推移

ハローワーク広島西条管轄エリアの外国人労働者数は、平成 30（2018）年 10 月末日時点で 3,817 人となっており、前年に比べ大きく増加しています。



<国・県との比較>

国や県の外国人労働者数の推移をみると、近年、増加が顕著となっており、平成 25（2013）年と平成 30（2018）年との比較では、国や県、本市の外国人労働者数はいずれも約2倍に増加しています。

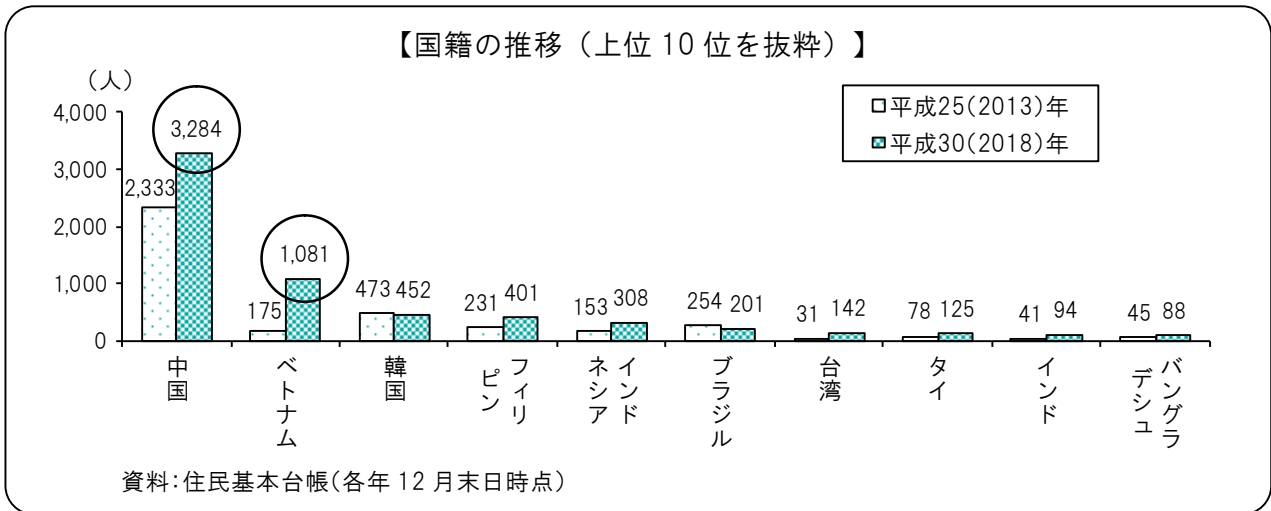


【今後の見込み等について】

<p>大学による積極的な留学生の受入れ</p>	<p>○本市の外国人市民のうち留学生が占める割合は、国や県の割合を大きく上回っており、本市の大きな特徴となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島大学においては、「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択され、令和5（2023）年度には留学生を通年で3,600人とする目標を掲げ、積極的な受入れを行っています。 ・広島国際大学においても、アジア諸国の高齢化とそれに伴う介護や福祉の人材需要の高まりを受け、「アジア介護・福祉教育研修センター」を開設するなど、積極的に留学生の受入れを進めています。 <p>○今後も、国における「ポスト留学生30万人計画」を見据えた各大学の取組により、大学の国際化がより一層進展し、留学生の更なる増加が見込まれます。</p>
<p>アセアン諸国を中心に増加する技能実習生</p>	<p>○近年の少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、労働力不足の中において、技能実習生については、受入れに関わる制度が順次拡大されています。</p> <p>○本市でも技能実習の在留資格による市民が増加しており、特にベトナムをはじめアセアン諸国を中心に増加しています。</p> <p>○技能実習を含む外国人労働者は、少子高齢化の進行で今後も見込まれる労働力不足や新たな在留資格「特定技能」が創設された改正入管法の施行により、今後も増加することが見込まれます。</p>
<p>永住者の増加</p>	<p>○永住者についても、留学後の就労や特定技能の創設などにより、日本での滞在が長期となり、資格要件に達する外国人が増えることにより、引き続き増加することが見込まれます。</p>

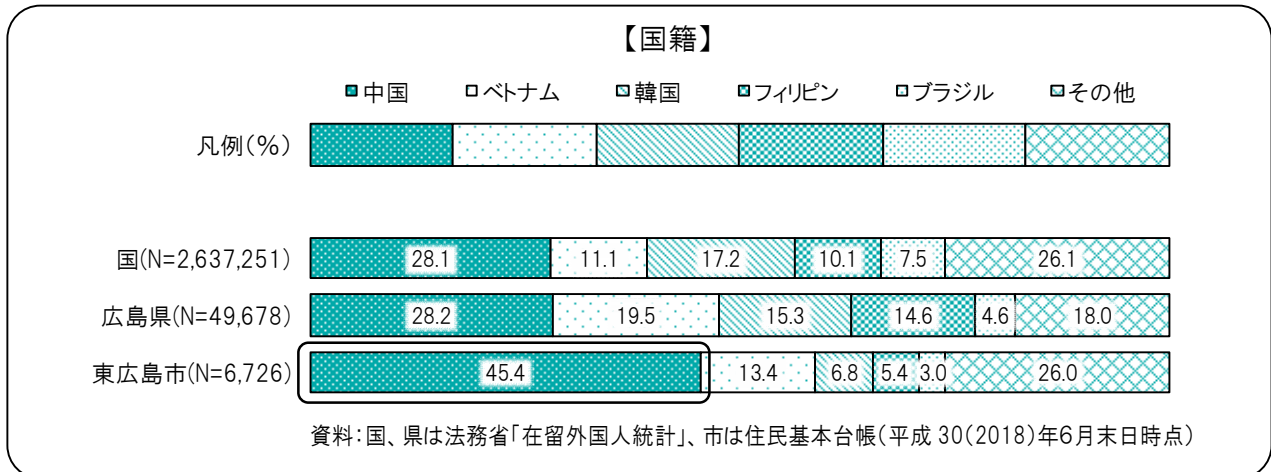
(3) 外国人市民の国籍

外国人市民の国籍をみると、平成 30（2018）年では、「中国」が 3,284 人と最も多く、次いで「ベトナム」（1,081 人）、「韓国」（452 人）、「フィリピン」（401 人）と続きます。平成 25（2013）年からの推移では、外国人市民の国籍が最も多い「中国」の場合、その増加率は平成 25（2013）年を基準とした場合 40.8%、「ベトナム」の場合 517.7%と、他国の増加率を大きく上回っています。一方で、「韓国」や「ブラジル」は減少傾向にあります。



<国・県との比較>

国や県の国籍比率と比較すると、本市では「中国」の割合が半数近くを占め、国や県の比率を大きく上回っています。また、「韓国」や「フィリピン」は、国や県の比率を大きく下回っています。



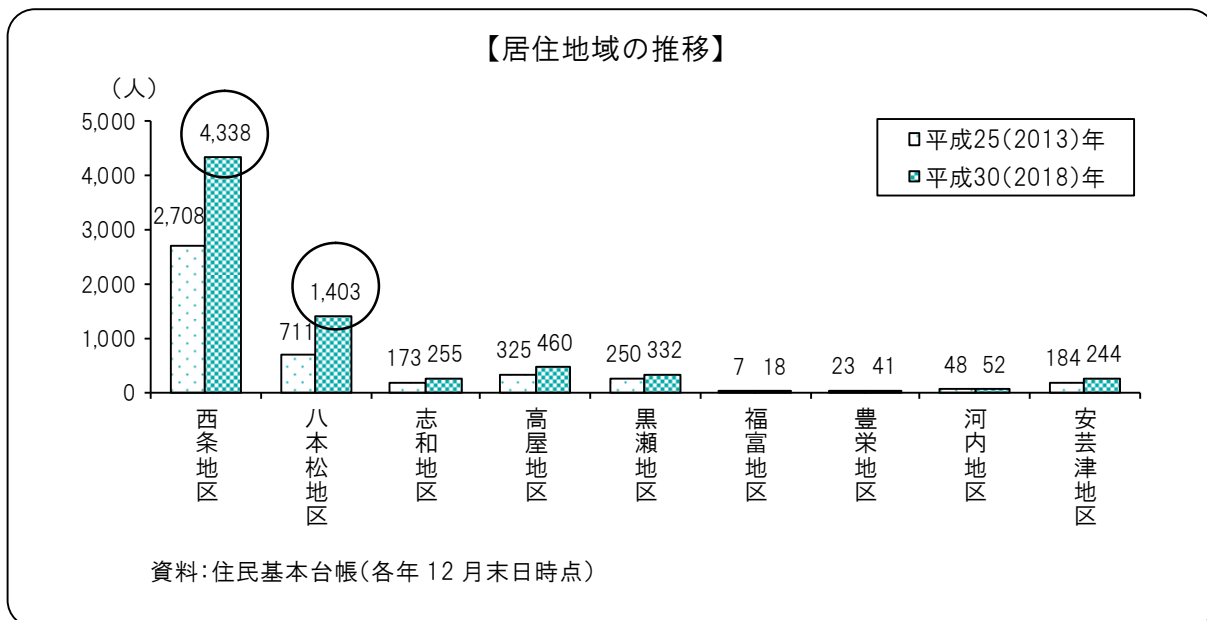
【今後の見込み等について】

中国やベトナムなどアセアン諸国を中心とした増加

○本市には、90 を超える国や地域から多様な言語や文化等を持った外国人が訪れ、居住しています。中でも「中国」が最も多く、国や県の割合を大きく上回っています。次いで「ベトナム」「韓国」「フィリピン」と続き、これらで全体の7割を占めているほか、特に、近年アセアン諸国からの増加が続いており、今後も増加が見込まれます。

(4) 外国人市民の居住地

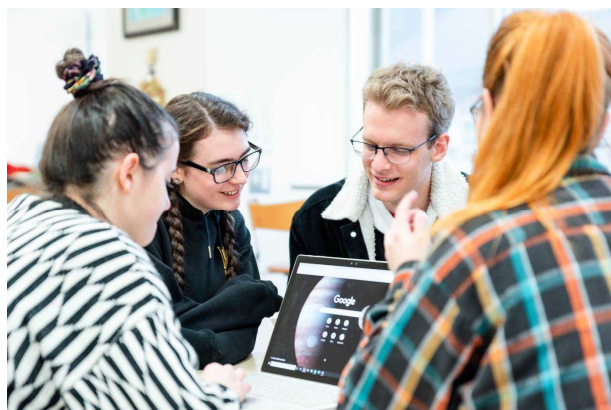
外国人市民の居住地をみると、平成30(2018)年12月末日時点では、「西条地区」が4,338人と最も多く、次いで「八本松地区」(1,403人)、「高屋地区」(460人)と続きます。全市的に増加していますが、平成25(2013)年からの推移では、最も外国人市民が多い「西条地区」の増加率は、平成25(2013)年を基準とした場合60.2%、「八本松地区」では97.3%となっています。



【今後の見込み等について】

西条や八本松地区での増加見込み

○留学生や技能実習生が多く居住している「西条地区」や「八本松地区」を中心に、今後も外国人市民の増加が見込まれます。



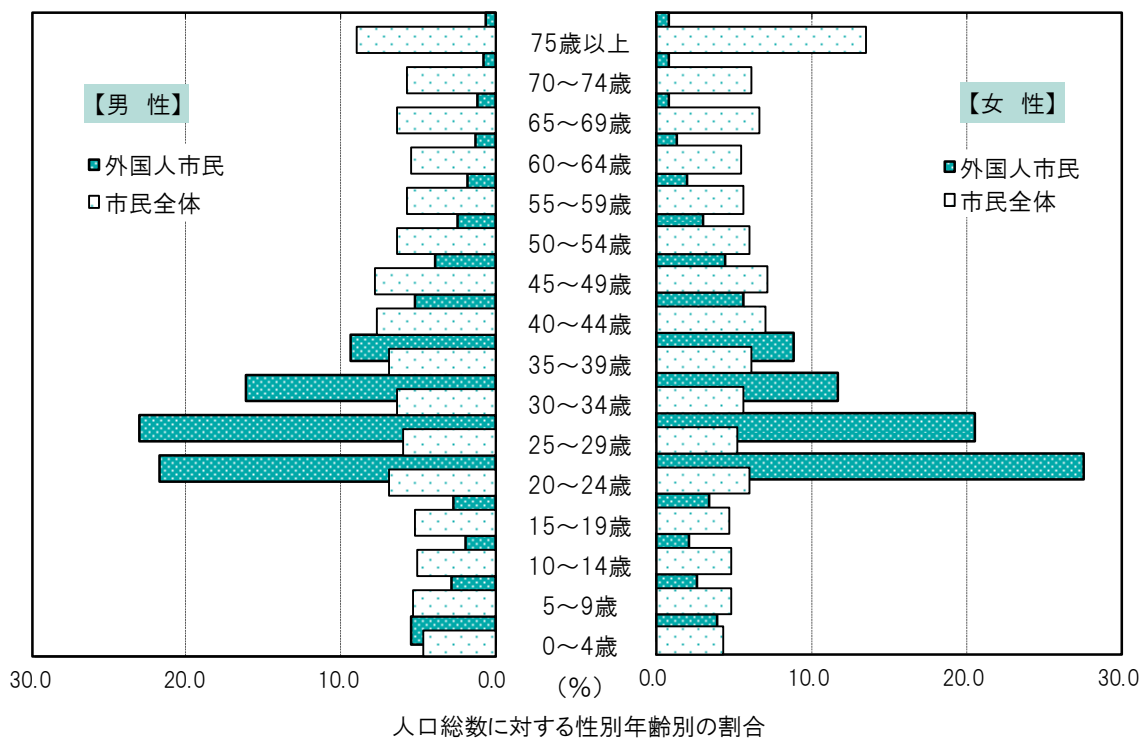
世界各国からの留学生

(5) 外国人市民の年齢

本市における外国人市民の年齢別人口構成比をみると、年少人口(14歳以下)が9.3%、生産年齢人口(15~64歳)が88.2%、高齢者人口(65歳以上)が2.5%と、生産年齢人口が大半を占めています。

更に、市民全体の人口構成比と比較すると、男女共に20~30歳代前半の人口構成比が高く、40歳以上が低くなっています。

【市民全体・外国人市民の年齢5歳階級別人口構成比】



資料:住民基本台帳(平成30(2018)年12月末日時点)

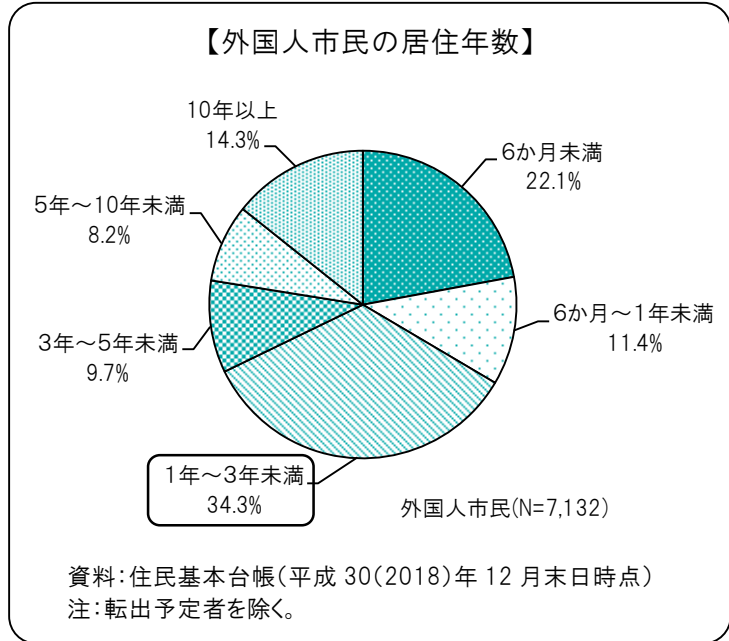
【今後の見込み等について】

若い年齢層を中心に子育て世帯も多い特性

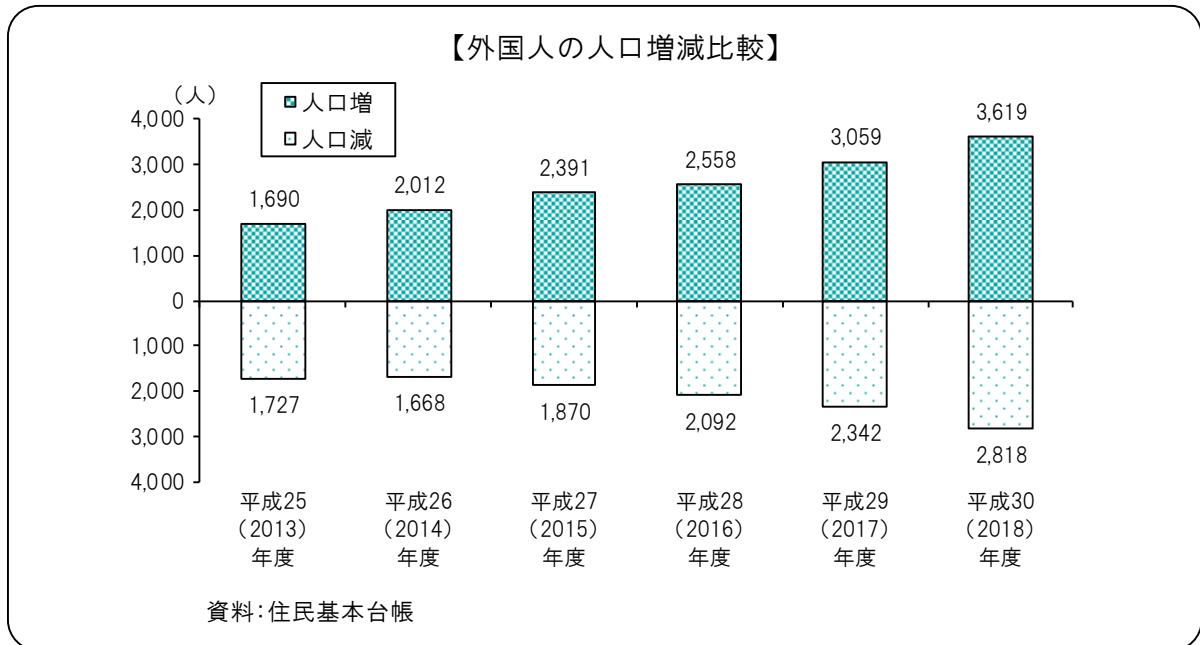
- 年齢については、20~30歳代が全体の約7割を占め最も多くなっています。一方で、0~14歳の子どもの割合も1割程度と、子育て世帯も一定程度居住していることがうかがえます。
- 今後も留学生や技能実習生の増加により、同様の傾向が続くことが見込まれます。

(6) 外国人市民の居住年数と人口の動き

外国人市民の居住年数は、「1年～3年未満」が34.3%と最も多く、次いで「6か月未満」(22.1%)、「10年以上」(14.3%)と続きます。「3年未満(合計)」で、全体の7割近く(67.8%)を占めています。



一方、外国人市民の人口動態をみると、平成30(2018)年度では、3,619人の増加、2,818人の減少で、増加と減少の差より801人の人口増加となっています。毎年、国外からの「新規登録者」が多く暮らし始める一方で、外国人市民の4割以上が入れ替わっている計算となります。



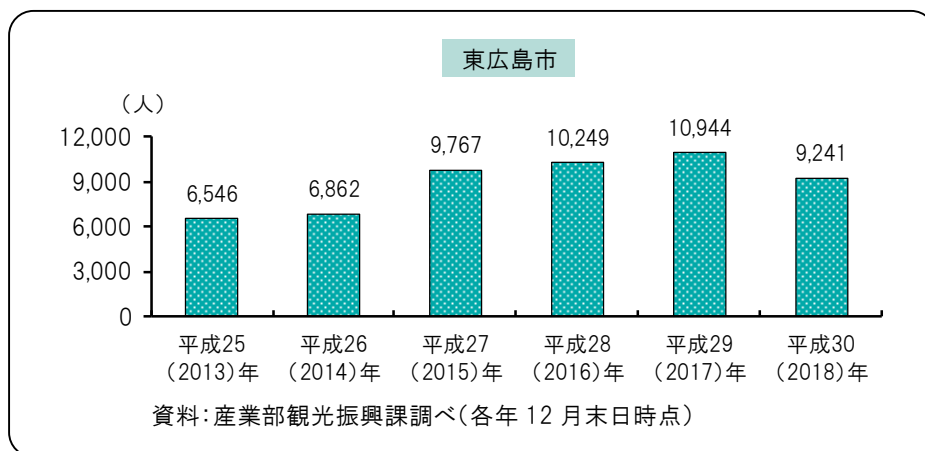
【今後の見込み等について】

入れ替わりの激しい特性

○留学生や技能実習生など本市の外国人市民は、3年未満の比較的短期の居住者が多くなっています。そのため、転出入も激しく、1年間で約3割から4割の市民が入れ替わっている状況となっています。

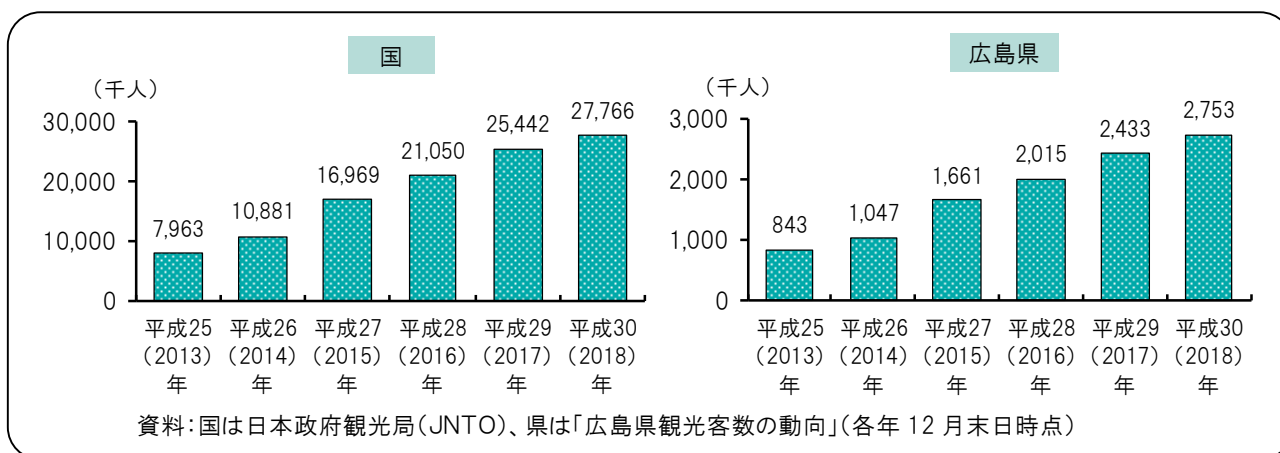
(7) 外国人観光客数の推移

本市の外国人観光客数は、平成 27 (2015) 年に大幅に増加し、以降も緩やかな増加で推移していましたが、平成 30 (2018) 年は減少に転じ、9,241 人となっています。



<国・県との比較>

国や県の外国人観光客数の推移をみると、平成 27 (2015) 年以降、増加が顕著となっており、平成 25 (2013) 年と平成 30 (2018) 年との比較では、国や県の外国人観光客数は3倍以上に増加しています。



【今後の見込み等について】

増加が見込まれる外国人観光客数

○本市の外国人観光客数は、平成 30 (2018) 年は豪雨災害の影響により一旦減少に転じたものの、国や県では年々増加が続いており、今後、本市においても外国人観光客数は増えることが見込まれます。

3 各種調査結果の概要

本プランの策定に当たっては、これまでの取組の課題を抽出するため、「東広島市市民満足度調査」「国際化に関する外国人市民アンケート」「関係団体等へのヒアリング（インタビュー）調査」や「市民参加型のワークショップ（国際化のまちづくりミーティング）」等を通じて市民の意見や実態を把握しました。

（１）東広島市市民満足度調査

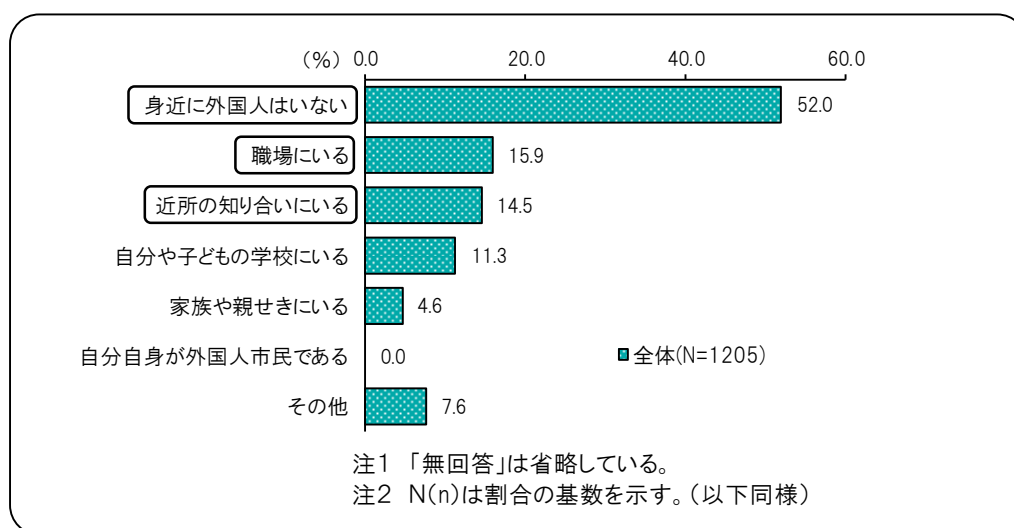
ア 調査の概要

調査名称	東広島市市民満足度調査
調査対象	本市に居住する 18 歳以上の市民（おおむね 16 歳以上）
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査期間	平成 30（2018）年 4～5 月
配布数	2,500 件
有効回収数	1,205 件
有効回収率	48.4%
備考	本調査に「多文化共生のまちづくり」に関する質問を設定

イ 主な調査結果

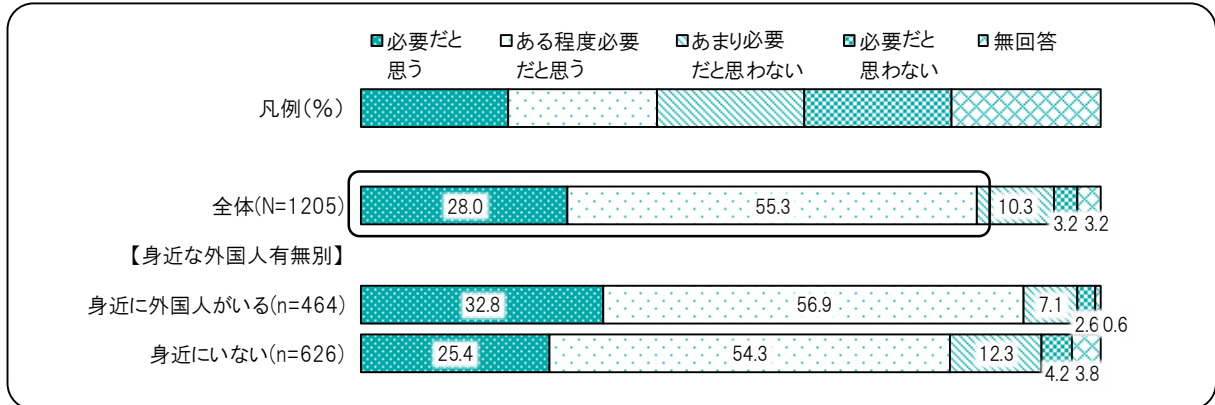
（ア）身近にいる外国人

身近にいる外国人については、半数以上（52.0%）が「身近に外国人はいない」と回答していますが、「職場にいる」は 15.9%、「近所の知り合いにいる」は 14.5%となっています。



(イ) 多文化共生のまちづくりの必要性

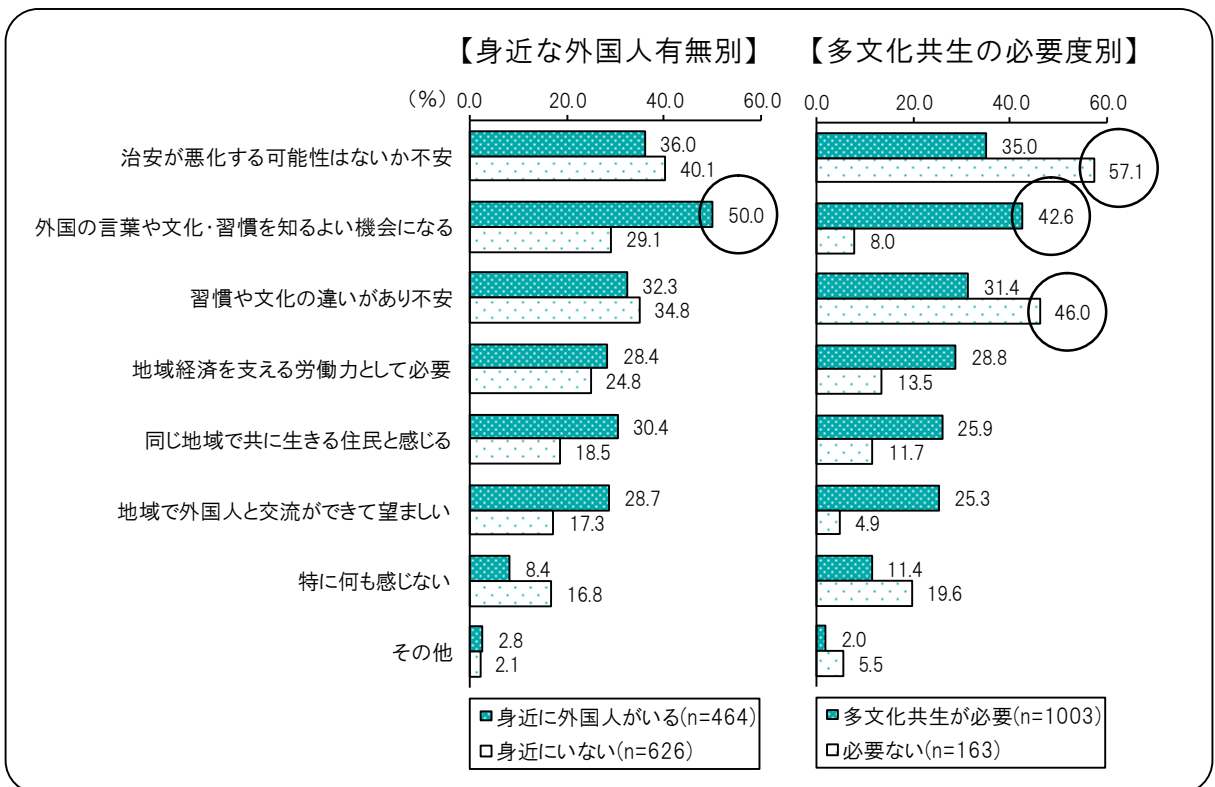
多文化共生のまちづくりの必要性については、「必要だと思う」「ある程度必要だと思う」を合計して8割以上（83.3%）と大半を占めています。また、身近に外国人がいる人は、身近にいない人に比べ、「必要だと思う」の割合が高くなっています。



(ウ) 東広島市に居住する外国人市民について

東広島市に居住する外国人市民については、「治安が悪化する可能性はないか不安」「外国の言葉や文化・習慣を知るよい機会になる」がそれぞれ4割近くの回答があり、次いで「習慣や文化の違いがあり不安」と続きます。

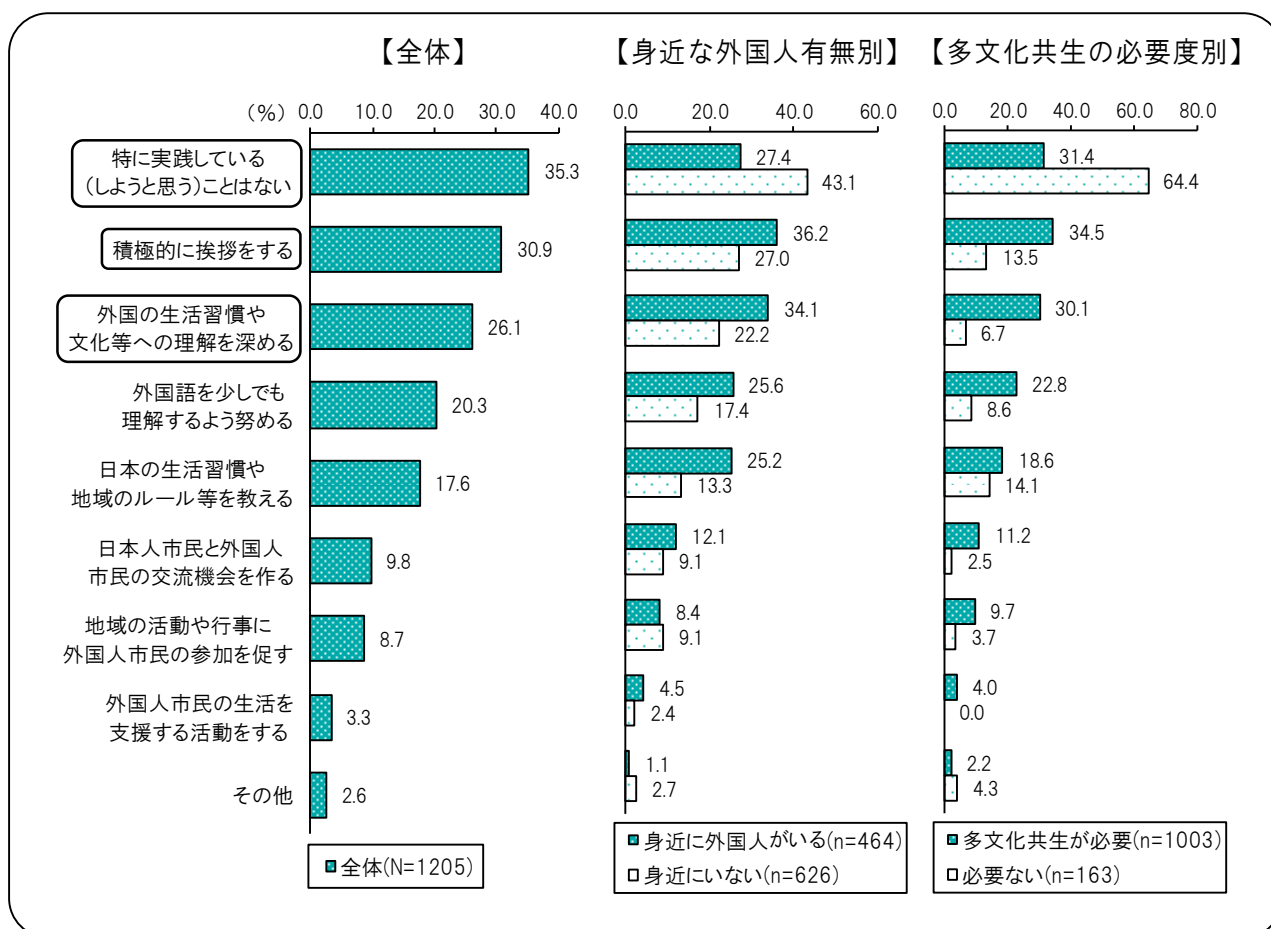
身近に外国人がいる人や多文化共生が必要と思う人は、身近にいない人や必要ないと思う人に比べ、「外国の言葉や文化・習慣を知るよい機会になる」の回答が多く、一方、多文化共生が必要ないと思う人は、「治安が悪化する可能性はないか不安」「習慣や文化の違いがあり不安」などの回答が多くなっています。



(エ) 外国人市民と共生するために実践していること（又は今後実践したいこと）

外国人市民と共生するために実践していること（又は今後実践したいこと）については、「特に実践している（しようと思う）ことはない」が35.3%と最も多く、次いで「積極的に挨拶をする」（30.9%）、「外国の生活習慣や文化等への理解を深める」（26.1%）と続きます。

また、多文化共生が必要と思う人は、必要ないと思う人に比べ、「積極的に挨拶をする」「外国の生活習慣や文化等への理解を深める」などの回答が多くなっています。



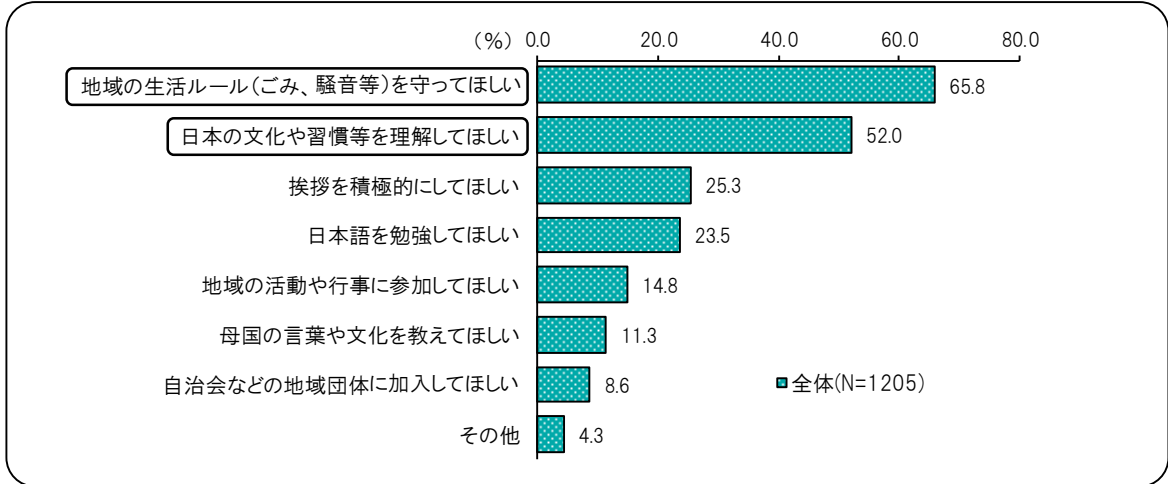
one-to-one にほんご
～外国人と国際交流ボランティアとの交流～



国際化のまちづくりミーティング
～多様性を活力にできる「まち」～

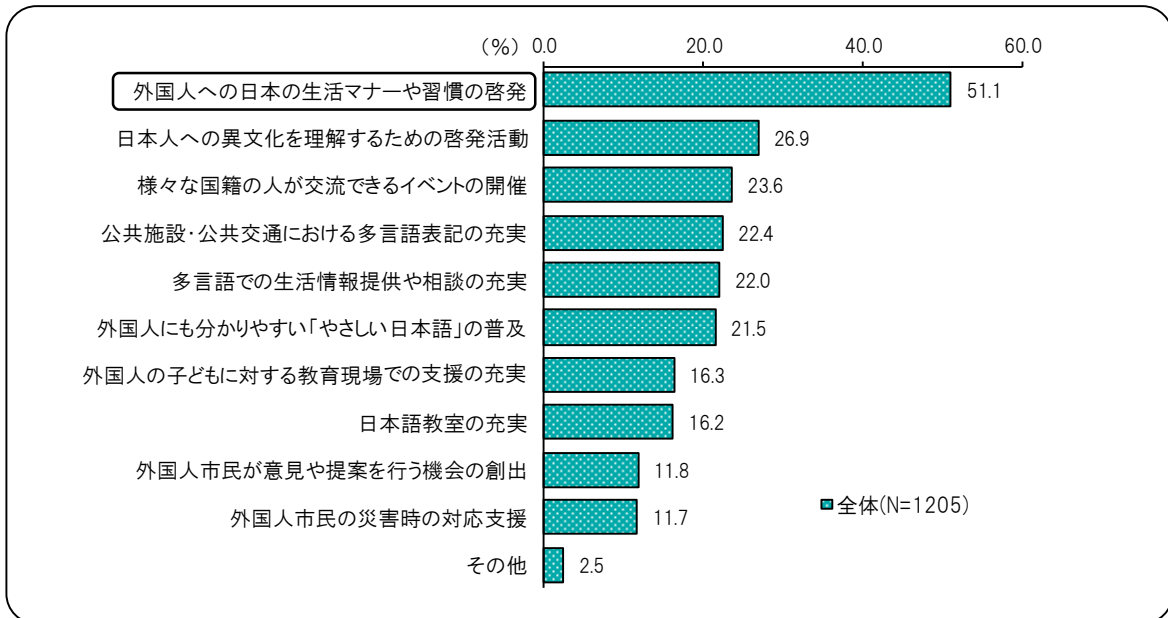
(オ) 外国人市民に努力してほしいこと

外国人市民に努力してほしいことについては、「地域の生活ルール（ごみ、騒音等）を守ってほしい」（65.8%）や「日本の文化や習慣等を理解してほしい」（52.0%）が多くなっています。



(カ) 外国人市民と共生するために、行政として取り組むべきこと

外国人市民と共生するために、行政として取り組むべきことについては、「外国人への日本の生活マナーや習慣の啓発」が51.1%と、突出して最も多くなっています。



(2) 東広島市 国際化に関する外国人市民アンケート

ア アンケートの概要

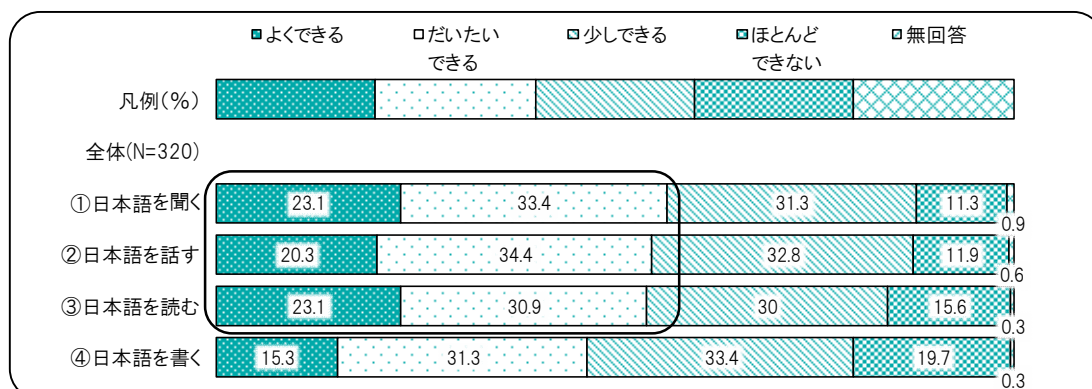
調査名称	東広島市 国際化に関する外国人市民アンケート
調査対象	本市に居住する外国人市民（おおむね 16 歳以上）
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査期間	令和元（2019）年 7～8 月
配布数	1,000 件
有効回収数	320 件
有効回収率	32.0%
使用言語	やさしい日本語表記を基調に、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語に翻訳。

イ 主な調査結果

(ア) 言葉について

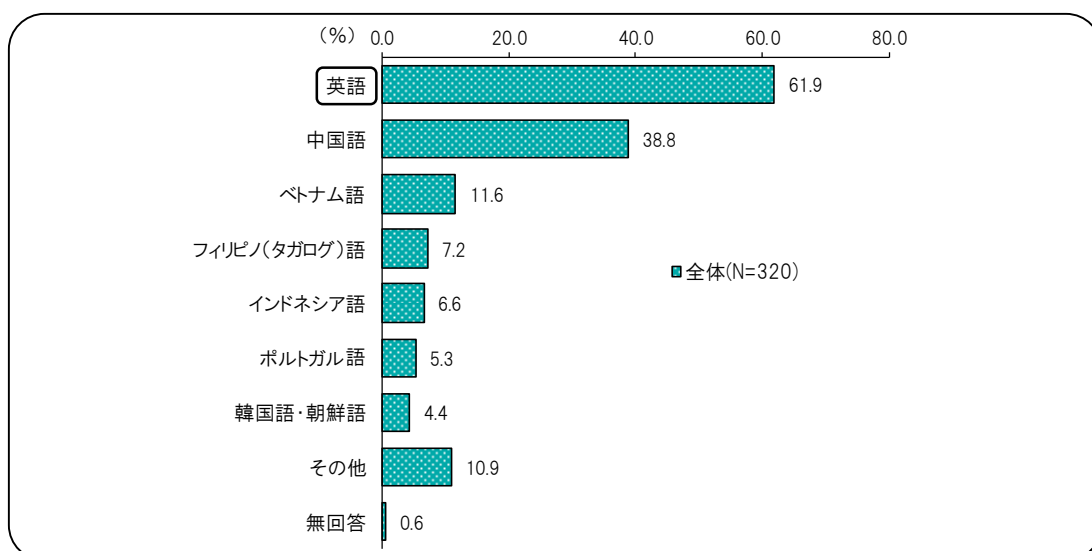
a 日本語の習得状況について

日本語を「書く」「話す」「読む」については、「よくできる」「だいたいできる」が過半数を占めていますが、「書く」については 46.6%と、過半数を下回っています。



b 日本語以外の使用言語について

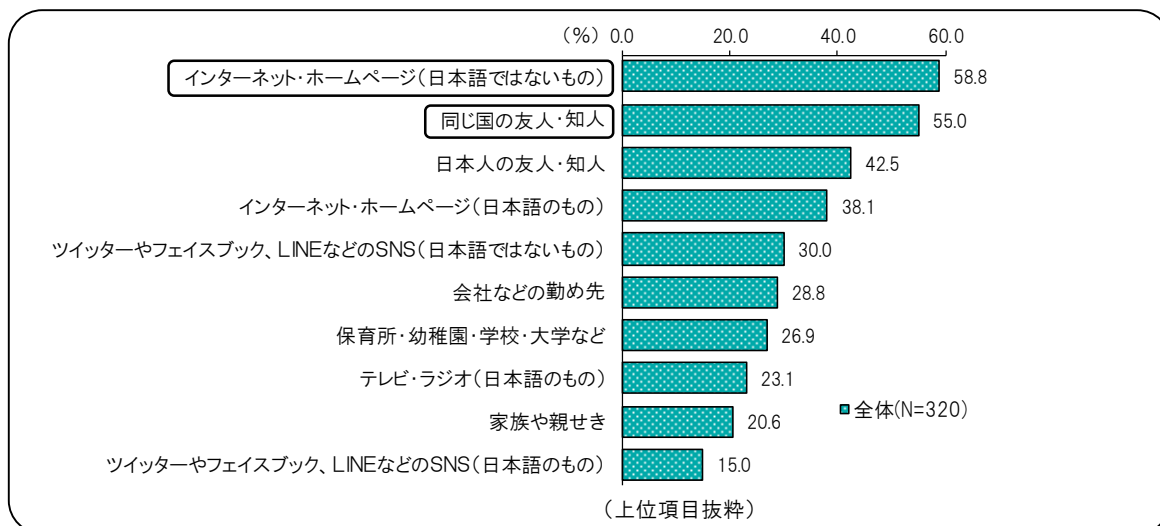
日本語以外で不自由なく使える言語については、「英語」の割合が 61.9%と最も高く、次いで「中国語」（38.8%）、「ベトナム語」（11.6%）の順となっています。



(イ) 情報の入手について

a 生活の情報の入手先について

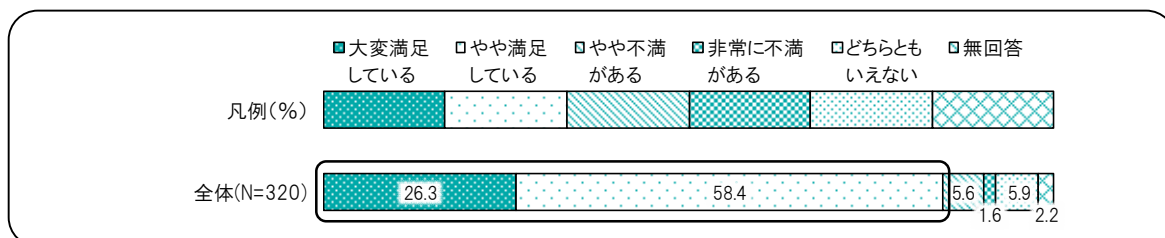
「インターネット・ホームページ（日本語ではないもの）」「同じ国の友人・知人」が50%を超え、そのほか「日本人の友人・知人」「インターネット・ホームページ（日本語のもの）」「ツイッターやフェイスブック、LINEなどのSNS（日本語ではないもの）」が多くなっています。



(ウ) 日常の生活について

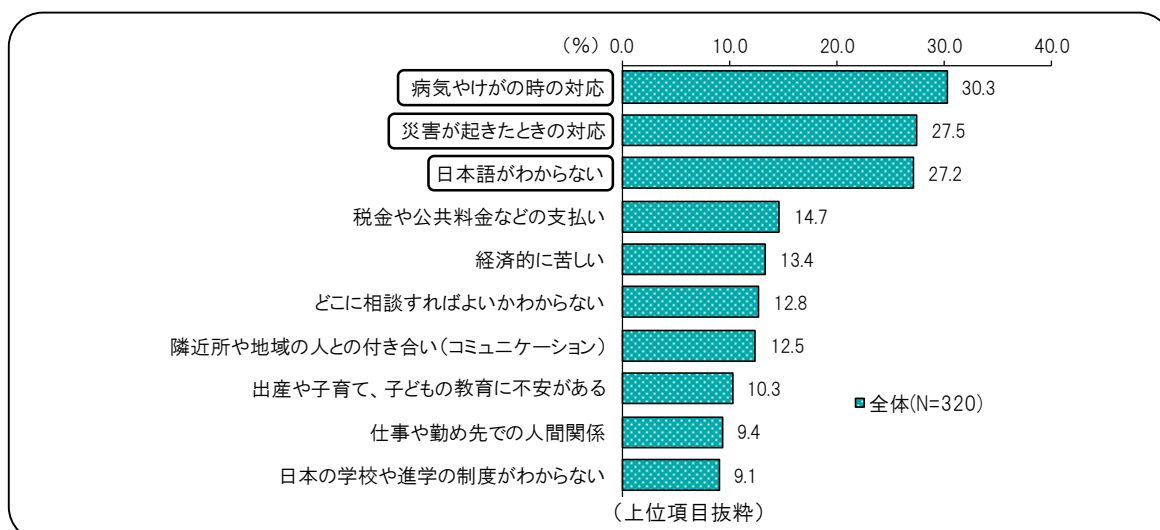
a 暮らしの満足度

東広島市での暮らしについて、「大変満足している」「やや満足している」の合計が84.7%と8割を超えています。



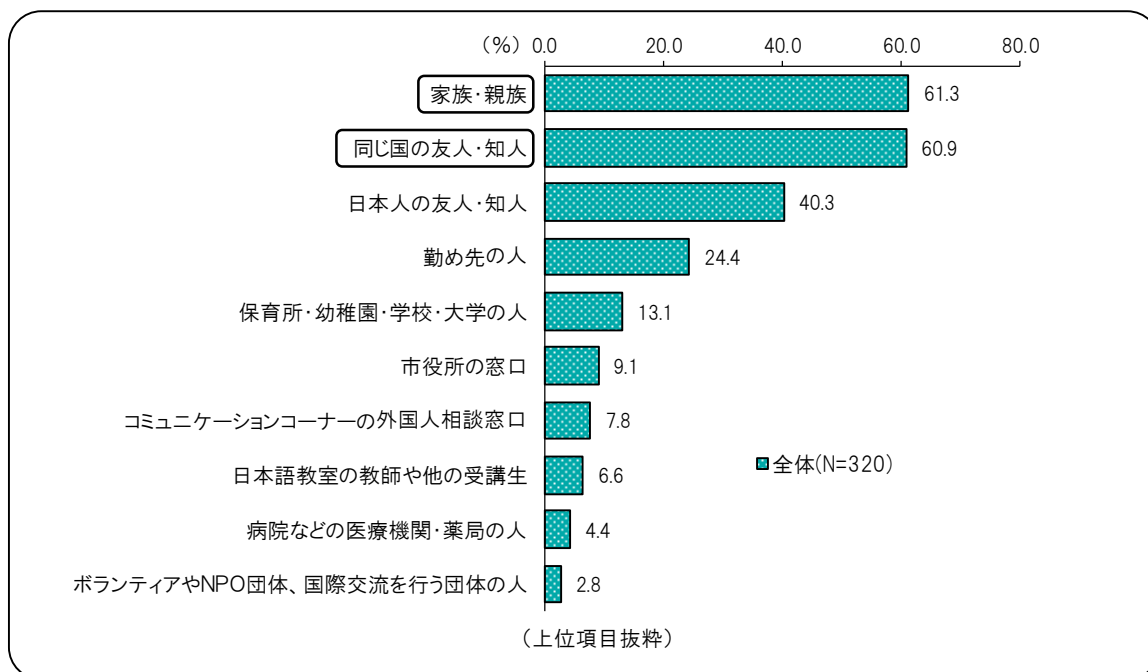
b 日常生活で困っていること、不安なこと

「病気やけがの時の対応」「災害が起きたときの対応」「日本語がわからない」が、それぞれ20%を超えて多くなっています。



c 困ったときの相談先

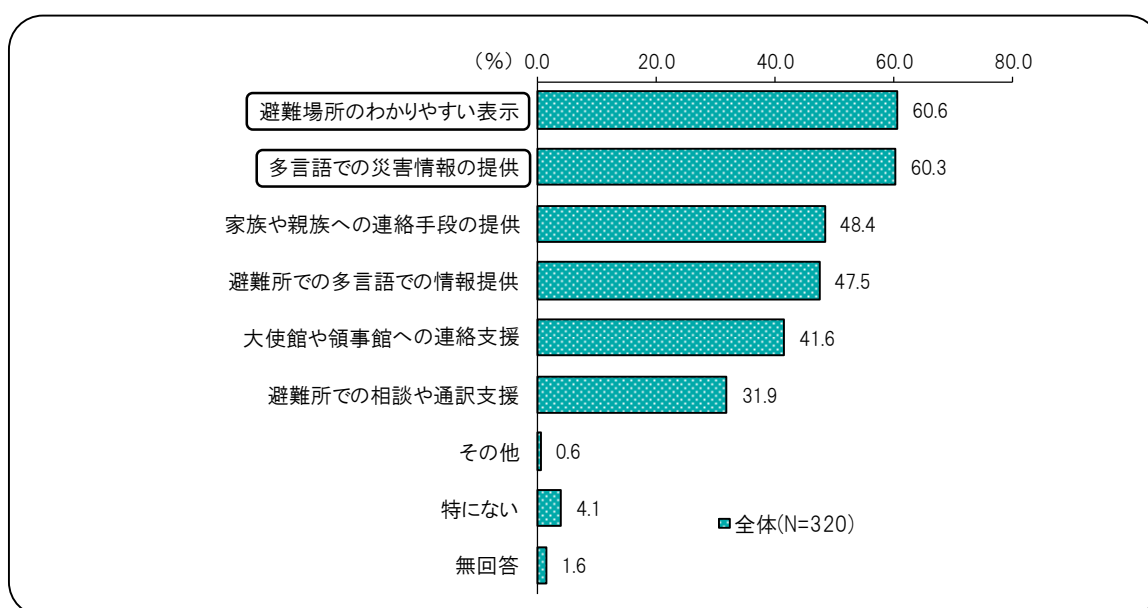
「家族・親族」へ相談する人が最も多く、ほぼ並んで「同じ国の友人・知人」が続きます。以下「日本人の友人・知人」や「勤め先の人」の順となっています。



(エ) 防災について

a 災害時に手助けしてほしいこと

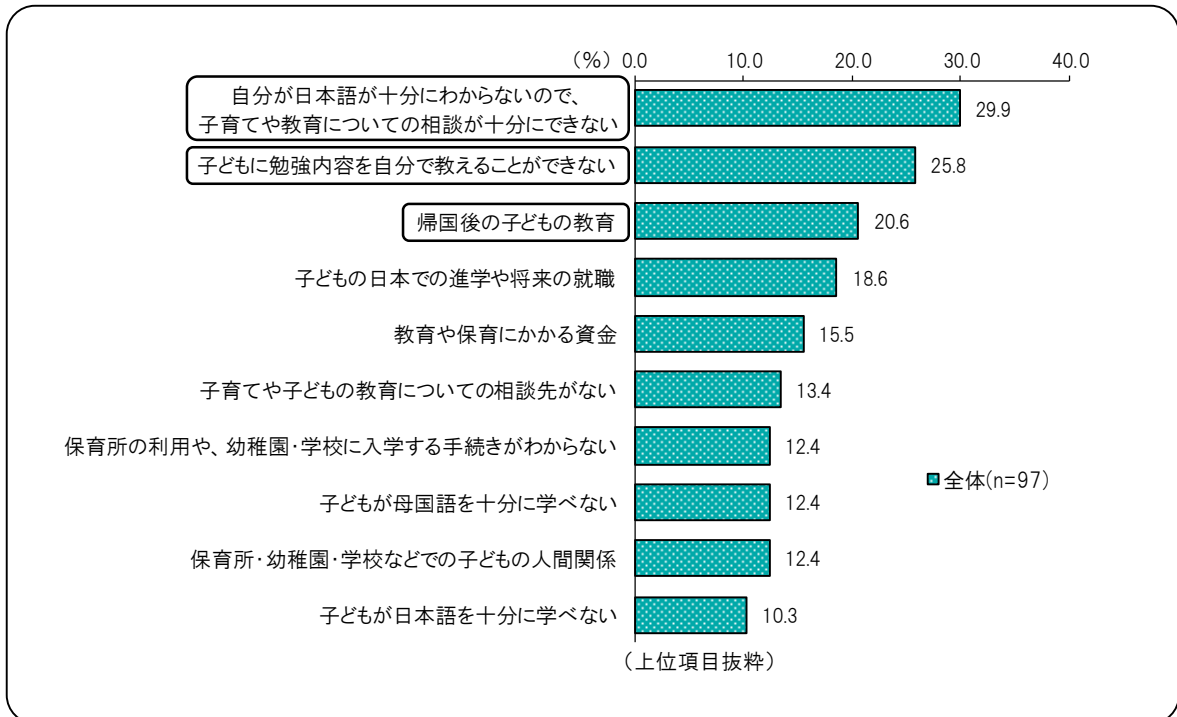
「避難場所のわかりやすい表示」が最も高く、ほぼ並んで「多言語での災害情報の提供」が続きます。以下「家族や親族への連絡手段の提供」「避難所での多言語での情報提供」「大使館や領事館への連絡支援」の順となっています。



(オ) 子どもについて

a 子育てについて困っていること

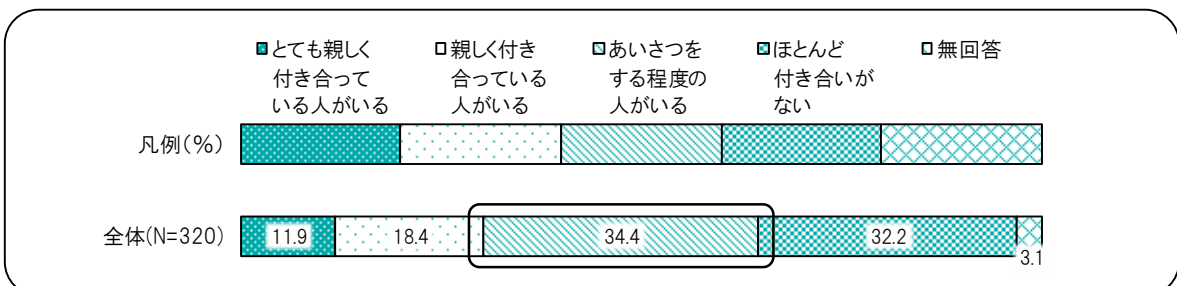
「自分が日本語が十分にわからないので、子育てや教育についての相談が十分にできない」、次いで「子どもに勉強内容を自分で教えることができない」「帰国後の子どもの教育」がそれぞれ20%を超えて高くなっています。



(カ) 地域の人との交流について

a 近所の日本人との付き合い程度

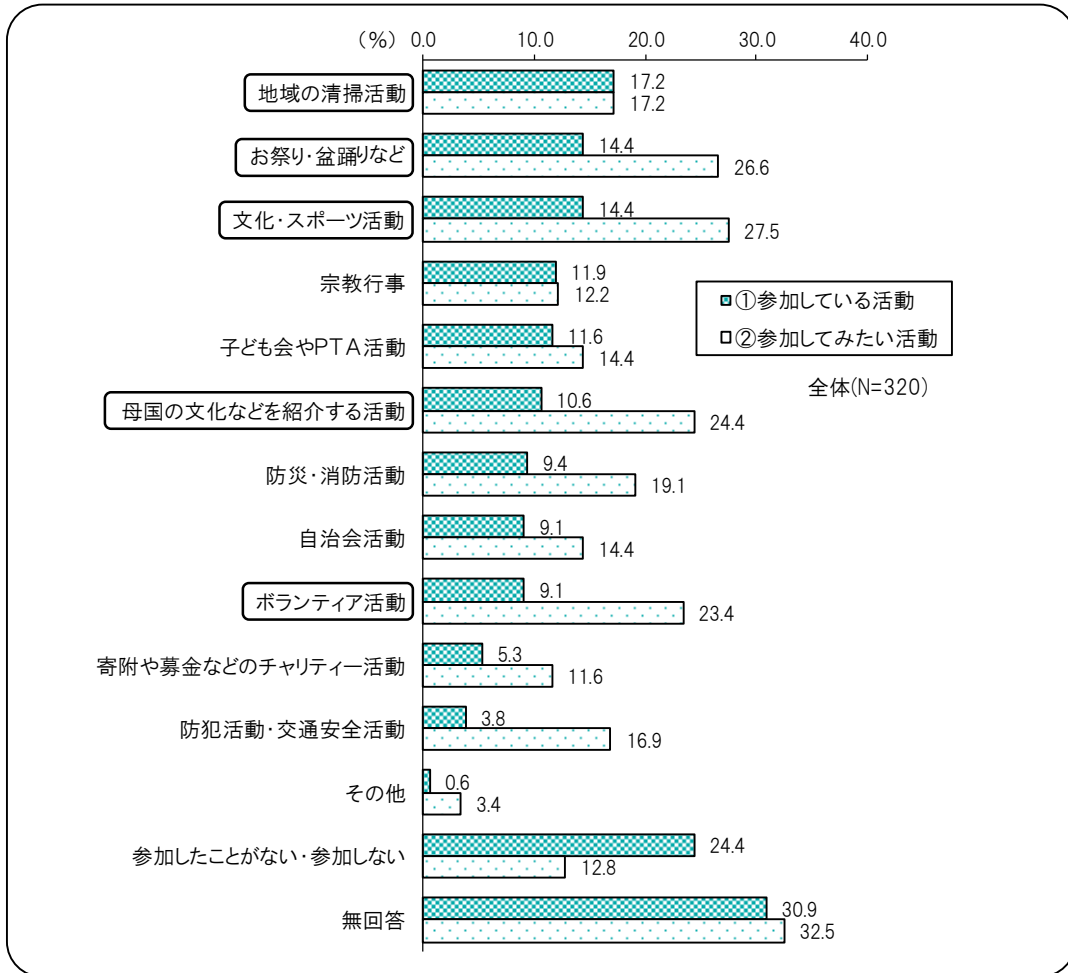
「あいさつをする程度の人がいる」の割合が34.4%と最も高く、ほぼ並んで「ほとんど付き合いがない」が32.2%となっています。一方、「とても親しく付き合いがある人がある」が11.9%、「親しく付き合いがある人がある」が18.4%で、約3割(30.3%)が「親しく付き合いがある人がある」と回答しています。



b 地域活動への参加状況・参加意向

参加している地域活動は、「地域の清掃活動」「お祭り・盆踊りなど」「文化・スポーツ活動」が高くなっています。

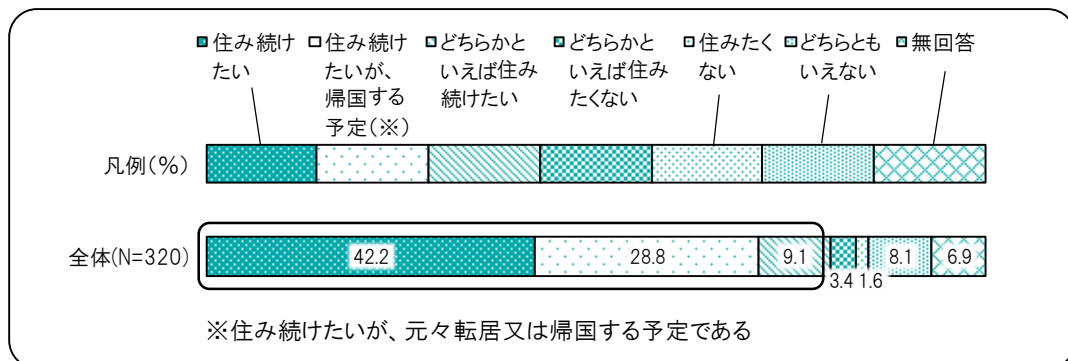
一方、参加してみたい地域活動は、「文化・スポーツ活動」「お祭り・盆踊りなど」「母国の文化などを紹介する活動」「ボランティア活動」がそれぞれ20%を超えています。



(キ) 東広島市のことについて

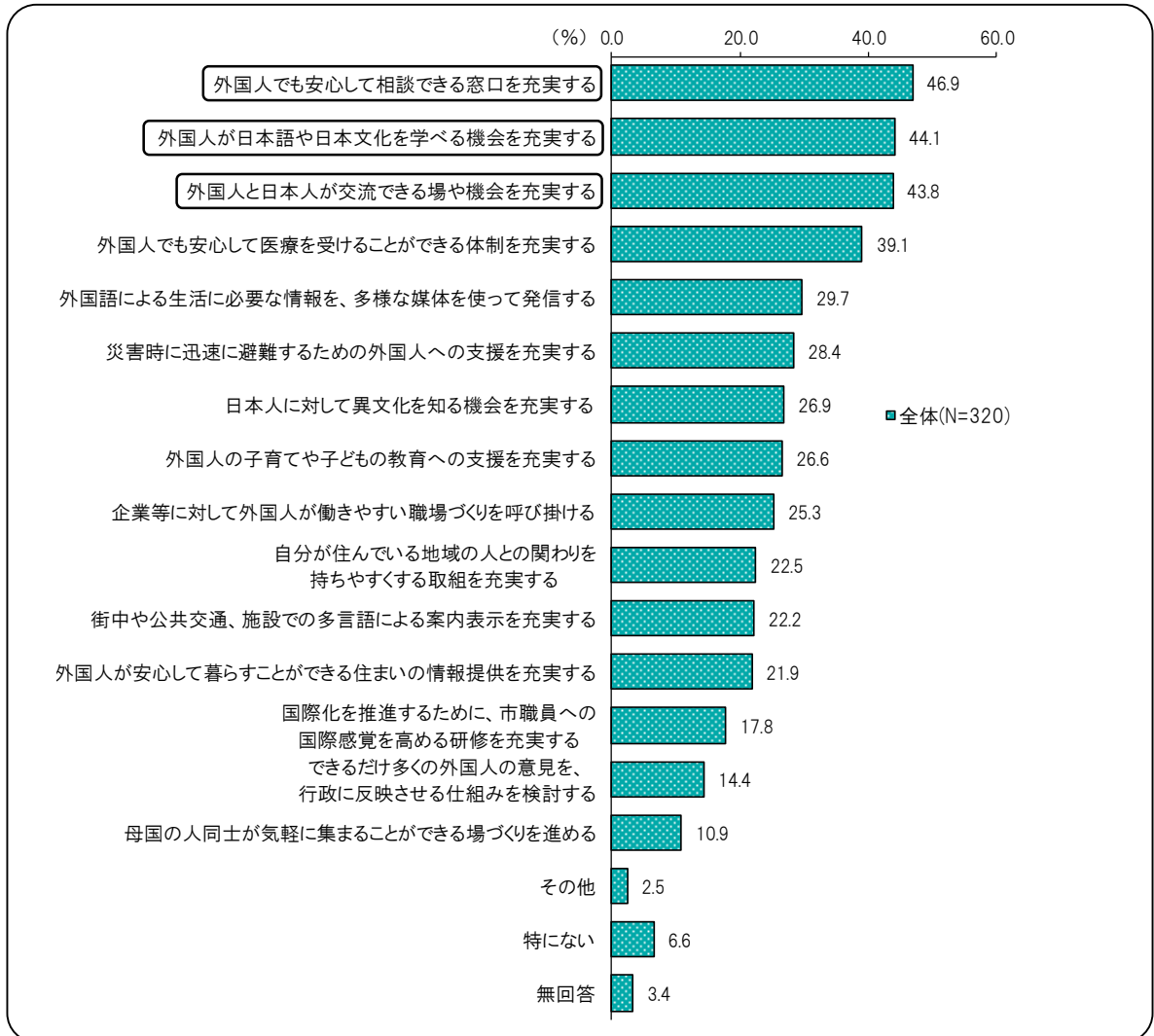
a 今後の居留意向

「住み続けたい」が42.2%と最も高く、「住み続けたいが、元々転居又は帰国する予定である」「どちらかといえば住み続けたい」を合計すると、約8割(80.1%)の人が今後も東広島市に住み続けたいと回答しています。



b 東広島市が力を入れるべきこと

「外国人でも安心して相談できる窓口を充実する」の割合が最も高く、次いで「外国人が日本語や日本文化を学べる機会を充実する」「外国人と日本人が交流できる場や機会を充実する」がそれぞれ40%を超えています。



コミュニケーションコーナー相談窓口
～外国語による生活相談～



にほんごきょうしつ東広島

(3) 国際関係団体等ヒアリング調査

ア ヒアリング調査の概要

調査名称	第3次東広島市国際化推進プラン策定のための関係団体等ヒアリング調査
調査対象	大学関係、小学校・中学校・高校関係、外国人受入れ企業・監理団体、地域活動団体、ボランティア団体、国際交流団体
調査方法	グループインタビュー調査及び個別インタビュー調査
調査期間	令和元（2019）年7月25日、26日
対象団体数	グループインタビュー調査11団体、個別インタビュー調査2団体

テーマ	主な意見等
留学生について	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保が難しい。 ・留学後（帰国後）のつながりがない。 ・帯同している家族（同行者）の実態把握やサポートが課題。
子どもの問題について	<ul style="list-style-type: none"> ・親の事情が子の教育に影響している。 ・日本語が分からず授業についていけない。母語教育も必要。 ・子どもの心の支え、居場所づくりが必要（学童保育含む）。 ・日本語教育の指導者、支援者不足。 ・日本語、日本の学校制度が分からない親への対応が必要。
交流・ふれあいについて	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の参加が少ない。 ・「外国人はお客様」ではなく、「いっしょにやる（協働する）」ことで交流が生まれる。 ・外国人は地域の活動やボランティアに参加しない。 ・生活習慣やごみ出しなどのルールが守れていない問題がある。 ・JICAや広島大学の留学生等がおり、東広島市は他の地域よりも国際交流ができる良い環境であり、それを生かした取組が必要。
情報について	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サイン等の多言語化が必要。 ・情報は多く発信されているのに届いていない。 ・情報の絞り込みが必要。 ・ネット上でコミュニケーションできるアプリ等があるとよい。
市の国際化について	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語学校（日本語の教育機関）が必要。 ・留学生の就職が困難。 ・外国人だけでなく、全ての人が住みやすいまちへ。 ・地域において、人と人をつなぐシステムがあるとよい。 ・短期で帰国する人にもよい印象を抱かれるようにする必要がある。
通訳について	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳が必要。 ・多言語翻訳アプリ等を活用。
行政に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも相談できる体制、「駆け込み寺」が必要。 ・相談コーナーの充実。 ・公共サイン等の多言語表記の充実。

(4) 国際化のまちづくりミーティング

ア ミーティングの概要（平成 30（2018）年度）

名称	国際化のまちづくりミーティング		
	第1回	第2回	第3回
開催期日	平成 30（2018）年 10月27日（日）	平成 30（2018）年 11月25日（日）	平成 30（2018）年 12月9日（日）
対象者	国際交流に関わる団体・個人等		
参加者数	21名	18名	15名
テーマ	「私にとっての国際化・多文化共生とは？」 「5～10年後に実現できたら良いこと」 「そのために必要なこと・もの・人は？」	課題に対する具体的なアクションを考えてみる	東広島市の強みをふまえ、自分たちにできることは？
開催方法	ワールドカフェ形式ワークショップ		

(ア) 理念に関わる意見

主な意見等
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての人々が「市民」として、共に生きる。 ・「日本人」「外国人」等の区別なく、全ての人々が等しく一人の「市民」。 ・誰も何の「壁」も感じない状態。 ・誰もが、安心、安全、快適、便利な生活ができる。

(イ) 個別の問題に関わる意見

項目	主な意見等
言葉に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室の設置、PRが必要。 ・行政情報や学校からのお知らせなどに、やさしい日本語の活用を。 ・公共サインの多言語化、自動翻訳ツールの導入。
次世代の育成に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの前に、保護者の国際理解を進めることが必要。 ・PTAで自国紹介やPRなど保護者間の交流が必要。 ・就学、進学支援が必要。
生活基盤に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生の就職後の住居探し、保証人探しが問題。 ・ごみ出しなど生活習慣や社会生活上のルール共有が必要。 ・雇用する企業側の人権啓発、国際理解を進める取組が必要。
相互理解・コミュニティに関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・近所付き合いができる関係を築くための支援が必要。 ・外国の人にも区長になってもらう。 ・日本文化、外国文化理解の機会創出。 ・同じ外国人コミュニティで集まれる場所が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・活動や支援の拠点が必要。 ・外国人と日本人、地域をつなぐコーディネーター等の人材育成。

イ ミーティングの概要（令和元（2019）年度）

名称	国際化のまちづくりミーティング		
	第1回	第2回	第3回
開催期日	令和元（2019）年 7月28日（日）	令和元（2019）年 8月25日（日）	令和元（2019）年 9月8日（日）
対象者	国際交流に関わる団体・個人等		
参加者数	20名	13名	12名
テーマ	「東広島をもっと良く するために みんな で〇〇しよう！」	多様性を活力にできる 「まち」	出身地を紹介する「場」 をつくるなら
開催方法	ワールドカフェ形式ワークショップ		

テーマ	主な意見等
「東広島をもっと良くするために みんなで〇〇しよう！」 ～私たちにできること～	<ul style="list-style-type: none"> ・文化の違いを学ぶ、互いの文化を理解する。 ・情報発信が大切。 ・外国人の悩みを聞く。 ・言語が大切、ごみ捨てなどの日本のマナーやルールを広める。 ・国籍を問わず関わり、一緒にイベントを企画し運営する。 ・生活のサポート。
多様性を活力にできる「まち」	<ul style="list-style-type: none"> ・ワールドフェスタなど、自国を紹介する祭りを自分たちで開催する。 ・それぞれの得意なことを生かす出番、役割があるまちに。 ・祭りは継続して開催するのがよい。その結果として様々な交流ができ、コミュニティが生まれる。 ・活躍の場にはお祭りのようなものと仕事の両方がある。それぞれが得意なことを生かせる場を作る。 ・能力を生かし、活躍するためスタートラインのハードルを下げる。（合理的配慮、ユニバーサルデザイン）
出身地を紹介する「場」をつくるなら	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災活動、避難訓練」に共に参加する。 ・自国の料理紹介（教室）をきっかけにした文化交流。 ・ボランティアフェスティバル（できることの自慢大会）。

第3章 第二次プランでの取組と今後の課題

1 第二次プランにおける取組と評価

第二次プランでは、外国人市民に向けた支援として、「外国人市民に向けた施策」「受入れ住民に向けた施策」「共通する施策」「行政の国際化と体制整備」という4つの施策に基づき、様々な分野にわたる取組を推進してきました。

第二次プランの実施状況とその評価、課題については、以下のように認識しています。

(1) 外国人市民に向けた施策

施策の方向性	主な施策
① 転入前の支援	生活情報、居住支援のための情報提供など
② 生活開始時の支援	生活オリエンテーション、ガイドブック作成など
③ 多言語相談	相談窓口、多言語情報の提供など
④ 日本語学習	日本語教室の充実など
⑤ 移動	公共サイン多言語化、交通ルールの周知など
⑥ 労働	就労支援、労働環境の改善など
⑦ 保健・医療・福祉	多言語対応による情報提供、通訳派遣など
⑧ 子育て・教育	出産・保育、就学時の支援など
⑨ 防災	啓発、災害時対応のための体制整備など
⑩ 留学生支援	大学との連携による支援、留学生の交流支援など
⑪ 自立と地域社会への参画	外国人市民ネットワークの構築など
⑫ サービスの存在周知	多言語版広報、市ホームページ等の充実など

<調査等の結果>

◇日本での生活に必要な情報の入手程度は、市での居住年数が1年未満の方の19.8%が「あまり入手できていない」「ほとんど入手できていない」と回答しています。

◇市の外国人市民向けの取組の認知状況は、最も高いものでも認知率が50%となっています。

◇情報の入手先は、インターネット、ホームページや同じ国又は日本人の友人、知人に続いて、SNSが多くなっています。

◇地域団体への加入状況は、入っている方が13.1%、入っていない方が85.3%、入っていない方のうち72.2%が自治会等を知らないと回答しています。

◇地域活動への参加状況は、参加したことがない方が24.4%となっています。

<評価・課題>

- 12の施策の方向性に基づいて、基本施策を展開してきました。方向性の中で、施策が展開できなかったものはありませんが、取組が十分ではなかったものがあります。
- 外国人市民の入れ替わりが激しく、居住年数が短い本市において、市が提供する相談やコミュニケーション支援、防災などの各種サービスの周知といった情報提供のあり方は、SNSの普及など利用媒体の変化も踏まえて、より確実に情報を届けるための方法の工夫が必要です。
- 外国人市民の自立と地域社会への参画について、外国人市民のボランティアへの参加促進や、外国人市民のネットワークの把握など、留学生支援や交流活動等の施策も活用しながら取り組んできましたが、特に、地域活動への参画が十分には進んでいません。

(2) 受入れ住民に向けた施策

施策の方向性	主な施策
①多文化共生の雰囲気づくり	国際交流イベントの開催など
②受入れ体制の整備	ボランティアの育成、企業等への啓発など
③サポート情報等の提供	支援団体等への情報周知など

<調査等の結果>

- ◇多文化共生のまちづくりの必要性については、「必要だと思う」「ある程度必要だと思う」が83.3%と、大半の方が必要性を認識しています。
- ◇本市に居住する外国人市民について、身近に外国人がいる人では「外国の言葉や文化・習慣を知るよい機会になる」と好意的に捉える意見の割合が50.0%と最も高い一方で、身近にいない人では「治安が悪化する可能性はないか不安」が40.1%と懸念を示す意見の割合が最も高くなっています。
- ◇外国人市民と共生するために実践していること（又は、今後実践したいこと）については、身近に外国人がいる人では「積極的に挨拶をする」「外国の生活習慣や文化等への理解を深める」の割合が高い一方で、身近にいない人では「特に実践している（しようと思う）ことはない」の割合が最も高くなっています。

<評価・課題>

- 3つの施策の方向性に基づいて、基本施策を展開してきました。方向性の中で、施策が展開できなかったものはありませんが、取組が十分ではなかったものがあります。
- 様々な交流事業を展開し、多文化共生の雰囲気づくりを行ってきましたが、市民満足度調査等の結果から、多文化共生の意識を持つ市民は多いものの、外国人が居住していることに対し不安を感じる市民も多いことが分かりました。身近に外国人がいない、交流機会もない市民に対して、交流活動への参加を促進するための更なる働き掛けが必要です。

(3) 共通する施策

施策の方向性	主な施策
①交流機会の創出	交流イベント、ネットワーク構築への取組など
②国際協力の推進	国際協力研修事業への協力、意識醸成など
③意見の集約	市民意見の常時収集、アンケートの実施など

<調査等の結果>

◇関係団体へのヒアリングや市民を対象にしたミーティングでは、外国人と日本人が協力して企画、運営することや、様々な団体が参画したイベントの必要性について意見が出されました。

<評価・課題>

○3つの施策の方向性に基づいて、基本施策をおおむね計画通りに展開してきました。
 ○交流活動に関わる各種団体間のネットワーク構築については、様々な取組を通じて進めてきましたが、その広がりはまだ限定的であり、引き続き取組を強化する必要があります。

(4) 行政の国際化と体制整備

施策の方向性	主な施策
①庁内体制の整備	多文化共生コーディネーターの活用、職員啓発など
②市内連携	他機関の人材・施設の活用など
③市外連携	周辺市町との連携、広域連携の推進など

<調査等の結果>

◇市民を対象にしたミーティングでは、国際交流活動や支援の拠点、関係機関等をつなぐコーディネーターの人材育成の必要性について意見が出されました。

<評価・課題>

○3つの施策の方向性に基づいて、基本施策を展開してきました。方向性の中で、施策が展開できなかったものはありませんが、取組が十分ではなかったものがあります。
 ○本市の国際化推進における中核的団体である東広島市国際化推進協議会について、より多様な団体や個人が参画し、主体的に活動を支える体制にしていく必要があります。
 ○国際化を進める上で、市内のみならず市外の組織とも連携をしていくことが重要ですが、特に、災害時における県外も含めた広域での連携、応援体制を整備していく必要があります。

2 今後の課題

各種調査結果や第二次プランの評価等から、第3次プランに向けた本市での課題は、次のように捉えています。

(1) 外国人市民の生活環境の充実

- 外国人市民が生活する上での様々な困りごとに対応するため、相談体制の充実が必要です。
- 外国人市民に情報を分かりやすく届けるために、情報提供やサービスの周知方法に工夫が必要です。特に、転入時の情報提供は、円滑に生活を始めるためにも重要です。
- 日本語や日本の文化、習慣に不慣れな市民が増加する可能性を踏まえ、円滑に日常生活を送るための日本語学習支援をはじめとし、日本人への「やさしい日本語」の普及促進等、コミュニケーション支援が必要です。
- 外国につながる子どもやその保護者について、日本語能力、文化、習慣の違いに配慮した、学校や周囲とのコミュニケーションの支援が必要です。また、子どもへの学校での支援体制の充実だけでなく、学校外での支援の充実も必要です。
- 日常生活の困りごととして、医療や防災に関する支援の充実が必要です。特に、大規模災害の経験を踏まえて避難場所の周知をはじめ、多言語での災害情報の提供等、防災対策の充実と地域自治組織等との連携による災害時の支援体制づくりを進める必要があります。【重点課題1】

(2) 外国人市民も共に活躍できる環境づくり

- 外国人市民が孤立することを防ぐため、地域社会への参画や同国出身者のコミュニティ形成等つながりづくりが必要です。【重点課題2】
- 外国人市民が支援されるだけでなく、多様な言語や文化等も含めた能力や知識を生かし、より地域で活躍できるような環境づくりが必要です。【重点課題3】
- 外国人市民が地域社会の一員として安定した生活を送るため、ハローワーク等、関係機関と連携した就労支援が必要です。

(3) 多文化共生に向けた仕組みづくり

- 外国人市民のまちづくりへの意見を把握し、施策に反映させていくための仕組みづくりが必要です。

(4) 国際交流の促進

- 交流による相互理解促進のため、国際化や多文化共生に関心が低い層に向けた、交流イベント等への参加を促進する工夫が必要です。
- 外国人市民の交流イベントへの参加促進や、イベントの企画、運営への主体的な関与を高める取組が必要です。【重点課題4】
- 国際交流活動を行う団体間のつながりを深める取組が必要です。【重点課題5】
- 交流を支える人材の掘り起こしや育成、支援が必要です。

(5) 国際理解の促進

- お互いの文化や習慣の理解不足による偏見や誤解をなくすため、外国人市民、日本人市民相互の理解を深める取組が必要です。
- 多様な言語や文化を持つ留学生やJICA研修事業の研修員等との交流機会を創出し、様々な交流を通して国際理解を促進する必要があります。

(6) 国際化に向けた都市環境の充実

- 外国人観光客等を含め、本市に滞在する外国人の滞在環境の利便性向上のため、街中や公共交通、施設等での多言語表示や情報通信環境の充実が必要です。

(7) 多様な人材の活躍と地域資源の活用

- 90 を超える国や地域からの外国人が共に市民として暮らすという、本市の特徴である多様性を地域資源と捉え、市の活力につなげていく取組が必要です。
- 比較的短期間の居住の外国人市民が多いことを、市の魅力を世界に発信できるチャンスと捉え、その情報発信力を生かす仕組みづくりが必要です。
- 国籍数が最も多く多様性に富んでいる留学生については、大学や企業、関係機関との連携を強化し、在学中の活躍促進や卒業後の就労支援といった取組が必要です。
- 大学を核とした国際的研究拠点の形成に向けて、国内外から集まる優秀な研究者や留学生を中心に交流し、イノベーションを起こす取組が必要です。【重点課題6】
- 多様な人材から選ばれるまちとなるための魅力を、外国人の視点から理解し、一層高めるため、外国人市民の行政参画が必要です。

(8) 様々な主体が参画した推進体制の整備

- 増加する外国人市民の支援や交流を目的として、様々な団体や個人により活動が行われていますが、横のつながりは希薄です。個人や団体のほか、留学生や労働者を受け入れている大学や企業間の交流や連携を強化し、活動をより活発化させることが必要です。

【重点課題7】

- 国際交流組織の活性化を図るため、事業の実施方法、体制等の検討が必要です。
- 市の特長を生かした交流や人材育成、魅力発信の場となる活動、交流拠点の充実が必要です。



国際化のまちづくりミーティング
～東広島をもっと良くするために みんなで〇〇しよう！～



国際プラザでの交流事業「子ども英語村」

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

本市には世界中から多様な言語や文化的背景を持った人々が集まっており、今後も、こうした多様性が増していくことが見込まれます。

世界各国の人々から本市が選ばれ、暮らした人々によってその魅力が世界中に広がっていくことは、本市と世界が「つながる」ことを意味します。世界とのつながりがもたらす多様性は、新たな価値観を創出するとともに、本市の持続可能な未来を創り出す経済や文化の発展につながります。

このような多様な人々が安心して暮らし、相互に理解し合い、同じ市民として共に個性や能力を生かして活躍できるまちづくりを目指し、本プランの基本理念を「世界とつながり 未来を創り出す 多文化共生のまち」と定めます。

＝ プランの基本理念 ＝

世界とつながり 未来を創り出す 多文化共生のまち

2 基本目標

基本理念を具体化するための「基本目標」については、本市の現状と課題を踏まえ、次の3項目を定めるとともに、それぞれに「施策の方向性」を定めます。また、基本目標を達成するための「支え」となる「共通基盤」を併せて定めます。

基本目標1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち

本市には、多様な言語や文化等を持つ90を超える国や地域からの外国人が共に市民として暮らしています。誰もが心豊かに、また、日本人、外国人の区別なく暮らし、その個性と能力を生かし、共に地域の構成員として活躍できるまちづくりを目指します。

■施策の方向性

- 1 外国人市民の生活環境の充実
- 2 外国人市民も共に活躍できる環境づくり
- 3 多文化共生に向けた仕組みづくり

基本目標 2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち

国際交流によって、相互理解を促進するだけでなく、これまでとは異なる文化やアイデアといった新しい価値や、価値を生み出す人材の育成を目指します。

■施策の方向性

- 1 国際交流の促進
- 2 国際理解の促進

基本目標 3 多様性を活力にして世界とつながるまち

外国人市民支援という視点だけでなく、言語や文化等が異なる人々が同じ地域で共に暮らす多様性を貴重な資源として捉え、都市の文化的、経済的な魅力向上等の活力につなげていくことを目指します。

■施策の方向性

- 1 国際化に向けた都市環境の充実
- 2 多様な人材の活躍と地域資源の活用

共通基盤 様々な主体が参画した推進体制の整備

地域住民、外国人市民、交流団体、支援団体及び行政など、多様な主体が集うことでネットワークを生み出す活動、交流の拠点の充実を図るとともに、推進組織の活性化や連携を深め、多文化共生のまちづくりや国際都市への成長に向けた取組を推進します。

また、庁内においては、専門性を持った人材の活用や、職員の意識啓発、窓口から発信する情報の多言語化など、環境の整備を推進するとともに、周辺市町や関係団体等との広域的な連携を促進します。

■施策の方向性

- (1) 活動拠点の充実
- (2) 推進組織の活性化
- (3) 庁内体制の整備
- (4) 広域的な連携の促進

3 施策体系

本プランの施策体系については、今日までの社会、経済的動向や、国や県の動き、市民意識やニーズ等を踏まえ、次の体系図に示すような施策の展開を図ります。

【基本理念】 世界とつながり 未来を創り出す 多文化共生のまち

【基本目標】

【施策の方向性】

【取り組むべき施策】

1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち

1 外国人市民の生活環境の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) コミュニケーション支援の充実
- (4) 子どもの教育支援の充実
- (5) 防災対策の充実 **【重点】**

2 外国人市民も共に活躍できる環境づくり

- (1) 地域社会への参画 **【重点】**
- (2) 就労に関するサポート

3 多文化共生に向けた仕組みづくり

- (1) 市民の意見を反映する仕組みづくり

2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち

1 国際交流の促進

- (1) 交流機会の創出 **【重点】**
- (2) 交流を支える人材等の育成・支援
- (3) サポート情報の提供

2 国際理解の促進

- (1) 多文化共生の雰囲気づくり
- (2) 国際協力の推進

3 多様性を活力にして世界とつながるまち

1 国際化に向けた都市環境の充実

- (1) 滞在環境の利便性の向上

2 多様な人材の活躍と地域資源の活用

- (1) 海外への魅力発信
- (2) 地域資源の活用
- (3) 多様な人材の活躍支援 **【重点】**

共通基盤

様々な主体が参画した推進体制の整備

- (1) 活動拠点の充実
- (2) 推進組織の活性化 **【重点】**
- (3) 庁内体制の整備
- (4) 広域的な連携の促進

これまでの各種調査結果や第二次プランの評価等から、第3次プランにおいて実施する取組を整理しました。このうち、基本理念や基本目標に掲げるまちの姿の実現のために、最も寄与度や優先度が高く、他の取組の推進に波及効果のあるものを7つ取り上げ、「重点的な取組」として設定します。

【重点的な取組】

1-1-(5) 防災対策の充実【重点】

(重点1) 災害の発生に備えた体制の整備

- ・災害発生時に適切な支援を行うため、避難所運営や情報発信において必要な多言語、多文化対応の整理を進めます。また、地域自治組織等との連携による支援体制づくりに努めます。
- ・通訳、翻訳ボランティアの確保のため、市内における人材育成を図るとともに、広域的な応援体制の整備を図ります。

1-2-(1) 地域社会への参画【重点】

(重点2) キーパーソン等の把握

- ・外国人市民の積極的な地域活動等への参加、参画を促進するため、イベント等を通じて、外国人と日本人や地域をつなぐキーパーソンとなる人物の発掘を進めます。
- ・キーパーソンを中心として、同国出身者のネットワークを把握し、連携を図ります。

(重点3) 地域活動への参画促進

- ・地域の自治組織の認知度を高め、外国人市民の積極的な地域活動等への参加、参画を促進するため、組織の存在や役割の理解を促進し、組織への加入や参画につなげます。
- ・受入れ側の地域の自治組織に対して、外国人の加入や参画に向けた啓発を行います。

2-1-(1) 交流機会の創出【重点】

(重点4) 多様な主体による交流機会の創出

- ・言語や文化の違いにかかわらず多くの市民が参加し、交流できる機会を創出するため、様々な団体等が主体となって実施する活動を支援し、これまで興味がなかった人も参加しやすいイベントの開催を促進します。
- ・多様な交流団体や個人等と連携し、国際都市らしいイベントの開催を促進します。

(重点5) 交流の活性化に向けたネットワークの構築

- ・交流活動の活性化に向けて、日本人、外国人市民共に交流を希望する団体や個人が集まってマッチングする場や、団体間の情報交換を行う場を創出し、相互協力の体制づくりやネットワークの充実を図ります。

3-2-(3) 多様な人材の活躍支援【重点】

(重点6) 国際的研究拠点の構築に向けた環境整備

- ・国際的研究拠点東広島形成に向け、研究者や留学生が集う基盤を整備するとともに、イノベーションの創出や国際化の推進に向けた取組等を支援します。

共通基盤(2) 推進組織の活性化【重点】

(重点7) 国際交流組織や交流団体間のつながりづくり

- ・本市における中核的な国際交流組織である東広島市国際化推進協議会や国際交流団体の活動を活性化させるため、国際交流団体等が交流する場の創出や情報共有を図る仕組みづくりを行い、より多くの団体が関わり、連携して事業を実施するきっかけづくりを推進します。

第5章 施策の展開

基本目標1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち

本市には、多様な言語や文化等を持つ90を超える国や地域からの外国人が、市民として共に暮らしています。誰もが心豊かに、また、日本人、外国人の区別なく暮らし、その個性と能力を生かし、共に地域の構成員として活躍できるまちづくりを目指します。

そのための指標を、市民の「多文化共生のまちづくり」意識、外国人市民の「東広島市での住み心地」と「近所の日本人との付き合いの程度」に設定します。

〈指標〉

基本目標	内容	現状値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
1 誰もが暮らしやすい多文化共生のまち	多文化共生のまちづくりが「必要」「ある程度必要」だと思う市民の割合	83.3% ^{※1}	86%
	東広島市が「大変住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と感じる外国人市民の割合	81.3% ^{※2}	85%
	近所の日本人と「ほとんど付き合いがない」外国人市民の割合	32.2% ^{※2}	25%

※1 平成30(2018)年「東広島市市民満足度調査」

※2 令和元(2019)年「東広島市国際化に関する外国人市民アンケート」

施策の方向性1 外国人市民の生活環境の充実

本市には、多様な言語や文化を持つ多くの外国人市民が暮らしており、地域で安心して快適に暮らせるよう、コミュニケーションの支援や多言語による相談窓口の充実、暮らしに関する情報の多言語での発信など、生活環境の充実を図ります。

(1) 相談体制の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
1	外国人相談窓口の充実	○外国人が抱える疑問や問題についての相談対応のため、多言語による相談窓口を設置し、相談員の研修やITの活用等による体制の充実を図ります。	政策推進監	継続
2	専門的な相談等の実施	○外国人市民の国籍、在留資格などの多様化に伴い複雑化する相談に対応するため、国、県、他市町の相談窓口や、広島弁護士会等の関係機関と連携し、円滑な解決につなげます。	政策推進監 人権男女共同 参画課	継続

(2) 情報提供の充実

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
3	円滑な生活の開始に向けた情報提供	○本市での円滑な生活の開始につなげるため、転入時における生活オリエンテーションや外国人市民向けサービスの周知を行い、日本の文化や生活ルール等への理解促進を図ります。	政策推進監	継続
4	多言語での情報提供の充実	○外国人市民が、本市で安心して円滑に生活できるよう、広報紙やインターネット等を活用し、生活に必要な情報を多言語化して提供します。 ○コミュニケーションコーナーにおいて、SNS等を活用した情報発信や海外雑誌等の配架など、多言語による情報提供の充実を図ります。 ○図書館において、外国語図書の実践や、図書館利用案内の外国語版作成・配布など、外国人も利用しやすい環境づくりに取り組みます。	政策推進監 広報戦略課 生涯学習課	拡充
5	情報提供方法の充実	○外国人市民の生活に必要な情報が、より広く確実に行き届くよう、アプリやSNS、動画配信など、多様化するツールを適切に活用し、情報を発信します。 ○外国人とのつながりの深い企業や監理団体、大学等を通じて、より効果的な情報提供を行います。	政策推進監 情報政策課	拡充

(3) コミュニケーション支援の充実

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
6	日本語でのコミュニケーション支援	○外国人市民のコミュニケーション能力の向上を支援するため、レベルや形態、時間帯等が異なる複数の日本語教室を開催します。 ○外国人市民にも分かりやすい「やさしい日本語」の普及を促進し、地域や職場、学校等における外国人とのコミュニケーションの円滑化を図ります。 ○乳幼児健診や市立学校等に通訳者を派遣し、保護者や外国人児童生徒等との日本語での意思疎通を支援します。	政策推進監 こども家庭課 指導課	継続
7	広域連携による高度な通訳への対応	○医療分野など高度な通訳に対応するため、ひろしま国際センターによる医療通訳ボランティア派遣事業を活用し、外国人市民が安心して病院で受診できる体制づくりを進めます。	政策推進監	拡充

(4) 子どもの教育支援の充実

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
8	出産・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○外国につながる子どもや保護者が支援を円滑に利用できるよう、対応できる人材の確保やハラル食への配慮、接し方に関する研修を実施します。 ○各種資料の多言語化や通訳者、IT機器等の自動翻訳ツールの活用により多言語対応の強化を図ります。 	政策推進監 こども家庭課 保育課	拡充
9	就学時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○外国につながる子どもの円滑な就学を支援するため、就学を控えた保護者に対して、「学校ガイドブック」を多言語で作成、配布し、日本の教育制度や学校生活についての理解を促進します。 ○転入時には就学意思の実態把握に努め、円滑な就学につなげます。 	学事課 指導課	継続
10	円滑な学校教育に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○外国につながる日本語での授業が難しい児童生徒を指導するための、日本語指導等教育活動を充実し、学校への円滑な適応を図ります。 	指導課	継続
11	学校等での円滑な意思疎通に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○外国につながる日本語の理解が十分でない幼児児童生徒が在籍、又は在籍する予定の学校に対して、必要に応じて、通訳者・支援員を派遣し、学校生活への適応支援や、教育環境の充実を図ります。 ○中学校における三者懇談会等に通訳者を派遣し、日本の教育制度の理解と進学への意識向上を図ります。 	政策推進監 指導課	継続
12	学校外での教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ○外国につながる子ども向けの日本語教室を開催し、日本語学習、教科学習等の支援を行います。 ○学習支援を体系的に行うため、コーディネーターの配置や、大学と連携した支援者の育成を図ります。 	政策推進監	拡充



外国語指導助手による授業

(5) 防災対策の充実

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
13	防災に関する啓発の推進	○災害時に適切に避難等ができるよう、地震や台風等災害発生時の対応、避難場所等について、ガイドブック、ハザードマップ、動画、日本語教室、防災訓練など多様な媒体や機会を活用し、防災に関する知識や意識を高めます。	政策推進監 危機管理課	拡充
14	災害時の多言語による情報発信の充実	○災害発生時の危険性が高まっているときや災害発生時に、外国人市民に情報を伝えるため、防災メールやホームページ等の多言語化を図ります。	政策推進監 広報戦略課 危機管理課	拡充
15	緊急時の多言語対応の周知	○緊急時に、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人市民、観光客が不安なく119番通報できるようにするため、通報時の三者通訳サービスの周知啓発を行います。	指令課	継続
16	災害の発生に備えた体制の整備 【重点1】	○災害発生時に適切な支援を行うため、避難所運営や情報発信において必要な多言語、多文化対応の整理を進めます。また、地域自治組織等との連携による支援体制づくりに努めます。 ○通訳、翻訳ボランティアの確保のため、市内における人材育成を図るとともに、広域的な応援体制の整備を図ります。	政策推進監 危機管理課 地域づくり 推進課	拡充



外国人のための防災フェスタ



技能実習生への救急講座



にほんごきょうしつ東広島での「火災通報講座」

施策の方向性2 外国人市民も共に活躍できる環境づくり

本市で暮らす外国人市民が、その能力を発揮し、日本人市民と共に学び、共に働き、共に地域社会の一員として活躍するため、地域社会への参画や就労に関する支援を行います。

(1) 地域社会への参画

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
17	キーパーソン等の把握 【重点2】	○外国人市民の積極的な地域活動等への参加、参画を促進するため、イベント等を通じて、外国人と日本人や地域をつなぐキーパーソンとなる人物の発掘を進めます。 ○キーパーソンを中心として、同国出身者のネットワークを把握し、連携を図ります。	政策推進監	拡充
18	地域活動への参画促進 【重点3】	○地域の自治組織の認知度を高め、外国人市民の積極的な地域活動等への参加、参画を促進するため、組織の存在や役割の理解を促進し、組織への加入や参画につなげます。 ○受入れ側の地域の自治組織に対して、外国人の加入や参画に向けた啓発を行います。	政策推進監 地域づくり推進課	拡充
19	地域で活躍しやすい環境づくり	○外国人市民の地域社会での活躍や共助につなげるため、国際交流ボランティア制度の周知を図り、登録を促進します。 ○日本人市民への「やさしい日本語」の普及を図り、外国人市民とのコミュニケーション力の向上を図るとともに、自主的なイベント等の開催を支援し、外国人市民も企画段階から参画しやすい環境の整備に努めます。	政策推進監 地域づくり推進課	拡充

(2) 就労に関するサポート

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
20	就労機会の創出と就労情報の提供の充実	○雇用対策協議会において、「求人・求職支援事業」やマッチング等の支援を実施し、外国人市民の就労を支援します。 ○国、県等関係機関と連携し、外国人労働者を雇用する事業主に対する支援を図ります。	政策推進監 産業振興課	継続

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
21	留学生の就職支援	○留学生の就職を支援するため、広島県留學生活躍支援センターと連携し、インターンシップや就職セミナー等を実施します。	政策推進監 産業振興課	継続
22	就労しやすい環境づくり	○適正な労働条件を確保するため、労働関係や社会保険関係の法令内容や、労働者の義務、権利等について、関係機関と連携し、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者への周知啓発を行います。	産業振興課	継続

施策の方向性3 多文化共生に向けた仕組みづくり

多文化共生社会の実現のためには、外国人市民と日本人市民との間で、誤解やトラブルが生じないように、互いの文化や習慣の違いを理解し歩み寄ることが必要です。そのため、様々な方法で、外国人市民、日本人市民双方の意識やニーズを把握し、施策に反映していくための仕組みづくりを推進します。

(1) 市民の意見を反映する仕組みづくり

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
23	外国人市民に対する広聴活動の実施	○外国人市民や、受入れ側の地域住民等の課題やニーズを把握し、施策に反映させるため、一般市民向けや外国人市民向けアンケートを定期的に行います。 ○外国人市民を交えた意見交換会や、各分野における委員等への登用を推進します。	政策推進監	拡充



国際化のまちづくりミーティング
～出身地を紹介する「場」をつくるなら～



国際関係団体等グループインタビュー

基本目標 2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち

国際交流によって、相互理解を促進するだけでなく、これまでとは異なる文化やアイデアといった新しい価値や、価値を生み出す人材を育成していくことを目指します。

そのための指標を、市民の「外国人が多く暮らしていることに対する意識」、外国人市民の「地域活動への参加割合」に設定します。

《指標》

基本目標	内容	現状値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
2 国際交流と国際理解で未来に続く価値観を創り出し育むまち	東広島市に多くの外国人が暮らしていることを「外国の言葉や文化・習慣を知るよい機会になる」と捉えている市民の割合	36.9% ^{※1}	42%
	地域活動へ「参加したことがない」外国人市民の割合	24.4% ^{※2}	15%

※1 平成30(2018)年「東広島市市民満足度調査」

※2 令和元(2019)年「東広島市国際化に関する外国人市民アンケート」

施策の方向性 1 国際交流の促進

市民満足度調査の結果では、外国人と接している市民の方が外国人市民に対して、肯定的な意識を持つ割合が高くなっています。相互理解を促進するためには、外国人市民と日本人市民との交流機会を増やす取組が重要です。そのため、交流イベントの開催をはじめ、ボランティア等の育成や支援団体へのサポート情報の提供等により、国際交流を促進します。

(1) 交流機会の創出

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
24	多様な主体による交流機会の創出 【重点4】	<ul style="list-style-type: none"> ○言語や文化の違いにかかわらず多くの市民が参加し、交流できる機会を創出するため、様々な団体等が主体となって実施する活動を支援し、これまで興味がなかった人も参加しやすいイベントの開催を促進します。 ○多様な交流団体や個人等と連携し、国際都市らしいイベントの開催を促進します。 	政策推進監	拡充

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
25	交流の活性化に向けたネットワークの構築 【重点5】	○交流活動の活発化に向けて、日本人、外国人市民共に交流を希望する団体や個人が集まってマッチングする場や、団体間の情報交換を行う場を創出し、相互協力の体制づくりやネットワークの充実を図ります。	政策推進監	拡充
26	都市間交流の充実	○市民の国際交流の気運を高めるため、東広島市と友好都市等の協定を結ぶ徳陽市やマリリア市をはじめとした、海外の都市と多様な分野での交流を推進します。	政策推進監	拡充

(2) 交流を支える人材等の育成・支援

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
27	国際化を支える人材の確保・育成	○国際交流や支援活動を支える人材の確保、育成のため、外国人市民を含む国際交流ボランティアの登録を促進するとともに、ボランティアや支援者向けの研修等を実施します。	政策推進監	拡充

(3) サポート情報の提供

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
28	国際交流団体等へのサポート情報の提供	○国際交流に関わる団体や企業等を支援するため、関係機関等が行っているサポート内容を把握し、インターネット等を活用して、より利用しやすく情報を提供します。	政策推進監	継続



「酒まつり」に参加するJICA研修生



新年交流会での和文化体験

施策の方向性 2 国際理解の促進

相互理解のためには、外国人市民と日本人市民が、お互いに言語や文化等の違いを認め、歩み寄る意識を醸成することが大切です。それぞれの文化を理解し、地域社会全体で多様性を受け入れる意識啓発をはじめ、交流や国際協力を通じた国際的な感覚の醸成を促進します。また、相互理解の促進によって、新たな気付き、新たな価値観を創り出し、育むことができる人材の育成を図ります。

(1) 多文化共生の雰囲気づくり

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
29	多文化共生に関する意識啓発の充実	○異なる文化、生活習慣、価値観等への理解を深めるため、講演会の実施などを通して多文化共生への意識啓発や外国人に対する偏見、差別の解消を図ります。	政策推進監 人権男女共同 参画課	拡充
30	国際理解の促進	○国際的な舞台や地域社会で活躍できる人材の育成を図るため、市内の国際化に関する機関や留学生、JICA研修員などの豊かな知的資源を生かし、国際理解を促進する機会を創出します。	政策推進監 指導課	継続

(2) 国際協力の推進

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
31	国際協力研修事業への協力	○国際協力への意識の醸成及び国際性豊かな人材の育成を図るため、JICA中国等が主催する研修事業に積極的に協力します。	政策推進監	継続



JICA 研修での市職員による講義

基本目標 3 多様性を活力にして世界とつながるまち

外国人市民への支援という視点だけでなく、言語や文化等が異なる人々が同じ地域で共に暮らす多様性を貴重な資源として捉え、都市の文化的、経済的な魅力を向上し、本市の活力につなげていくことを目指します。

そのための指標を、外国人市民の「東広島市での暮らしの満足度」と「今後の居留意向」に設定します。

《指標》

基本目標	内容	現状値 令和元(2019)年度	目標値 令和6(2024)年度
3 多様性を活力にして世界とつながるまち	東広島市での暮らしに「大変満足」「やや満足している」外国人市民の割合	84.7%*	90%
	今後も東広島市に「住み続けたい」「住み続けたいが帰国する予定」「どちらかといえば住み続けたい」と思う外国人市民の割合	80.1%*	83%

※令和元(2019)年「東広島市国際化に関する外国人市民アンケート」

施策の方向性 1 国際化に向けた都市環境の充実

増加傾向にある外国人市民や外国人観光客が、円滑に移動や食事、観光ができることは地域経済の活性化にとっても重要なことです。そのため、公共サインや地図等の多言語化、飲食施設等の多言語化、Wi-Fi 環境整備など都市環境を充実し、良好な滞在環境や移動利便性の向上を図ります。

(1) 滞在環境の利便性の向上

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
32	言語によらず快適に過ごせる滞在環境づくり	○外国人市民等が快適で安心した生活を送ることができるよう、公共サインや街中の地図等について、場所の特性や視認性に配慮し、多言語での表示やピクトグラムの活用等、外国人にも分かりやすい環境づくりに努めます。	政策推進監 観光振興課 各施設所管課	継続
33	滞在利便性の向上	○外国人市民や観光客等の滞在中の利便性を向上させるため、飲食店等の各店舗の多言語対応の強化や決済端末の整備、Wi-Fi 通信環境整備等を推進します。	観光振興課	継続

施策の方向性2 多様な人材の活躍と地域資源の活用

多様な言語や文化等を持つ外国人市民ならではの発想やネットワークを生かし、海外へ本市の魅力を発信します。また、国際的研究拠点の構築に向けた環境整備や、留学生の力を生かす取組など、本市特有の資源を生かし、国際都市としての成長を目指します。

(1) 海外への魅力発信

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
34	海外向けの観光プロモーションの展開	○海外へ観光情報や本市の魅力を発信するため、広島空港に近い利便性や外国人市民の多い本市の特長を生かし、広島空港との直行便を有する国に対するプロモーションの強化を図ります。	観光振興課	継続
35	外国人市民の情報発信力を生かした魅力の発信	○留学生等の外国人市民の情報発信力を生かすため、外国人市民向けツアーの実施や、大学等と連携した卒業後の留学生とのつながりづくりを進めます。	政策推進監 観光振興課	新規

(2) 地域資源の活用

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
36	地域資源を活用した外国人観光客等の誘致	○外国人観光客等の誘致を進めるため、ターゲットとする国の嗜好等のニーズを的確に把握し、「食」や「自然」「農村」等の地域資源を活用した外国人向け観光プログラムの提供に取り組みます。	観光振興課	継続
37	国際協力・交流の活動拠点の活用	○多文化共生と国際化の推進を図るため、JICA中国やひろしま国際センターが入る「ひろしま国際プラザ」等国際協力、国際交流の活動拠点の活用を進めます。	政策推進監	継続
38	多様性を生かした都市の魅力の向上	○多様性を生かした都市の魅力向上を図るため、交流団体、個人等と連携し、言語や文化の違いにかかわらず、参加し交流できる国際都市らしいイベントの開催を促進します。	政策推進監	新規
39	留学生等の知識を生かした活躍の推進	○大学と連携し、海外からの研究者や留学生等の言語、文化、知識を生かした市民との交流講座の開催等を支援し、活躍できる環境づくりを推進します。	政策推進監	新規

(3) 多様な人材の活躍支援

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
40	留学生の活躍支援	○広島県留生活躍支援センターと連携し、留学生の受入れ促進や生活・就職支援を行います。	政策推進監 産業振興課	継続
41	国際的研究拠点の構築に向けた環境整備 【重点6】	○国際的研究拠点東広島形成に向け、研究者や留学生が集う基盤を整備するとともに、イノベーションの創出や国際化の推進に向けた取組等を支援します。	政策推進監	新規

共通基盤 様々な主体が参画した推進体制の整備

本市の国際都市への成長に向けて、多文化共生を推進する活動拠点の充実をはじめ、推進組織の活性化、庁内推進体制の充実等を図るとともに、多様な主体が参画し協働して取組を推進できる体制を整備します。

(1) 活動拠点の充実

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
42	国際化推進活動・交流拠点の充実	○国際化、多文化共生を推進する活動や交流拠点の機能を強化するため、外国人市民や国際交流団体等からの意見の反映に努めます。	政策推進監	継続

(2) 推進組織の活性化

No.	具体的な取組	内 容	担当課	区分
43	国際交流組織や交流団体間のつながりづくり 【重点7】	○本市における中核的な国際交流組織である東広島市国際化推進協議会や国際交流団体の活動を活性化させるため、国際交流団体等が交流する場の創出や情報共有を図る仕組みづくりを行い、より多くの団体が関わり、連携して事業を実施するきっかけづくりを推進します。	政策推進監	拡充

(3) 庁内体制の整備

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
44	多文化共生コーディネーターの活用	○多文化共生にかかる施策を体系的に進めていくため、多文化共生や日本語教育等の専門的知識と経験を有する「多文化共生コーディネーター」を配置します。	政策推進監	継続
45	行政窓口等での多言語対応の充実	○行政窓口における円滑な意思疎通を図るため、行政国際化推進員を配置して通訳を行うほか、自動翻訳ツールの活用等により、外国人市民が利用しやすい環境を整備します。 ○文書の翻訳は、ガイドラインに基づき用語や精度の統一を図ります。	政策推進監 全庁	継続
46	多言語対応に向けた職員への啓発	○職員の多文化共生意識の啓発や多言語対応能力の向上を図るため、市内の外国人市民の状況把握や「やさしい日本語」、多言語対応等に関する職員研修を実施します。	政策推進監	拡充

(4) 広域的な連携の促進

No.	具体的な取組	内容	担当課	区分
47	周辺市町等との連携促進	○多言語対応における広域的な連携を促進するため、外国人の生活相談や行政窓口での通訳、災害時の多言語対応の支援について、県や周辺市町、関係機関と連携して、相互に持つ人材や資源を有効に利用し合う体制を整備します。	政策推進監	継続



新規転入者への生活オリエンテーション



留学生就職支援交流会

第6章 プランの推進

1 庁内推進体制の充実

国際化に関連する取組は、生活支援のみならず地域づくり、労働、観光、子育て、教育、福祉など多岐にわたっています。本プランの推進に当たっては、市内に居住する外国人市民の多様化する生活ニーズ等に的確に対応できるよう、庁内の関係部署が十分な連携を図り、分野横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、行政国際化推進員の配置や職員の研修等を通して、庁内における多言語対応をはじめとした外国人市民への支援体制の充実を図ります。

2 様々な主体の参画と連携

市全体で国際化を推進していくためには、市民や国際化の関係団体、地域コミュニティ、大学等の学術研究機関、事業所、行政等がそれぞれの役割を担い、参画していくことが必要です。

市民及び関係団体・機関等への国際化に対する理解の促進をはじめ、地域における支援や交流を支える担い手の確保や育成を図りながら、様々な主体が連携して取組を進めていきます。

3 計画の進行管理

施策の推進状況等については、PDCAサイクルによる進行管理に基づき、定期的に庁内で点検、評価を実施するとともに、「東広島市国際化推進プラン審議会」による国際化の取組に対する実施状況の検証を行い、今後の取組への反映に努めます。

資料編

1	プラン策定の経過	55
2	東広島市国際化推進プラン審議会	56
	（1）東広島市国際化推進プラン審議会規則	56
	（2）東広島市国際化推進プラン審議会委員名簿	57
3	東広島市行政国際化推進会議設置要綱	58
4	パブリックコメント（意見公募）の概要	60
5	在留資格一覧	61
6	用語解説	64
7	国際化に関する外国人市民アンケート調査結果の概要	69

1 プラン策定の経過

年度	期日	項目	内容
平成 30 (2018) 年度	4～5月	市民満足度調査	・市民 2,500 人を対象に郵送調査 (「多文化共生のまちづくり」に関する質問を設定)
	10月	第 1 回国際化のまちづくり ミーティング	・テーマ「私にとっての国際化・多文化共生とは？」 「5～10 年後に実現できたら良いこと」「そのために必要なこと・もの・人は？」
	11月	第 2 回国際化のまちづくり ミーティング	・テーマ「課題に対する具体的なアクションを考えてみる」
	12月	第 3 回国際化のまちづくり ミーティング	・テーマ「東広島市の強みをふまえ、自分たちができることは？」
令和元 (2019) 年度	6月	諮問	・市長から審議会への諮問
	6月	第 1 回国際化推進プラン審議会	・第 3 次プラン策定方針等について ・外国人市民アンケート調査項目について
	7月	国際関係団体等ヒアリング 調査	・関係団体等にグループインタビュー又は個別インタビュー形式での意見聴取
	7月	第 1 回国際化のまちづくり ミーティング	・テーマ「東広島をもっと良くするために みんなで〇〇しよう！」
	7～8月	国際化に関する外国人市民 アンケート調査	・外国人市民 1,000 人を対象に郵送調査
	8月	第 2 回国際化のまちづくり ミーティング	・テーマ「多様性を活力にできる「まち」」
	9月	第 3 回国際化のまちづくり ミーティング	・テーマ「出身地を紹介する「場」をつくるなら」
	10月	第 2 回国際化推進プラン審議会	・外国人市民アンケート結果（概要）について ・第 3 次プラン骨子案について
	1月	第 3 回国際化推進プラン審議会	・第 3 次プラン素案について審議
令和 2 (2020) 年度	2～3月	パブリックコメント (意見公募)	・第 3 次プラン素案について
	5月	第 4 回国際化推進プラン審議会 (書面審議)	・パブリックコメントへの対応について ・第 3 次プラン成案について審議
	6月	答申	・審議会から市長へ答申

注：「国際化のまちづくりミーティング」…ワークショップによる市民・交流団体等との意見交換会

2 東広島市国際化推進プラン審議会

(1) 東広島市国際化推進プラン審議会規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 48 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 28 号
平成 30 年 3 月 30 日規則第 32 号
平成 31 年 3 月 14 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和 50 年東広島市条例第 34 号）第 3 条の規定に基づき、東広島市国際化推進プラン審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、東広島市国際化推進プランの策定及び推進について審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国際関係機関又は国際関係団体に属する者
- (3) 外国の国籍を有する市民
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 4 年以内において市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、前条第 2 項に掲げる要件を該当しないこととなったときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、政策企画部政策推進監において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 28 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 32 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日規則第 9 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 東広島市国際化推進プラン審議会委員名簿

委嘱日：令和元（2019）年5月9日

	区分	分野	組織・団体名等	審議会委員	備考
1	1 学識経験を有する者	大学	広島大学 森戸国際高等教育学院	教授 本田 義央	会長
2		大学	広島国際大学	医療福祉学部 学部長 久保田 トミ子	
3	2 国際関係機関又は国際関係団体に属する者	国際関係機関 (国際協力)	独立行政法人 国際協力機構中国センター (JICA中国)	所長 三角 幸子	副会長
4		国際関係機関 (国際交流)	公益財団法人 ひろしま国際センター	常務理事 船尾 恭司	
5		国際関係機関 (外国人生活支援)	公益財団法人 東広島市教育文化振興事業団	事務局長 木原 賀彦	
6		国際交流団体 (アセアン諸国)	広島アセアン協会	副会長 小松 節子	
7		国際交流団体 (中国)	東広島市日中親善協会	副会長 兼森 裕	
8	国際交流団体 (ベトナム)	一般社団法人 広島ベトナム平和友好協会	専務理事 赤木 達男		
9	3 外国の国籍を有する市民	外国籍市民	通訳・翻訳	ダックワース・ネイサン	
10		外国籍市民	留学生	王 金芝	
11	4 その他、市長が必要と認める者	教育 (日本語指導学級設置校)	東広島市小学校長会	御園宇小学校長 向井 秀則	
12		教育 (学外・地域教育支援)	こどものひろばヤッチャル	副代表 奥村 玲子	
13		労働 (外国進出企業)	株式会社サタケ	国際事業本部 副本部長 友保 義正	
14		労働 (監理団体)	広島ものづくり協同組合	理事 関 俊治	
15		地域	御園宇小学校区住民自治協議会	顧問 渡辺 義典	

3 東広島市行政国際化推進会議設置要綱

東広島市行政国際化推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 東広島市の国際化に関し、全庁的な連絡調整を図るとともに必要な作業を円滑に推進するため、東広島市行政国際化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国際化の基本方針の策定に関すること。
- (2) 国際化の推進計画の策定に関すること。
- (3) 国際化の推進に関すること。
- (4) 国際協力研修事業に関すること。
- (5) その他国際化の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第一に掲げる職にあるものをもって充てる。

（会長等の職務）

第4条 会長は、推進会議を代表し、推進会議の所掌事務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、特定の事案について関係のある委員のみを招集し会議を開催することができる。

（調整部会）

第6条 会長は、必要と認められた場合に推進会議に調整部会を置くことができる。

2 調整部会は、部会長及び部会員をもって組織し、それぞれ課室所の長の職にある者の中から会長が指名する者をもって充てる。

3 調整部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

（関係者の出席）

第7条 推進会議及び調整部会の会議において、会長及び部会長が必要であると認めるときは、委員及び部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第8条 部会長は必要と認められた場合に調整部会に、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、部会員から推薦された職員をもって組織する。

3 作業部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

（庶務）

第9条 推進会議の庶務は、政策企画部政策推進監において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。

別表第1（第3条関係）

会長	市長
副会長	政策企画部担任副市長 他の副市長
委員	教育長 総務部長 政策企画部長 財務部長 生活環境部長 健康福祉部長 こども未来部長 産業部長 建設部長 理事 都市部長 下水道部長 会計管理者 消防局長 水道局長 教育委員会学校教育部長 教育委員会生涯学習部長 黒瀬支所長 福富支所長 豊栄支所長 河内支所長 安芸津支所長

4 パブリックコメント（意見公募）の概要

1 目的・背景

本市における国際化と多文化共生社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するための指針となる「第3次東広島市国際化推進プラン」の策定にあたり、広く市民から意見を伺い、プランに反映させていくため、次のとおりパブリックコメント（意見公募）を実施した。

2 募集期間

令和2年2月20日（木）から3月19日（木）まで

3 計画案の閲覧方法

政策推進監、各支所・出張所、各地域センター、各生涯学習センター、各図書館、コミュニケーションコーナー（サンスクエア東広島1階）、市ホームページで公開

4 意見公募の対象

次のいずれかに該当する方

- （1）市内に住所を有する方
- （2）市内の事務所又は事業所に勤務する方
- （3）市内の学校に在学する方
- （4）市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- （5）第3次東広島市国際化推進プランに関し利害関係を有する方

5 意見の提出方法

氏名、住所、年代、性別、意見提出者の該当要件を記載

担当課（政策推進監）への持参・郵送、ファクシミリ送信、電子申請

6 意見提出件数等

意見提出数	7件
地域別提出者数	西条4人、高屋1人、豊栄1人、河内1人
年代別意見提出者数	50歳代5人、80歳代1人、不明1人

5 在留資格一覧

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次の活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）	ポイント制による高度人材	無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
法律・会計 業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動		弁護士、公認会計士等	5年、3年、 1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動		医師、歯科医師、看護師	5年、3年、 1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）		政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、 1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動		中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、 1年又は3月
技術・人文 知識・国際 業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）		機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、 1年又は3月
企業内 転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動		外国の事業所からの転勤者	5年、3年、 1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動		介護福祉士	5年、3年、 1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）		俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、 6月、3月又は 15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、 1年又は3月
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は 4月
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は 6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が 個々に指定する 期間（1年 を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が 個々に指定する 期間（2年 を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
技能実習	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。)		日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。)		研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動		外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)
在留資格	本邦において有する身分又は地位		該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者		法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者		日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者		永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者		第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

資料: 法務省出入国在留管理庁(令和元(2019)年11月時点)

6 用語解説

	用語	解説
あ行	IT	Information Technology の略。「情報技術」のことで、コンピュータやネットワークといった情報処理関連の技術の総称。
	アプリ	Application (アプリケーション) の略。OS (コンピュータのオペレーション (操作・運用・運転) を司るシステムソフトウェア) 上にインストールして利用するソフトウェア全般を指す。ワープロソフト、表計算ソフト、グラフィックソフト、ゲームなど、目的に応じて使う専用プログラムやソフトのこと。
	イノベーション	経済発展の最も主導的な要因。「新結合」「新機軸」。新たな価値を創造し社会に大きな変化をもたらす幅広い意味での革新。
	インターンシップ	企業が学生に就業体験の場と機会を提供し、そこに学生が参加することができる制度。
	永住者 (在留資格)	法務大臣が日本で永住を認める者に対して付与する在留資格。原則として、在留活動や在留期間に制限がない。
	SNS	social networking service の略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の WEB サイトのこと (Facebook、Twitter など)。
か行	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するために、国が策定した具体的施策。平成 30 (2018) 年 12 月に閣議決定された。 その後も、令和元 (2019) 年 6 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」が、更に同年 12 月には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (改訂)」が閣議決定されている。
	外国人市民	「外国人」については「国籍法」では「日本国籍を有しない者」と定義づけられているが、本市には日本国籍を有していても異なる文化を持つ人 (外国で生まれ育った人、中国帰国者、国際結婚により生まれた人、帰化した人など) や、外国籍を有していても、日本語を話し、日本文化を理解している人など、様々な人が「市民」として暮らしている。 そのため、本プラン第 5 章で展開する施策では、日本国籍の有無にかかわらず、外国の文化を背景に持つ人を「外国人市民」という言葉で表現する。
	外国人登録	日本に在留する外国人は、居住地の市町村長から外国人登録証明書の交付を受けることが義務付けられていたが、平成 24 (2012) 年に制度が廃止され、現在は在留カードにより住民基本台帳で管理されている。
	外国につながる子ども	国籍にかかわらず、海外に自分自身のルーツがあり、多様な言語や文化、価値観、慣習などの中で育ってきた子どもを指す。
	改正出入国管理及び難民認定法	「出入国管理及び難民認定法」の項参照。
	賀茂学園都市建設 (基本計画)	広島大学の統合移転の決定に対応して昭和 49 (1974) 年に策定された「賀茂学園都市建設基本構想」に続き、昭和 50 (1975) 年に策定された賀茂学園都市建設の基本計画。基本構想で都市軸として設定された西条駅～大学ルートにおける市街地形成を図るため、プールバール沿道に学園都市を象徴する文化・行政・商業・業務施設など都心的施設の立地誘導を図るものとされた。
	監理団体	技能実習生を受入れ、実習実施機関である各企業において技能実習が適正に実施されているかの確認、指導などを行う。監理団体は、事業協同組合、公益法人や企業団体など非営利の団体。

	用語	解説
か行	キーパーソン	会社の組織やコミュニティの集団の中で、判断や取決めをするときに大きな影響を及ぼす「鍵となる人物」のこと。
	技能実習制度	我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力するための制度。出入国管理及び難民認定法に規定されている「技能実習」の在留資格により日本に在留する外国人が技能等を修得する制度で平成5（1993）年に創設された。
	グローバル化	政治、経済、文化など様々な側面において、国家や地域などの境界を越えて、世界規模で資本や情報等のやり取りが行われること。
	国際交流ボランティア制度	国際交流事業にボランティアとして市民に積極的に参加してもらうための登録制度。登録分野には「ホストファミリー、ボランティア通訳・ガイド、文化紹介・指導、事業協力（イベント等の手伝い）、日本語教育」がある。
	国際的研究拠点東広島の形成に関する協定	令和元（2019）年に広島大学と市との間で、相互の連携を強化し、東広島地域における国際的研究拠点の形成とそれに伴う地域社会の一層の活性化に資するため、協定を締結した。
	コミュニティ	共同体意識を持って共同生活を営み、利害をともにする人々の集団。地域社会。
	雇用対策協議会	雇用の安定を図り、市内産業を活性化するための施策を推進し、市内産業の振興に寄与することを目的として、平成3（1991）年に設立された団体。東広島市、広島西条公共職業安定所、東広島商工連絡協議会の三者で構成。
さ行	在留資格	外国人が日本に在留するための資格。出入国管理及び難民認定法において、在留することのできる期間や在留中に行うことができる活動が規定されている。
	サンスクエア東広島・コミュニケーションコーナー	留学生に安全・快適な住居を提供するとともに、地域の国際交流拠点として、広島県、東広島市、広島県住宅供給公社が協力して平成4（1992）年に建設した。1階には外国人相談窓口運営のほか、情報提供や交流の場としてコミュニケーションコーナーを設置している。
	自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針	平成7（1995）年に旧自治省が、地域・コミュニティレベルの国際協力施策の計画的かつ総合的な推進に資すること及びその趣旨を地域住民に周知させることによる啓発効果を大綱策定の意義として、各都道府県及び指定都市における地域国際交流大綱の策定指針を示したもの。
	JICA・JICA中国国際センター	ジャイカ。Japan International Cooperation Agencyの略。昭和49（1974）年に国際協力事業団として設立され、平成15（2003）年には、特殊法人改革の中、独立行政法人国際協力機構として発足した。JICAは、開発途上国の社会・経済の自立、発展の支援などを通じて、平和で豊かな世界の実現を使命としている。 JICA中国国際センターは、平成9（1997）年に業務を開始し、中国地方の国際協力活動の拠点になっている。現JICA中国センターのこと。
	住民基本台帳法の一部改正	日本の国籍を有しない者について適用を除外していた住民基本台帳法が改正され、平成24（2012）年7月から外国人住民も適用対象に加えられることになった。この結果、日本人と同様に、外国人住民についても住民票が作成され、日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されることになった。

	用語	解説
さ行	出入国管理及び難民認定法	日本人や外国人が日本に入国、帰国または出国する際の手続きや、外国人について在留資格制度などを規定する法律。 平成 21（2009）年の一部改正では、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入をはじめ、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し、在留資格「留学」と「就学」の一本化などが盛り込まれた。 また、平成 30（2018）年の一部改正（「改正出入国管理及び難民認定法」）では、新たに就労可能な在留資格「特定技能」が創設された。人材不足が深刻な 14 業種を対象に、一定の技能と日本語能力のある外国人に日本での就労を認める。「特定技能」は 2 種類あり、「相当程度の知識または経験を要する技能」を持つ外国人に与える「1号」と、さらに高度な試験に合格した人に与える「2号」がある。
	スーパーグローバル大学創成支援事業	世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、国際化を徹底して進める大学を重点支援する文部科学省事業。このうちタイプ A（トップ型）は、世界大学ランキングトップ 100 を目指す力のある大学を支援するもの。
	生活オリエンテーション	日本の生活習慣や東広島市の行政情報を知らない外国人市民を対象として、本市での生活を円滑に開始できるようにするために、対面を基本として説明するサービス。
た行	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針	平成元（1989）年に旧自治省が、地域の総合的かつ計画的な国際交流施策の推進に資すること及びその趣旨を地域住民に浸透させることによる啓発効果を大綱策定の意義として、各都道府県及び指定都市における地域国際交流大綱の策定指針を示したもの。
	地域における多文化共生推進プラン	平成 18（2006）年に総務省が、国籍や民族などの異なる人々が、共に生きていく多文化共生の地域づくりを「国際交流」「国際協力」に続く第 3 の柱として推進するために示したもの。
	徳陽市	広島県と友好提携をしている四川省の省都である成都(せいと)市から北東約 60km に位置している。人口約 390 万人、面積 5,911km ² 。重工業、特に重機械と動力設備の製造工業が盛んな新興工業都市。軽工業、農業も盛んで、四川省内の主要な農産物の多くは徳陽市で生産されている。東広島市と徳陽市は、平成 5（1993）年 10 月に友好都市提携を締結して以来、良好な友好関係を築いている。
	独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）	平成 16（2004）年に設立され、学生がどんなときでも安心して学ぶことができるよう、主に奨学金、留学生支援、学生生活支援の 3 つの支援事業を行っている。
は行	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、危険区域や避難場所などを表示した地図。
	ハラール食	イスラム教（ムスリム）の戒律によって食べることが許されている食材や料理のこと。「豚肉」「アルコール」は全面的に禁じられている。宗派や国・地域・個人によって解釈が異なるが、食材としての可否に限らず、イスラムの教えにのっとった方法での加工や処理が必要。

	用語	解説
は行	PDCAサイクル	施策などの計画を策定（Plan）、実施（Do）し、結果を評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果をまた次の計画策定に活用する循環。
	東広島市国際化推進協議会	東広島市の国際化を進めるため、昭和62（1987）年に設立された団体。外国人市民の生活支援や、市民の国際理解・交流の推進など、様々な事業を行っている。教育機関・民間団体・企業・行政機関・個人の計31会員で構成（令和2（2020）年2月時点）。
	ピクトグラム	文章ではなくイラストや絵など、直感的、感覚的に理解しやすいように単純化した視覚記号のこと。主に標識などで使用されている。
	広島県留学生生活躍支援センター	国際交流・国際協力を推進する公益財団法人ひろしま国際センターの中に、留学生支援専門チームとして平成23（2011）年に設立された。留学生の受入れから勉学・生活支援、就職支援までを目的に、産官学の連携体制で留学生支援を行っている。
	広島国際協力センター	平成9（1997）年に、JICA中国国際センター（現JICA中国センター）の設立に合わせて、広島県が開発途上国の人づくりに貢献するとともに県民の国際化やNGO活動の支援を行うために設置した、総合的な国際人材育成拠点。
	ひろしま国際センター	平成元（1989）年に広島県内の民間企業と行政が共同で設立した公益財団法人で、広島県の国際化の進展に対処し、諸外国国民との積極的な交流の推進、国際理解の増進を主な目的としている。本市には研修部が置かれ、広島国際協力センターの指定管理者及びJICA中国国際センター（現JICA中国センター）の受託機関として、国際人材の育成などを行っている。
	広島中央サイエンスパーク	産業支援サービス業の集積を促進するための「頭脳立地法」に基づく集積促進地域の承認を受けたことを契機として整備された、中核的業務団地。産学協同研究のための広島テクノプラザやひろしま産学共同研究拠点、独立行政法人酒類総合研究所をはじめ、民間の研究施設が建設され、試験・研究機能の集積が進められた。
	広島中央テクノポリス	創造的技術立国を目指す国のテクノポリス構想を受けて、高度技術工業集積地域開発促進法によって制度化及び指定された、全国26の地域の1つ。呉市、竹原市、東広島市、黒瀬町、安芸津町で構成される。教育・研究機関の集積と地域産業の活性化に結びつく先端技術産業の集積を進め、西日本における先端技術の研究拠点を形成することが基本目標とされた。
	ひろしま未来チャレンジビジョン	広島県の目指す姿（将来像）を県民と共有し、一緒に新たな広島県づくりを押し進めるために、平成22（2010）年に10年後の未来を展望して広島県が策定したビジョン。この「ひろしま未来チャレンジビジョン」に基づき、「人づくり」「新たな経済成長」「安心な暮らしづくり」「豊かな地域づくり」の4つの政策分野を相互に連関させ、相乗効果をもたらしながら好循環する流れをつくっている。
	プロモーション	製品やサービスに対する意識や関心を高め、消費者の購買意欲などを喚起する活動。
	母語	幼少期の生活環境の中で自然に身に付けた第一言語。
ポスト留学生30万人計画	「留学生30万人計画」の解説参照。	

	用語	解説
ま行	マリリア市	ブラジルのサンパウロ州に属し、サンパウロ市から西方約 500km に位置している。人口約 24 万人、面積 1,194km ² 。コーヒーをはじめ様々な農作物が栽培されており、工業・商業ともに盛んで、大学などの教育機関も充実している。また、多くの広島県出身の日系人の方が活躍している。東広島市とマリリア市は、昭和 55（1980）年 11 月に親善都市提携を締結して以来、良好な友好関係を築いている。
や行	やさしい日本語	簡易な表現や文章構成、ふりがなの利用などにより、日本語に不慣れな外国人にも分かりやすくした日本語。平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災をきっかけに、災害情報を外国人被災者に伝えるために弘前大学の研究室により提案された。
	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、あらゆる人が製品、環境、建物、空間などを利用できるようにデザインすること。
ら行	留学生受入れ 10 万人計画	留学生受入れ 10 万人計画は、「21 世紀への留学生政策に関する提言」（昭和 58（1983）年「21 世紀への留学生政策懇談会」）と「21 世紀への留学生政策の展開について」（昭和 59（1984）年「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」）の 2 つの有識者会議からの提言を指している。これらの具体化を基本として進め、平成 15（2003）年に目標の 10 万人を突破した。
	留学生 30 万人計画	「留学生 30 万人計画」は平成 20（2008）年に文部科学省によって策定された計画の一つで、日本が世界に対してより開かれた国へと発展する「グローバル戦略」の一環として令和 2（2020）年に日本国内の外国人留学生を 30 万人に増やす計画のこと。平成 29（2017）年末には留学生数が 30 万人を超え、数値上達成された。引き続き、令和 3（2021）年以降の在り方について、「ポスト留学生 30 万人計画」の検討が進められている。
わ行	W i - F i	パソコンやテレビ、スマートフォン、ゲーム機など、ネットワーク接続に対応した機器を無線（ワイヤレス）で LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）に接続する技術のこと。Wi-Fi を利用することにより、無線で通信する端末が相互に接続可能になる。

7 国際化に関する外国人市民アンケート調査結果の概要

本資料は、計画の策定に当たり、実施したアンケート調査結果の概要を示したものです。

I 調査の概要

調査名称	東広島市 国際化に関する外国人市民アンケート
調査対象	本市に居住する外国人市民（おおむね16歳以上）
調査方法	郵送配布～郵送回収
調査期間	令和元（2019）年7～8月
配布数	1,000件
有効回収数	320件
有効回収率	32.0%
使用言語	やさしい日本語表記を基調に、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語に翻訳。

言語別回収数	英語	中国語	ベトナム語	ポルトガル語
配布数	340件	466件	168件	26件
有効回収数	132件	119件	52件	17件
有効回収率	38.8%	25.5%	31.0%	65.4%

【資料の見方について】

- 1 集計は小数点以下第2位を四捨五入している。そのため、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
- 2 2つ以上の回答が可能な質問（複数回答）の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合がある。
- 3 数表、図表、文中に示すNは、比率算出上の基数（標本数）である。全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記している。
- 4 図表中における国籍別などのクロス集計結果については、該当する属性等の設問に対する無回答者（例えば、国籍別でクロス集計する場合における国籍の無回答者）を除いて表記しているため、属性ごとの基数（n）の合計と全体の基数（N）は一致しない場合がある。
- 5 図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値（例：0.0%、0.1%など）は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合がある。また、複数回答の図表中においては、見やすさを考慮し、回答割合の高い順に並べ替えて表記している場合がある。
- 6 この他、個別に参照事項がある場合は、該当箇所に適宜記載した。

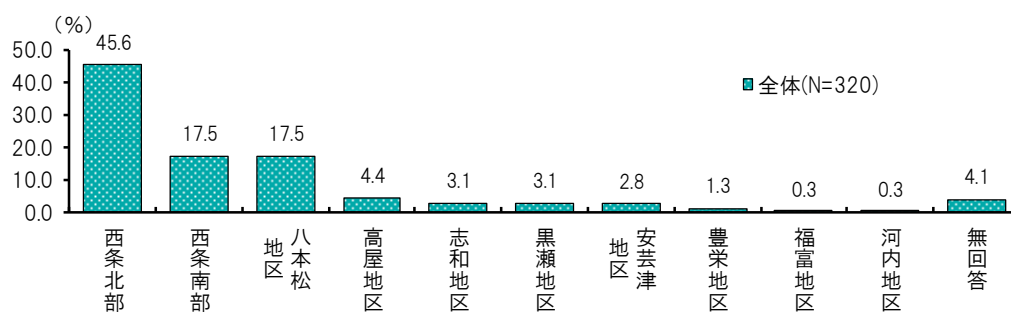
Ⅱ 調査結果の概要

【1】回答者の属性

1 居住地域

問1 あなたが住んでいる地域はどこですか。（○は1つだけ）

居住地域については、「西条北部」の割合が45.6%と最も高く、次いで「西条南部」「八本松地区」（各17.5%）、「高屋地区」（4.4%）の順となっている。



国籍別でみると、中国やインドネシアで「西条北部」、ベトナムやブラジルで「八本松地区」、ベトナムで「志和地区」の割合がそれぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

単位 (%)	西条北部	西条南部	八本松地区	高屋地区	志和地区	黒瀬地区	安芸津地区	豊栄地区	福富地区	河内地区
全体(N=320)	45.6	17.5	17.5	4.4	3.1	3.1	2.8	1.3	0.3	0.3
【国籍別】										
中国(n=108)	51.9	19.4	13.0	5.6	0.0	1.9	3.7	0.9	0.0	0.9
ベトナム(n=50)	30.0	2.0	40.0	4.0	16.0	2.0	0.0	4.0	0.0	0.0
韓国(n=13)	30.8	23.1	7.7	15.4	0.0	7.7	7.7	0.0	0.0	0.0
フィリピン(n=26)	26.9	11.5	19.2	3.8	0.0	11.5	15.4	0.0	3.8	0.0
インドネシア(n=22)	68.2	22.7	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ブラジル(n=17)	17.6	0.0	52.9	17.6	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の国籍(n=77)	58.4	28.6	7.8	0.0	0.0	2.6	0.0	1.3	0.0	0.0

注：表中の「網掛け」は、各クロス集計(国籍別・在留資格別など)において最も高い割合を示している。

(例/国籍別の場合、最も割合が高い国籍に網掛け。)

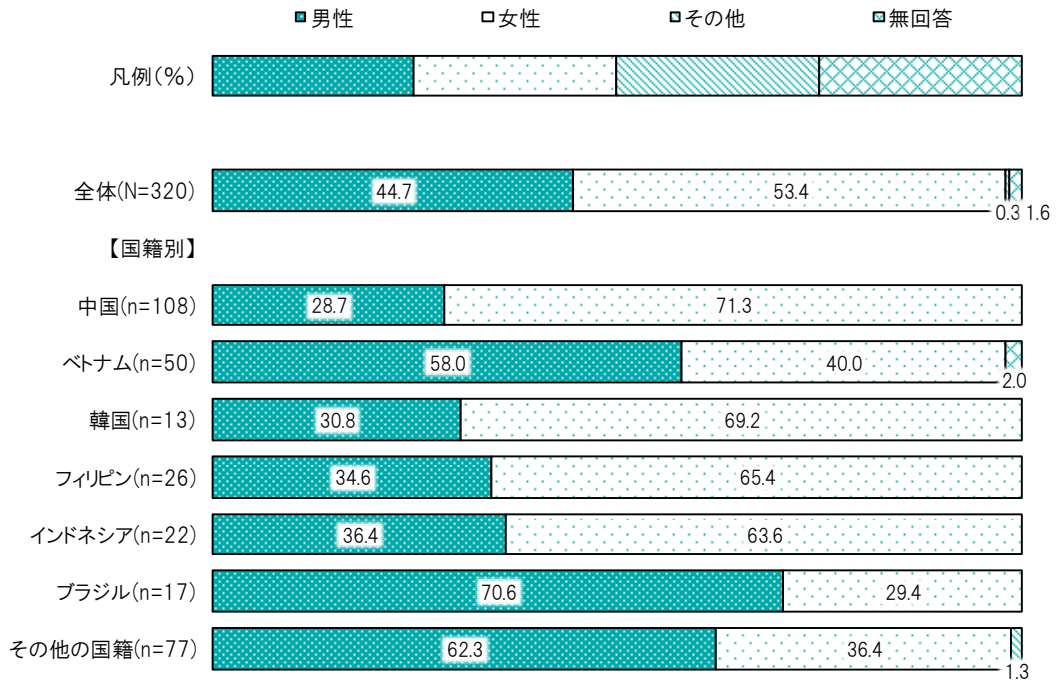
但し、回答割合が10%未満の項目、n数が10未満の項目及び「その他」については網掛けしていない。

また「無回答」は表記から省略している。(本報告書においては、以下同様)

2 性別

問2 あなたの性別を教えてください。(○は1つだけ)

性別については、「男性」が44.7%、「女性」が53.4%となっている。
国籍別でみると、ベトナムやブラジルで「男性」の割合が他の国籍を大きく上回っている。



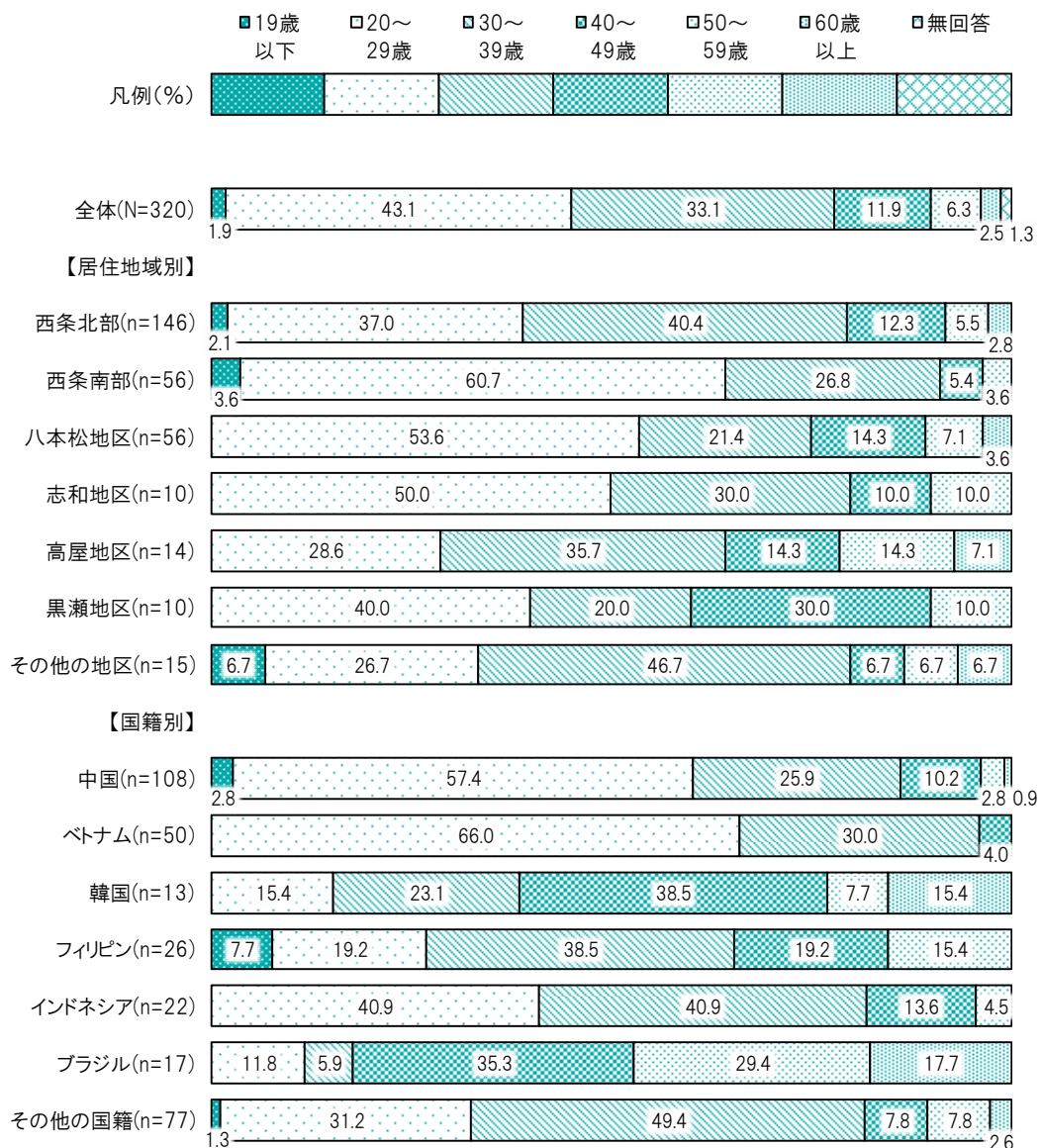
3 年齢

問3 あなたの年齢を教えてください。(2019年6月1日現在) (〇は1つだけ)

年齢については、「20～29歳」の割合が43.1%と最も高く、次いで「30～39歳」(33.1%)、「40～49歳」(11.9%)の順となっており、『39歳以下(合計)]で全体の約8割(78.1%)を占めている。

居住地域別では、西条北部で「30～39歳」、西条南部で「20～29歳」の割合が、それぞれ他の地区に比べて高くなっている。

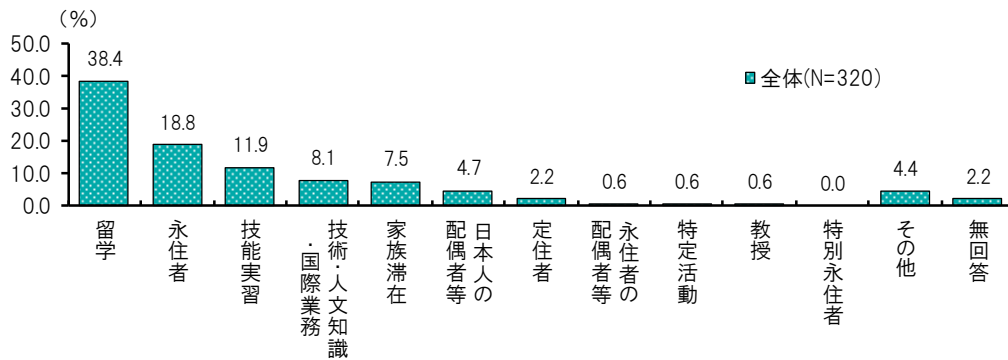
国籍別でみると、中国やベトナムで「20～29歳」、韓国やブラジルで「40～49歳」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。



4 在留資格

問5 あなたの在留資格はどれですか。(○は1つだけ)

在留資格については、「留学」の割合が38.4%と最も高く、次いで「永住者」(18.8%)、「技能実習」(11.9%)、「技術・人文知識・国際業務」(8.1%)、「家族滞在」(7.5%)の順となっている。



年齢別では、29歳以下で「留学」、30歳代以下で「技能実習」、30歳代で「家族滞在」、40歳代以上で「永住者」の割合が、それぞれ他の年齢層に比べて高くなっている。

国籍別でみると、中国やインドネシアで「留学」、ブラジルで「永住者」、ベトナムで「技能実習」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

単位 (%)	留学	永住者	技能実習	技術・人文知識・国際業務	家族滞在	日本人の配偶者等	定住者	永住者の配偶者等	特定活動	教授	その他
全体(N=320)	38.4	18.8	11.9	8.1	7.5	4.7	2.2	0.6	0.6	0.6	4.4
【年齢別】											
29歳以下(n=144)	56.3	4.9	17.4	10.4	4.2	2.1	0.7	0.0	0.0	0.0	2.8
30歳代(n=106)	33.0	14.2	12.3	4.7	13.2	6.6	3.8	0.9	1.9	0.0	8.5
40歳代(n=38)	13.2	52.6	0.0	10.5	5.3	7.9	2.6	2.6	0.0	2.6	0.0
50歳以上(n=28)	3.6	64.3	0.0	3.6	7.1	7.1	3.6	0.0	0.0	3.6	3.6
【国籍別】											
中国(n=108)	49.1	27.8	4.6	4.6	3.7	5.6	2.8	0.0	0.0	0.0	1.9
ベトナム(n=50)	16.0	2.0	50.0	20.0	6.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
韓国(n=13)	7.7	38.5	0.0	15.4	15.4	7.7	0.0	0.0	0.0	7.7	7.7
フィリピン(n=26)	15.4	19.2	23.1	3.8	3.8	11.5	7.7	7.7	0.0	0.0	0.0
インドネシア(n=22)	72.7	0.0	0.0	0.0	13.6	4.5	0.0	0.0	4.5	0.0	4.5
ブラジル(n=17)	0.0	82.4	0.0	0.0	0.0	5.9	5.9	0.0	0.0	0.0	5.9
その他の国籍(n=77)	50.6	5.2	2.6	9.1	13.0	2.6	1.3	0.0	1.3	1.3	10.4

5 居住年数

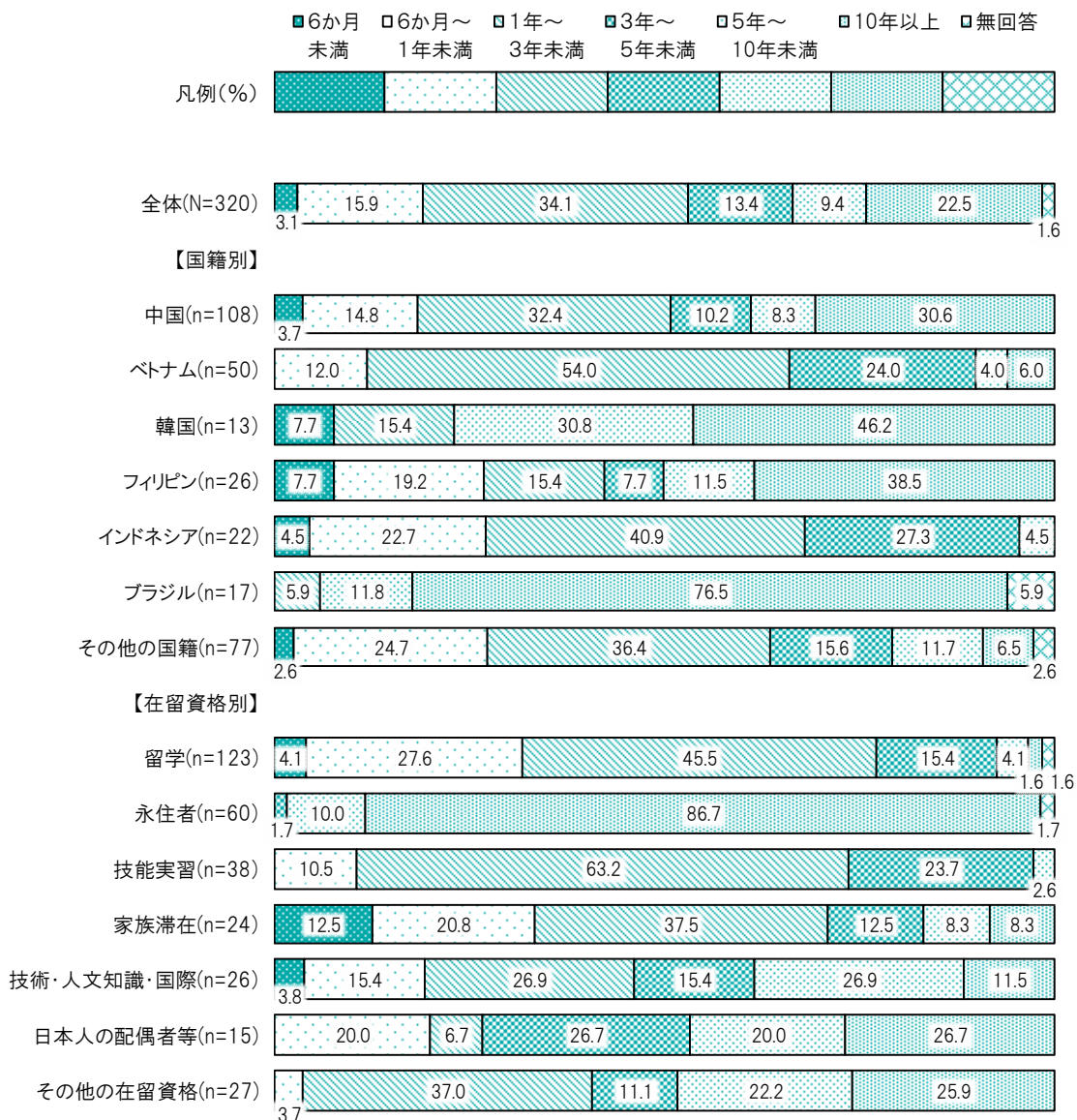
問6 あなたは、①日本に合計で何年くらい住んでいますか。②そのうち東広島市には合計で何年住んでいますか。また、③東広島市に今後何年くらい住む予定ですか。(〇は1つずつ)

①日本での居住年数

日本での居住年数については、「1年～3年未満」が34.1%と最も高く、次いで「10年以上」(22.5%)、「6か月～1年未満」(15.9%)となっている。

国籍別でみると、ベトナムやインドネシアで「1年～3年未満」「3年～5年未満」、韓国で「5年～10年未満」、ブラジルで「10年以上」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

在留資格別では、留学や技能実習で「1年～3年未満」、技術・人文知識・国際で「5年～10年未満」、永住者で「10年以上」の割合が、それぞれ他の在留資格に比べて高くなっている。

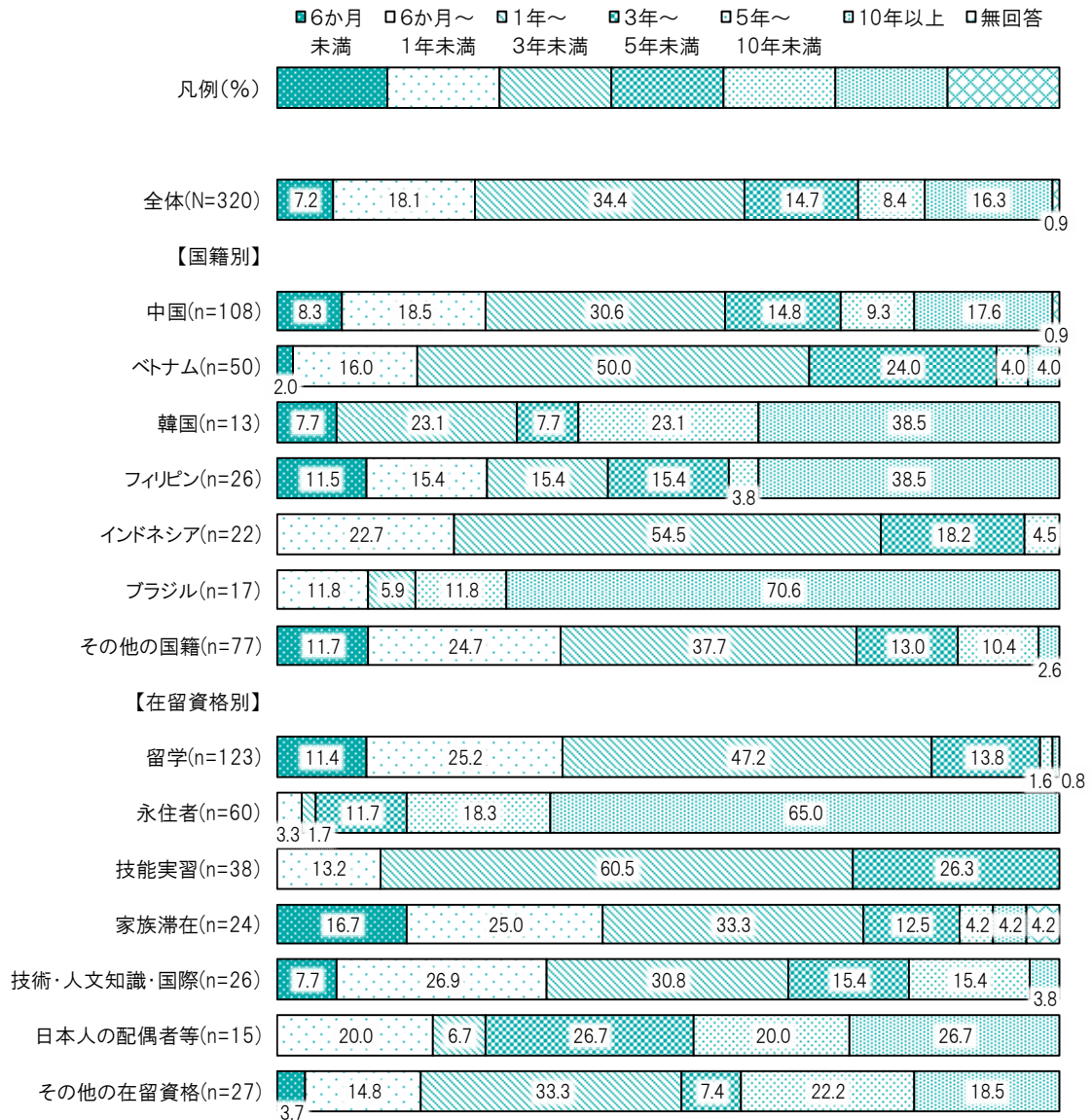


②東広島市での居住年数

東広島市での居住年数については、「1年～3年未満」が34.4%と最も高く、次いで「6か月～1年未満」(18.1%)、「10年以上」(16.3%)となっており、日本での居住年数に比べ「1年未満」の割合が高くなっている。

国籍別でみると、ベトナムやインドネシアで「1年～3年未満」「3年～5年未満」、韓国で「5年～10年未満」、ブラジルで「10年以上」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

在留資格別では、留学や技能実習で「1年～3年未満」、永住者で「10年以上」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。

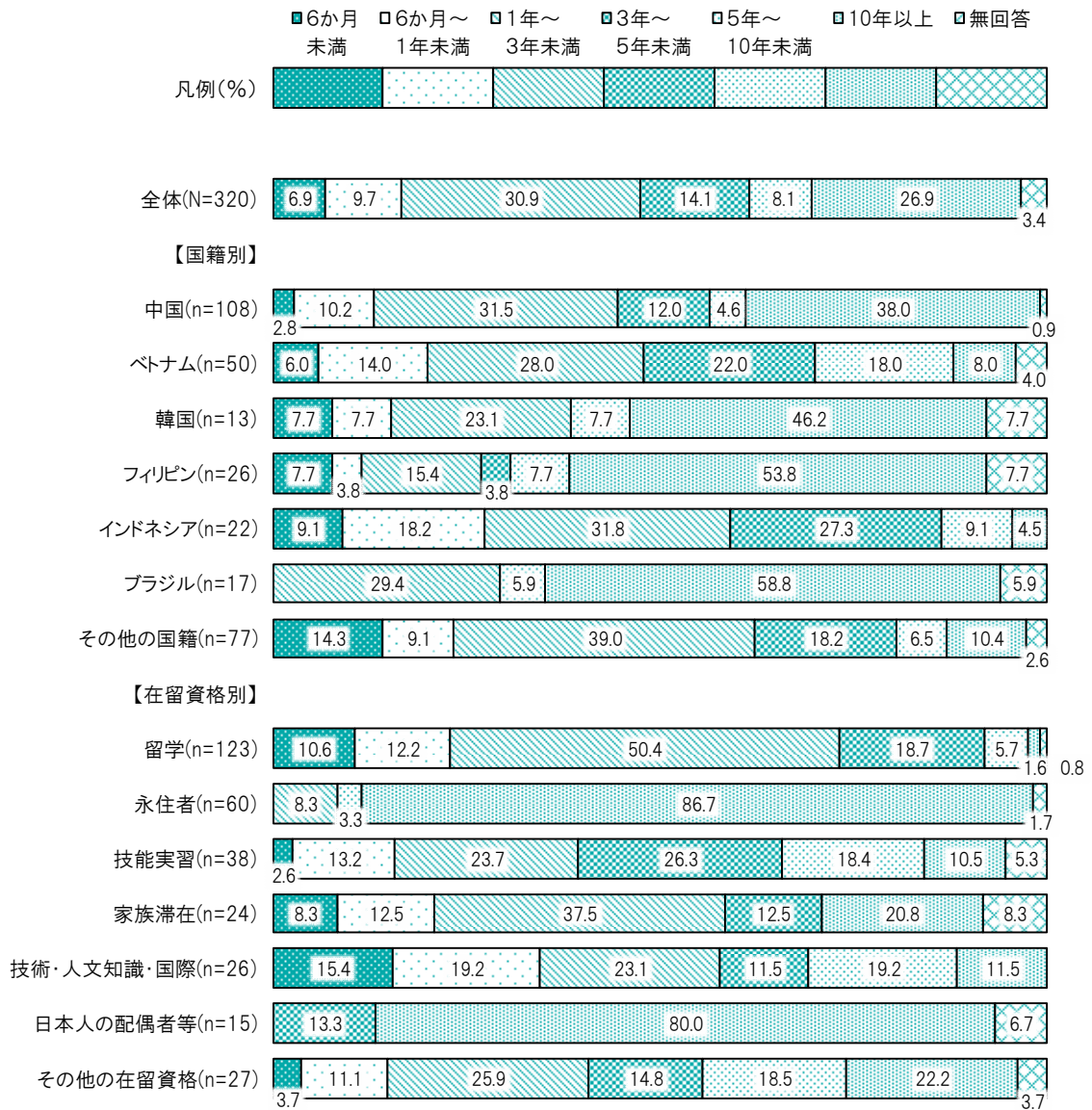


③東広島市での今後の居住予定年数

東広島市での今後の居住予定年数については、「1年～3年未満」が30.9%と最も高く、次いで「10年以上」(26.9%)、「3年～5年未満」(14.1%)となっている。

国籍別でみると、ベトナムやインドネシアで「3年～5年未満」、ベトナムで「5年～10年未満」、フィリピンやブラジルで「10年以上」の割合が、それぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

在留資格別では、留学で「1年～3年未満」、技能実習で「3年～5年未満」、永住者や日本人の配偶者等で「10年以上」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。



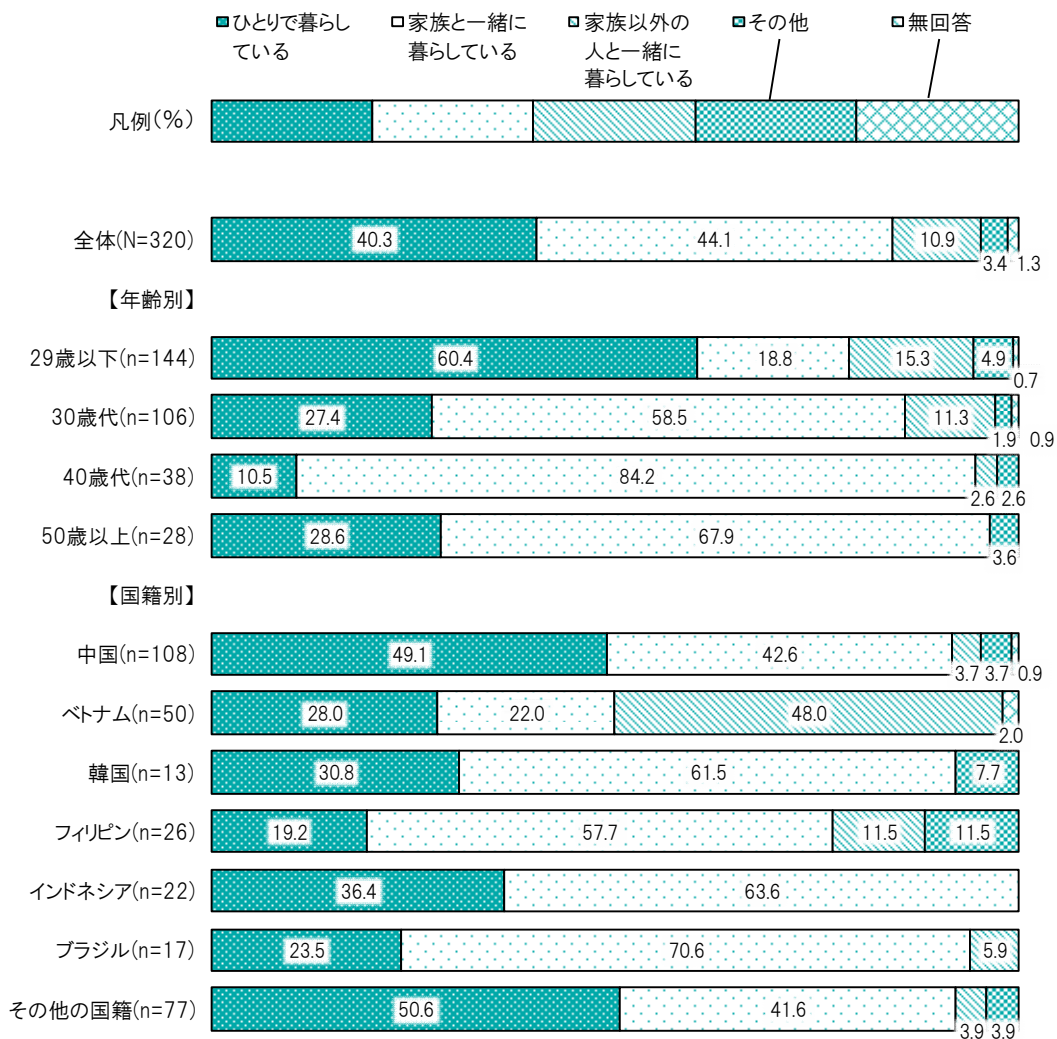
6 同居人の有無

問7 あなたは、誰と暮らしていますか。（〇は1つだけ）

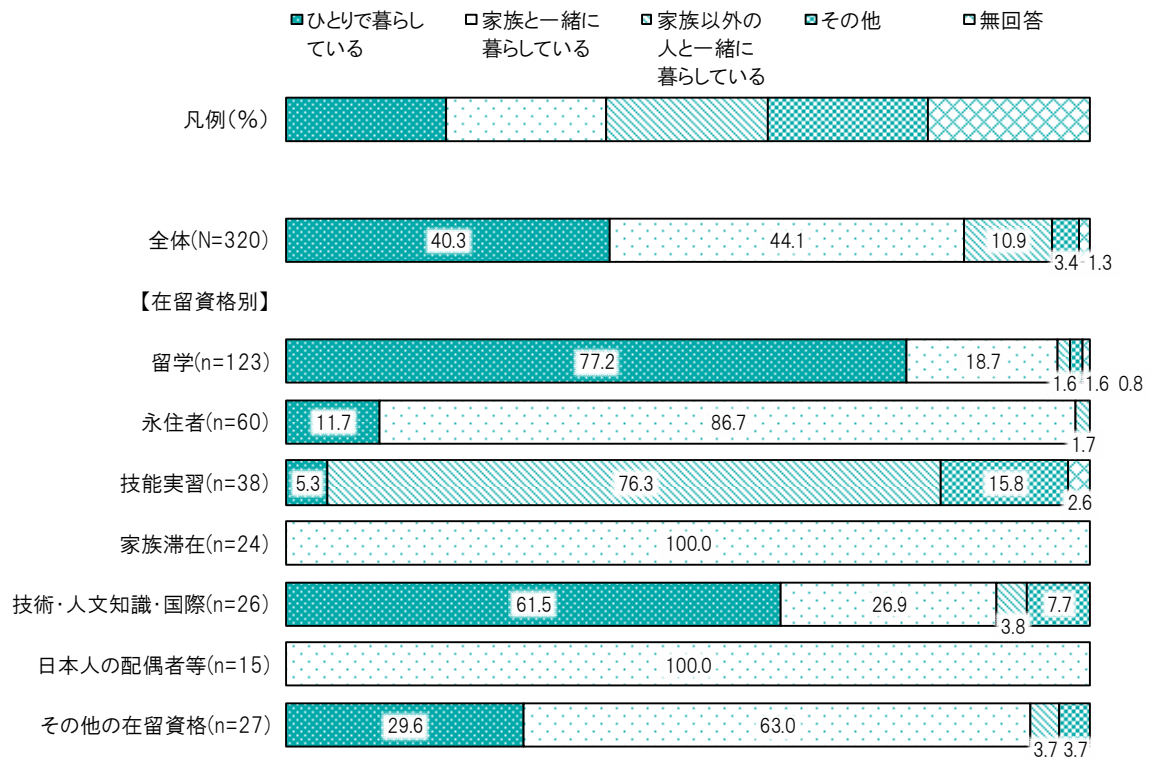
同居人の有無については、「家族と一緒に暮らしている」が44.1%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしている」が40.3%、「家族以外の人と一緒に暮らしている」が10.9%となっている。

年齢別では、29歳以下で「ひとりで暮らしている」、30歳代以下で「家族以外の人と一緒に暮らしている」、40歳代で「家族と一緒に暮らしている」の割合が、それぞれ他の年齢層に比べて高くなっている。

国籍別でみると、中国で「ひとりで暮らしている」、ベトナムで「家族以外の人と一緒に暮らしている」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。



在留資格別では、留学や技術・人文知識・国際で「ひとりで暮らしている」、技能実習で「家族以外の人と一緒に暮らしている」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。

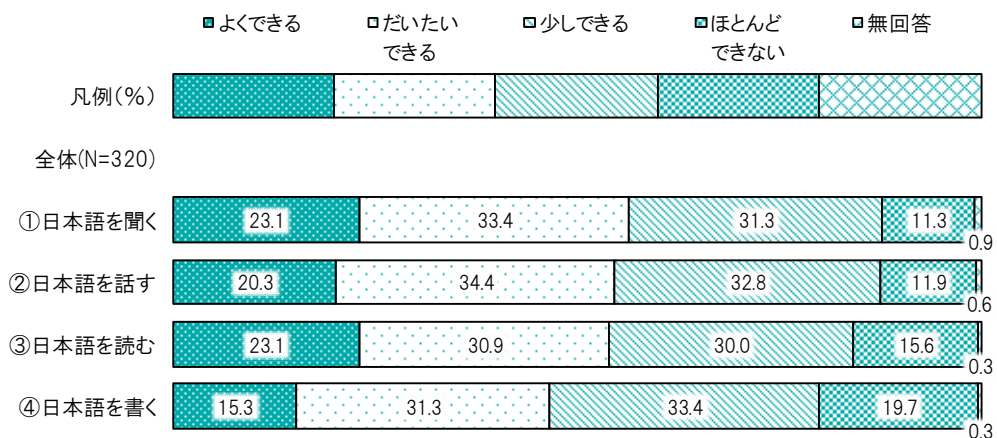


【2】言葉について

1 日本語の習得状況

問8 あなたは、日本語をどれくらい使うことができますか。(○は1つずつ)

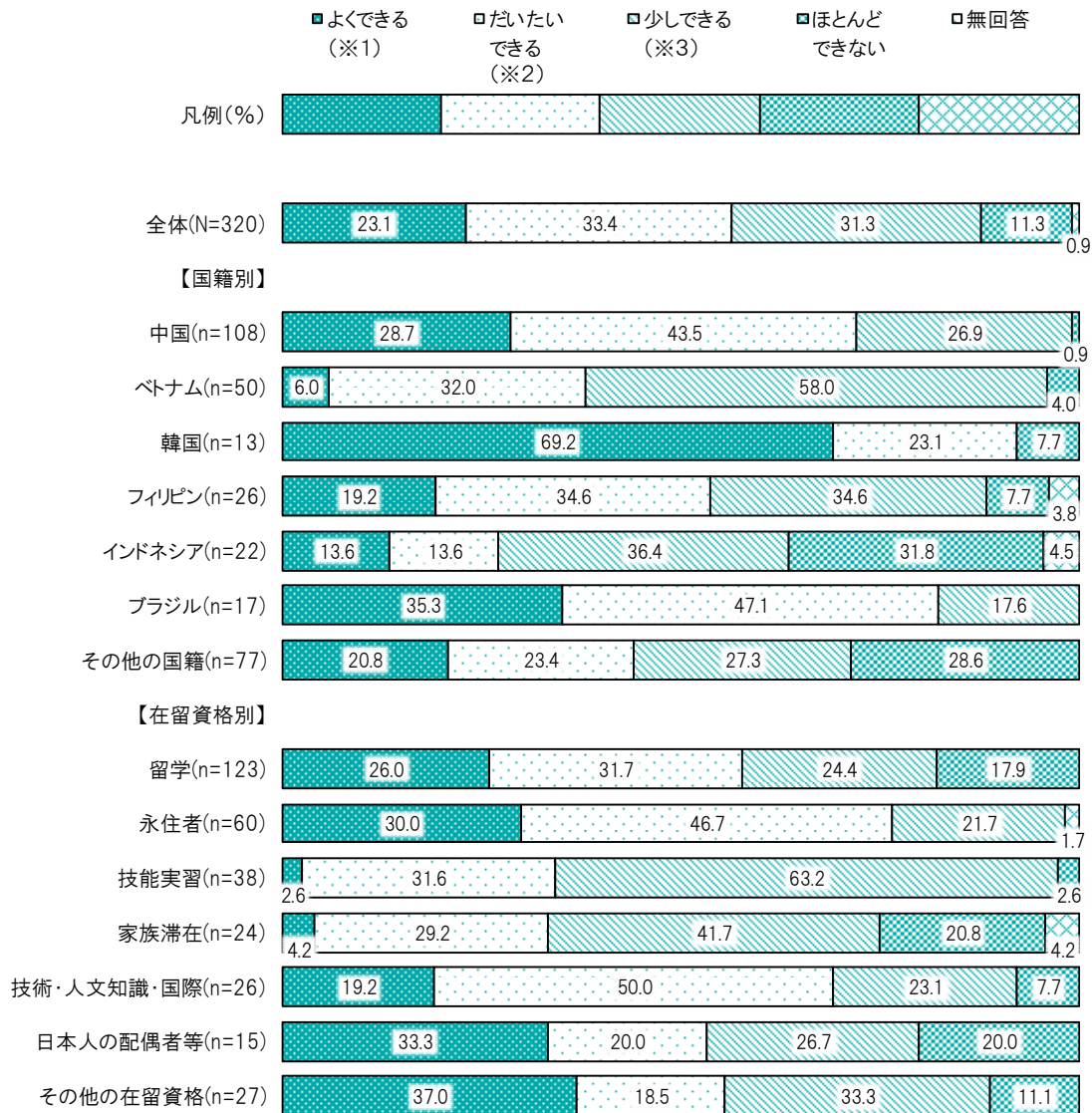
日本語を「聞く」「話す」「読む」については、「よくできる」と「だいたいできる」の合計がそれぞれ過半数を占めているが、日本語を「書く」では、「ほとんどできない」が約2割(19.7%)を占めている。



①日本語を聞く

国籍別でみると、韓国で「よくできる」、中国やブラジルで「だいたいできる」、ベトナムで「少しできる」、インドネシアで「ほとんどできない」の割合が、それぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

在留資格別では、永住者や技術・人文知識・国際で「だいたいできる」、技能実習で「少しできる」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。



※1:よくできる(ほとんど困ることはない)

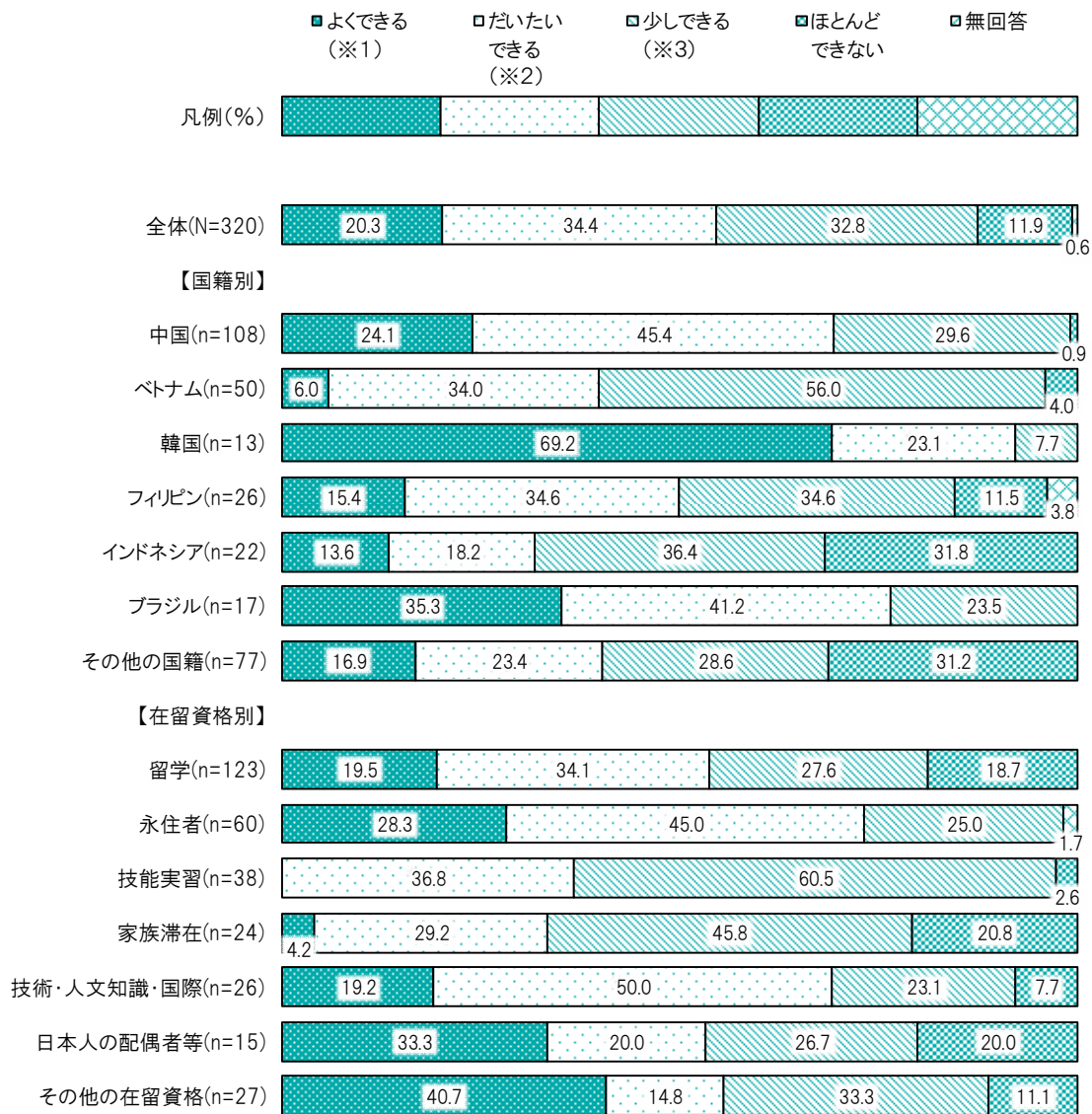
※2:だいたいできる(日常会話くらいは聞きとることができる)

※3:少しできる(簡単な会話は聞きとることができる)

②日本語を話す

国籍別でみると、韓国で「よくできる」、中国やブラジルで「だいたいできる」、ベトナムで「少しできる」、インドネシアで「ほとんどできない」の割合が、それぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

在留資格別では、永住者や技術・人文知識・国際で「だいたいできる」、技能実習で「少しできる」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。



※1:よくできる(ほとんど困ることはない)

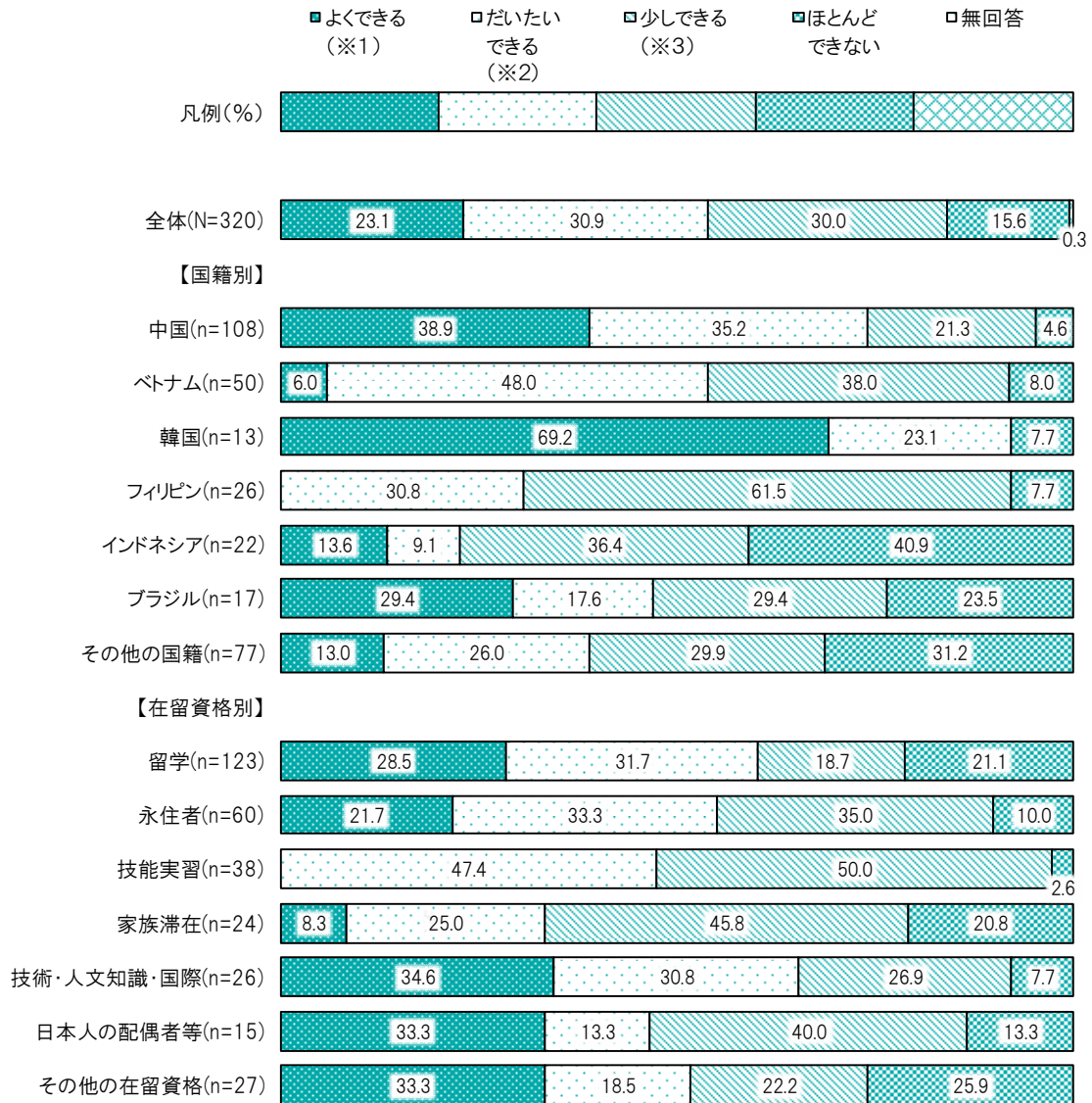
※2:だいたいできる(日常会話くらいはできる)

※3:少しできる(簡単な会話はできる)

③日本語を読む

国籍別でみると、韓国で「よくできる」、ベトナムで「だいたいできる」、フィリピンで「少しできる」、インドネシアやブラジルで「ほとんどできない」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

在留資格別では、技能実習で「だいたいできる」「少しできる」、留学や家族滞在で「ほとんどできない」の割合が、それぞれ他の在留資格に比べて高くなっている。



※1:よくできる(ほとんど困ることはない)

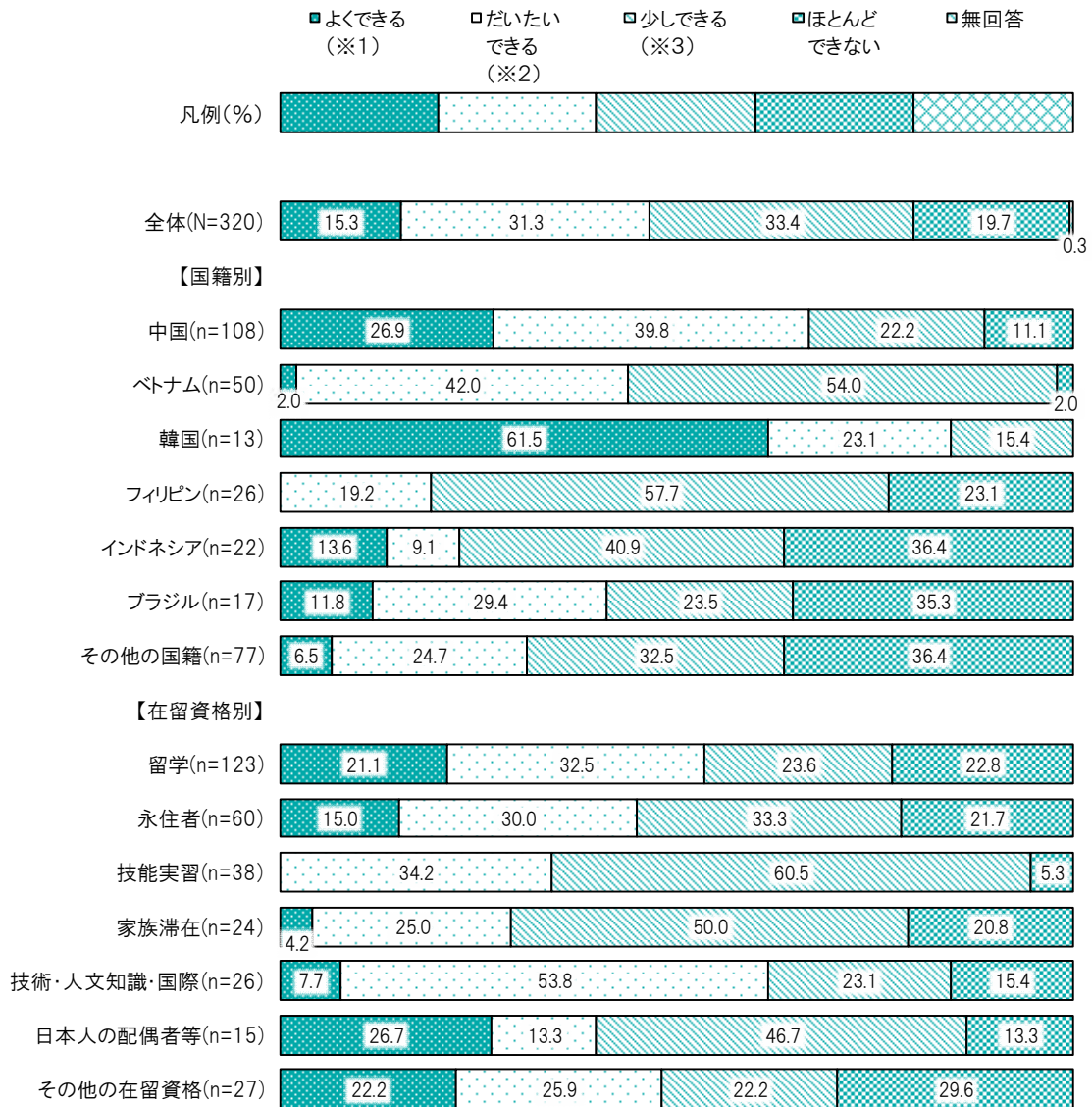
※2:だいたいできる(簡単な漢字が入った文章を読むことができる)

※3:少しできる(簡単なひらがなやカタカナを読むことができる)

④日本語を書く

国籍別でみると、韓国で「よくできる」、中国やベトナムで「だいたいできる」、ベトナムやフィリピンで「少しできる」、インドネシアやブラジルで「ほとんどできない」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

在留資格別では、技術・人文知識・国際で「だいたいできる」、技能実習で「少しできる」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。



※1:よくできる(ほとんど困ることはない)

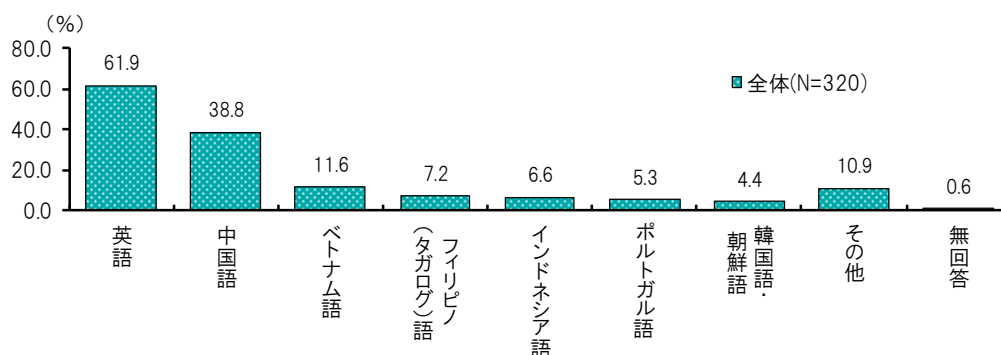
※2:だいたいできる(簡単な漢字を使った文章を書くことができる)

※3:少しできる(ひらがなやカタカナを使った文章を書くことができる)

2 日本語以外の使用言語

問9 日本語以外で、あなたが不自由なく使える言葉はどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

日本語以外の使用言語については、「英語」の割合が61.9%と最も高く、次いで「中国語」(38.8%)、「ベトナム語」(11.6%)の順となっている。



国籍別で見ると、フィリピンやインドネシアで「英語」の割合が9割以上と、他の国籍を大きく上回っている。

在留資格別では、留学で「英語」、留学や永住者、日本人の配偶者等で「中国語」、技能実習や技術・人文知識・国際で「ベトナム語」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。

単位 (%)	英語	中国語	ベトナム語	(フィリピン (タガログ)語	インドネシア語	ポルトガル語	韓国語・朝鮮語	その他
全体(N=320)	61.9	38.8	11.6	7.2	6.6	5.3	4.4	10.9
【国籍別】								
中国(n=108)	41.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0
ベトナム(n=50)	58.0	4.0	70.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
韓国(n=13)	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
フィリピン(n=26)	96.2	3.8	0.0	88.5	0.0	0.0	0.0	0.0
インドネシア(n=22)	90.9	0.0	0.0	0.0	90.9	0.0	0.0	4.5
ブラジル(n=17)	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	5.9
その他の国籍(n=77)	89.6	15.6	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	41.6
【在留資格別】								
留学(n=123)	81.3	46.3	4.9	2.4	11.4	0.0	0.8	13.8
永住者(n=60)	26.7	50.0	1.7	8.3	0.0	23.3	8.3	5.0
技能実習(n=38)	39.5	18.4	42.1	15.8	0.0	0.0	0.0	5.3
家族滞在(n=24)	62.5	29.2	4.2	4.2	12.5	0.0	8.3	16.7
技術・人文知識・国際(n=26)	69.2	26.9	34.6	3.8	3.8	0.0	7.7	7.7
日本人の配偶者等(n=15)	60.0	46.7	6.7	13.3	6.7	6.7	13.3	6.7
その他の在留資格(n=27)	77.8	22.2	7.4	11.1	7.4	7.4	7.4	22.2

【3】情報の入手について

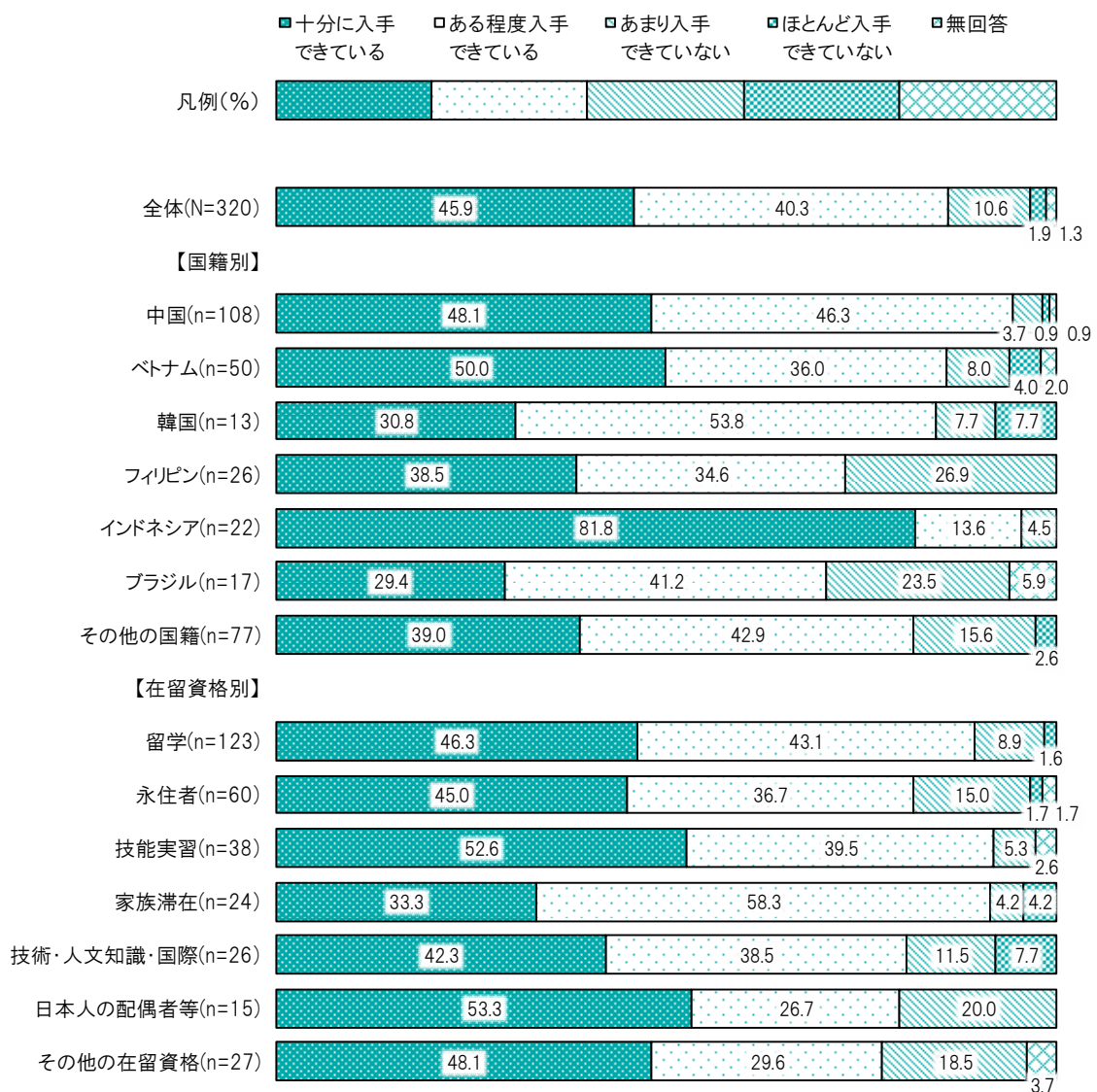
1 情報の入手状況

問 10 あなたは、日本での生活に必要な情報を、十分に入手できていますか。
(○は1つだけ)

情報の入手状況については、「十分に入手できている」の割合が 45.9%、「ある程度入手できている」が 40.3%で合計約8割以上（86.2%）が『入手できている』と回答している。一方、「あまり入手できていない」（10.6%）と「ほとんど入手できていない」（1.9%）の合計は 12.5%となっている。

国籍別でみると、インドネシアで「十分に入手できている」、フィリピンやブラジルで「あまり入手できていない」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

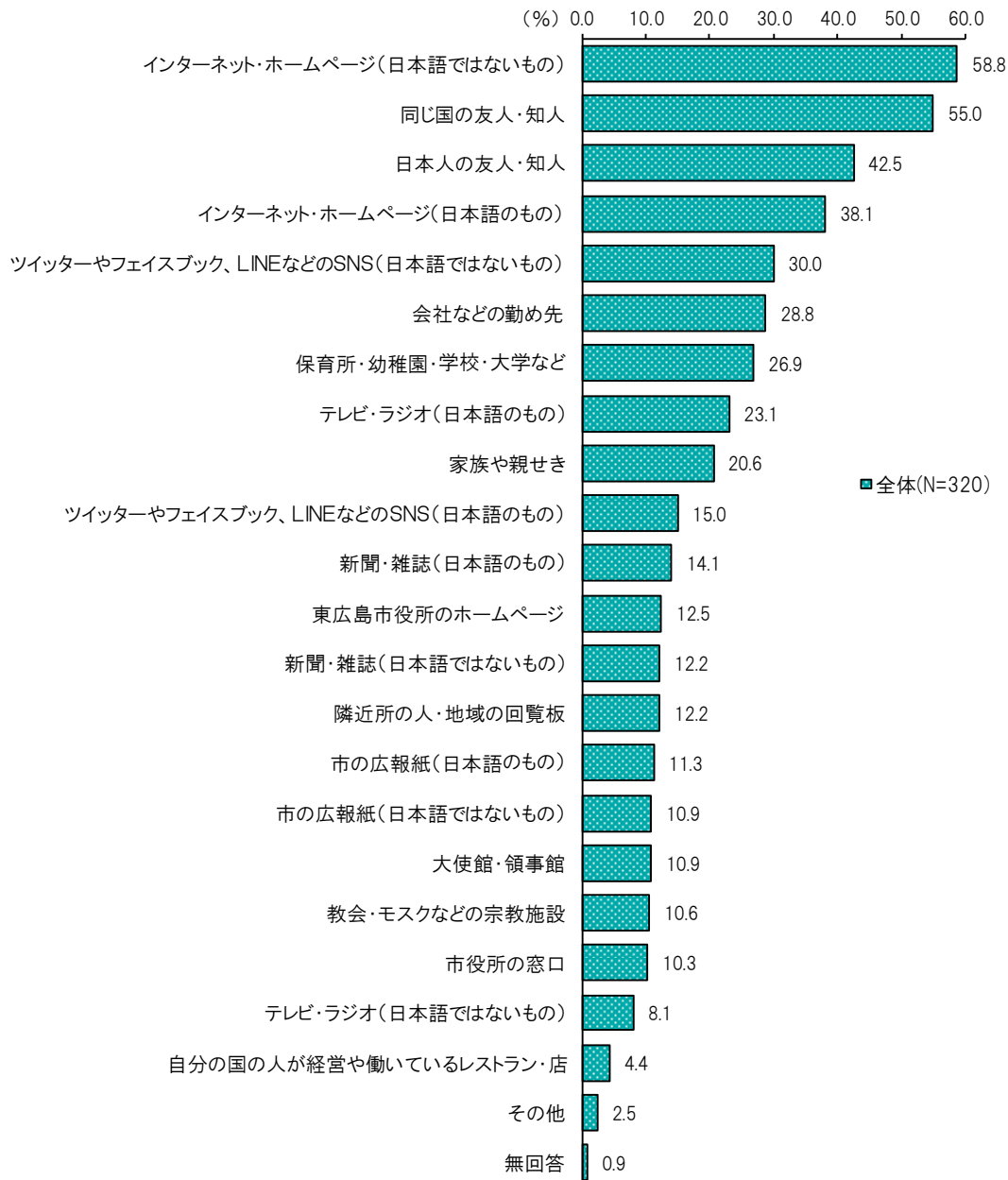
在留資格別では、永住者や技術・人文知識・国際、日本人の配偶者等で『入手できていない（合計）』の割合が、それぞれ他の在留資格に比べて高くなっている。



2 情報の入手先

問 11 あなたは、日本での生活に必要な情報を、どこから入手していますか。
(あてはまるものすべてに○)

情報の入手先については、「インターネット・ホームページ（日本語ではないもの）」の割合が58.8%と最も高く、次いで「同じ国の友人・知人」（55.0%）、「日本人の友人・知人」（42.5%）、「インターネット・ホームページ（日本語のもの）」（38.1%）、「ツイッターやフェイスブック、LINEなどのSNS（日本語ではないもの）」（30.0%）の順となっている。



年齢別では、30歳代以下で「インターネット・ホームページ（日本語ではないもの）」「日本人の友人・知人」、40歳代以上で「テレビ・ラジオ（日本語のもの）」「家族や親せき」の割合が、それぞれ他の年齢層に比べて高くなっている。

国籍別でみると、インドネシアで「インターネット・ホームページ（日本語ではないもの）」「同じ国の友人・知人」「教会・モスクなどの宗教施設」、中国で「インターネット・ホームページ（日本語のもの）」、ベトナムで「ツイッターやフェイスブック、LINEなどのSNS（日本語ではないもの）」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

在留資格別では、留学や家族滞在で「インターネット・ホームページ（日本語ではないもの）」「同じ国の友人・知人」、技能実習や技術・人文知識・国際で「会社などの勤め先」、永住者や日本人の配偶者等で「テレビ・ラジオ（日本語のもの）」の割合が、それぞれ他の在留資格に比べて高くなっている。

単位 (%)	インターネット (日本語ではないもの)	同じ国の友人・知人	日本人の友人・知人	インターネット (日本語のもの)	ツイッターやフェイスブック、LINEなどのSNS (日本語ではないもの)	会社などの勤め先	保育所・幼稚園・学校・大学 など	テレビ・ラジオ (日本語のもの)	家族や親せき	ツイッターやフェイスブック、LINEなどのSNS (日本語のもの)
全体(N=320)	58.8	55.0	42.5	38.1	30.0	28.8	26.9	23.1	20.6	15.0
【年齢別】										
29歳以下(n=144)	69.4	63.9	45.8	49.3	36.8	23.6	27.8	16.7	10.4	18.8
30歳代(n=106)	61.3	50.9	47.2	28.3	27.4	37.7	35.8	19.8	25.5	12.3
40歳代(n=38)	31.6	36.8	34.2	42.1	28.9	31.6	18.4	47.4	34.2	15.8
50歳以上(n=28)	35.7	53.6	21.4	10.7	7.1	17.9	0.0	35.7	35.7	3.6
【国籍別】										
中国(n=108)	50.9	52.8	41.7	60.2	14.8	14.8	34.3	35.2	17.6	21.3
ベトナム(n=50)	70.0	60.0	28.0	20.0	66.0	52.0	8.0	14.0	8.0	8.0
韓国(n=13)	30.8	15.4	53.8	53.8	15.4	46.2	23.1	61.5	38.5	15.4
フィリピン(n=26)	46.2	50.0	19.2	15.4	23.1	34.6	7.7	19.2	26.9	15.4
インドネシア(n=22)	81.8	81.8	63.6	31.8	54.5	9.1	45.5	4.5	59.1	9.1
ブラジル(n=17)	41.2	52.9	29.4	41.2	41.2	23.5	11.8	35.3	17.6	17.6
その他の国籍(n=77)	71.4	58.4	58.4	24.7	24.7	35.1	32.5	10.4	16.9	10.4
【在留資格別】										
留学(n=123)	75.6	68.3	50.4	49.6	32.5	9.8	46.3	14.6	9.8	23.6
永住者(n=60)	25.0	45.0	25.0	35.0	11.7	28.3	18.3	46.7	31.7	11.7
技能実習(n=38)	57.9	42.1	36.8	13.2	50.0	65.8	2.6	10.5	10.5	5.3
家族滞在(n=24)	70.8	66.7	33.3	16.7	25.0	12.5	25.0	16.7	54.2	8.3
技術・人文知識・国際(n=26)	61.5	53.8	38.5	46.2	42.3	76.9	3.8	15.4	3.8	3.8
日本人の配偶者等(n=15)	33.3	33.3	53.3	40.0	20.0	26.7	13.3	46.7	60.0	20.0
その他の在留資格(n=27)	63.0	40.7	63.0	44.4	29.6	37.0	29.6	29.6	22.2	11.1

(続く→)

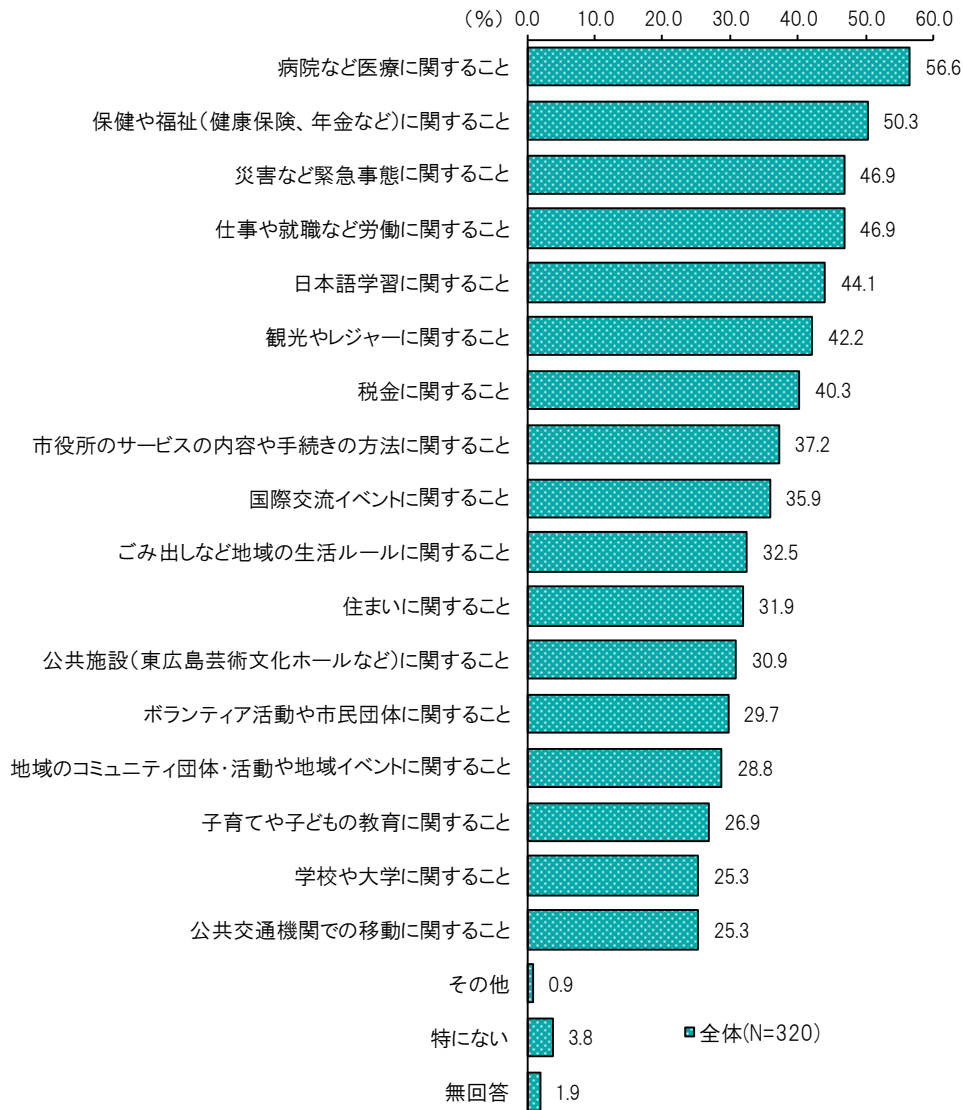
(続き→)

単位 (%)	新聞・雑誌 (日本語のもの)	東広島市役所のホームページ	新聞・雑誌 (日本語ではないもの)	隣近所の人・地域の回覧板	市の広報紙 (日本語のもの)	市の広報紙 (日本語ではないもの)	大使館・領事館	教会・モスクなどの宗教施設	市役所の窓口	テレビ・ラジオ (日本語ではないもの)	自分の国の人 が経営や働いて いるレストラン・店	その他
全体(N=320)	14.1	12.5	12.2	12.2	11.3	10.9	10.9	10.6	10.3	8.1	4.4	2.5
【年齢別】												
29歳以下(n=144)	15.3	10.4	12.5	7.6	9.7	5.6	6.3	6.9	9.0	9.7	2.8	1.4
30歳代(n=106)	9.4	12.3	8.5	16.0	12.3	13.2	17.0	17.0	12.3	9.4	9.4	5.7
40歳代(n=38)	15.8	23.7	13.2	21.1	15.8	21.1	10.5	10.5	15.8	0.0	0.0	0.0
50歳以上(n=28)	21.4	7.1	25.0	7.1	7.1	17.9	14.3	7.1	0.0	7.1	0.0	0.0
【国籍別】												
中国(n=108)	23.1	12.0	7.4	6.5	13.9	7.4	6.5	0.9	4.6	11.1	5.6	0.0
ベトナム(n=50)	10.0	8.0	26.0	8.0	16.0	14.0	2.0	4.0	6.0	12.0	0.0	4.0
韓国(n=13)	30.8	7.7	7.7	30.8	30.8	0.0	7.7	15.4	0.0	15.4	0.0	0.0
フィリピン(n=26)	0.0	0.0	3.8	3.8	0.0	15.4	19.2	11.5	7.7	7.7	3.8	0.0
インドネシア(n=22)	13.6	27.3	18.2	40.9	9.1	18.2	45.5	63.6	40.9	0.0	22.7	4.5
ブラジル(n=17)	11.8	0.0	35.3	23.5	23.5	23.5	17.6	11.8	5.9	0.0	0.0	0.0
その他の国籍(n=77)	6.5	18.2	7.8	11.7	2.6	10.4	9.1	13.0	14.3	5.2	2.6	6.5
【在留資格別】												
留学(n=123)	13.0	14.6	9.8	9.8	9.8	12.2	14.6	14.6	14.6	6.5	8.1	2.4
永住者(n=60)	25.0	11.7	11.7	13.3	18.3	10.0	11.7	6.7	8.3	6.7	3.3	0.0
技能実習(n=38)	5.3	0.0	21.1	10.5	7.9	2.6	2.6	5.3	0.0	15.8	0.0	5.3
家族滞在(n=24)	8.3	16.7	4.2	29.2	12.5	12.5	8.3	16.7	16.7	8.3	4.2	4.2
技術・人文知識・国際(n=26)	11.5	19.2	23.1	0.0	3.8	7.7	0.0	0.0	7.7	11.5	0.0	3.8
日本人の配偶者等(n=15)	26.7	13.3	0.0	20.0	13.3	13.3	20.0	13.3	6.7	6.7	0.0	0.0
その他の在留資格(n=27)	7.4	14.8	18.5	14.8	14.8	18.5	14.8	14.8	11.1	7.4	3.7	3.7

3 入手したい情報

問 12 日本での生活のために、あなたはどのような情報を知りたいですか。
(あてはまるものすべてに○)

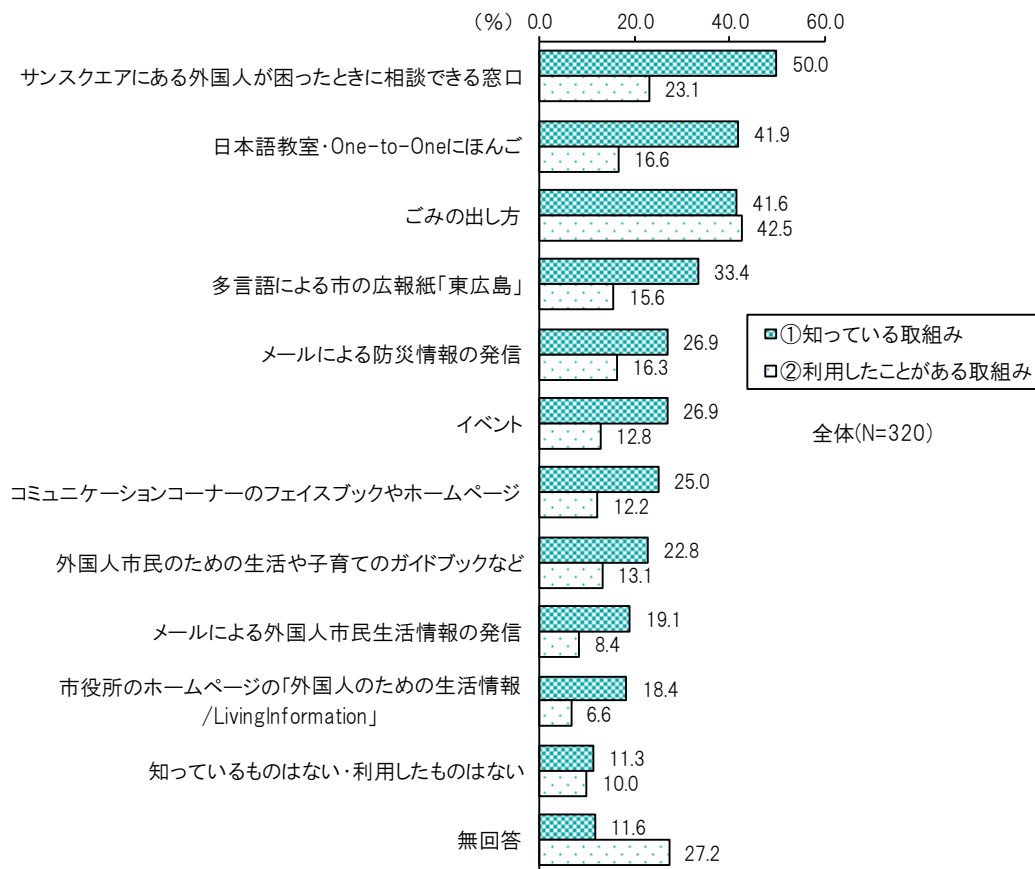
入手したい情報については、「病院など医療に関すること」の割合が56.6%と最も高く、次いで「保健や福祉（健康保険、年金など）に関すること」（50.3%）、「災害など緊急事態に関すること」「仕事や就職など労働に関すること」（各46.9%）、「日本語学習に関すること」（44.1%）の順となっている。



4 市の取組の認知状況・利用状況

問 13 東広島市役所が、外国人市民向けに実施している取組のうち、①あなたが知っているものはどれですか。また、②利用したことがあるものはどれですか。
(それぞれあてはまるものすべてに○)

市の取組について知っている取組としては、「サンスクエアにある外国人が困ったときに相談できる窓口」の割合が50.0%と最も高く、次いで「日本語教室・One-to-Oneにほんご」(41.9%)、「ごみの出し方」(41.6%)、「多言語による市の広報紙「東広島」」(33.4%)の順となっている。また、利用したことがある取組では、「ごみの出し方」が42.5%と最も高く、次いで「サンスクエアにある外国人が困ったときに相談できる窓口」(23.1%)となっている。



【4】 日常の生活について

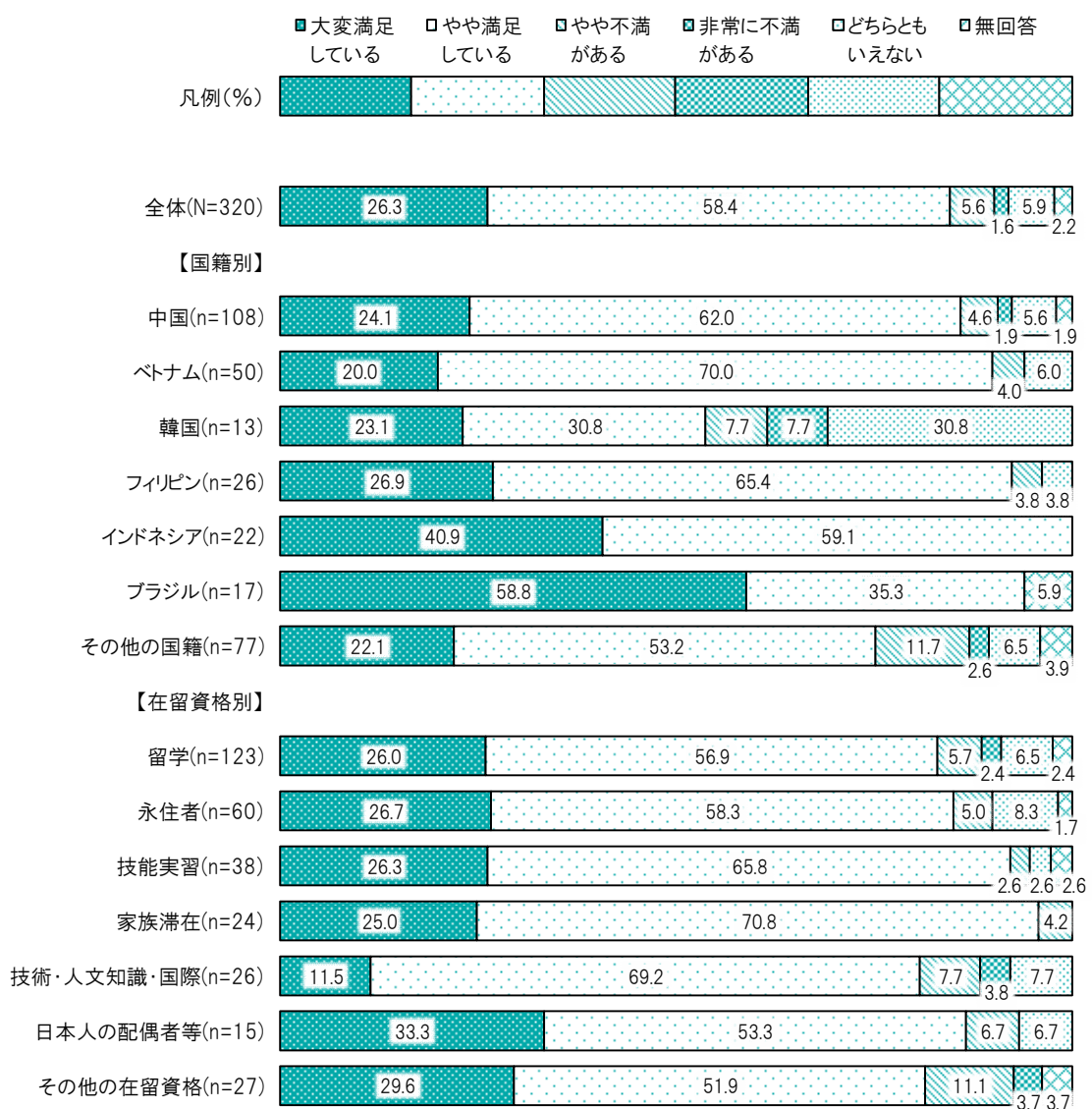
1 暮らしの満足度

問 14 あなたは、現在の東広島市での暮らしについて、どの程度満足していますか。
(○は1つだけ)

暮らしの満足度については、「大変満足している」の割合が 26.3%、「やや満足している」が 58.4%で合計8割以上（84.7%）が『満足している』と回答している。一方、「やや不満がある」（5.6%）と「非常に不満がある」（1.6%）の合計は 7.2%となっている。

国籍別でみると、インドネシアやブラジルで「大変満足している」、韓国で「どちらともいえない」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

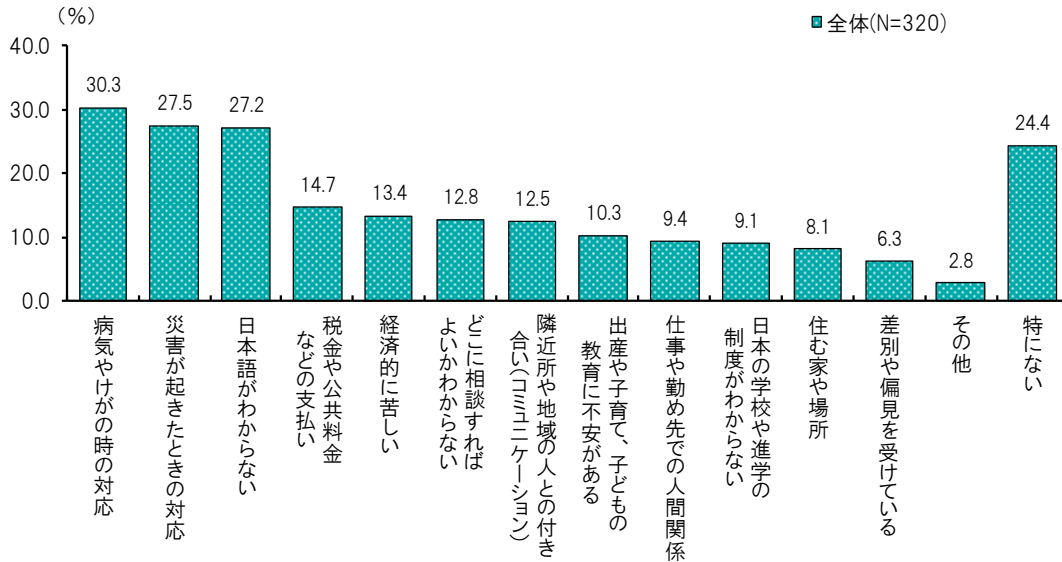
在留資格別では、技術・人文知識・国際で「大変満足している」の割合が、他の在留資格に比べて低くなっている。また、技能実習や家族滞在で『満足している（合計）』の割合が高くなっている。



2 日常生活で困ること

問 15 あなたが、日常の生活で困っていることや不安なことは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

日常生活で困ることについては、「病気やけがの時の対応」の割合が30.3%と最も高く、次いで「災害が起きたときの対応」(27.5%)、「日本語がわからない」(27.2%)、「税金や公共料金などの支払い」(14.7%)、「経済的に苦しい」(13.4%)の順となっている。



国籍別でみると、フィリピンやインドネシアで「病気やけがの時の対応」、インドネシアで「日本語がわからない」、ベトナムで「経済的に苦しい」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

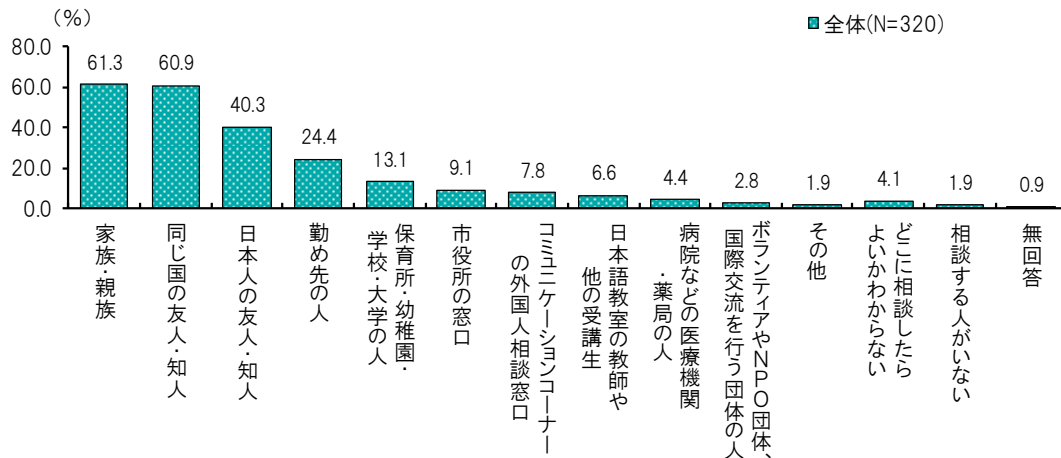
在留資格別では、留学で「病気やけがの時の対応」、家族滞在で「災害が起きたときの対応」「日本語がわからない」などの割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。

単位 (%)	病気やけがの時の対応	災害が起きたときの対応	日本語がわからない	税金や公共料金などの支払い	経済的に苦しい	よいかかわらない	どこに相談すればよいかわからない	隣近所や地域の人との付き合い(コミュニケーション)	出産や子育て、子どもの教育に不安がある	仕事や勤め先での人間関係	日本の学校や進学の制度がわからない	住む家や場所	差別や偏見を受けている	その他	特になし
全体(N=320)	30.3	27.5	27.2	14.7	13.4	12.8	12.5	10.3	9.4	9.1	8.1	6.3	2.8	24.4	
【国籍別】															
中国(n=108)	25.9	21.3	17.6	9.3	11.1	10.2	15.7	11.1	13.0	11.1	12.0	8.3	2.8	22.2	
ベトナム(n=50)	16.0	26.0	28.0	16.0	24.0	6.0	8.0	6.0	8.0	0.0	2.0	4.0	4.0	26.0	
韓国(n=13)	0.0	0.0	7.7	0.0	7.7	7.7	30.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	0.0	53.8	
フィリピン(n=26)	50.0	38.5	11.5	11.5	3.8	15.4	3.8	0.0	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	34.6	
インドネシア(n=22)	50.0	36.4	59.1	27.3	13.6	13.6	4.5	31.8	4.5	9.1	9.1	0.0	0.0	9.1	
ブラジル(n=17)	23.5	23.5	17.6	23.5	5.9	17.6	0.0	5.9	5.9	11.8	17.6	11.8	0.0	52.9	
その他の国籍(n=77)	41.6	39.0	41.6	19.5	15.6	20.8	16.9	11.7	10.4	13.0	7.8	7.8	5.2	15.6	
【在留資格別】															
留学(n=123)	43.9	29.3	32.5	17.1	16.3	13.8	18.7	8.9	9.8	2.4	9.8	6.5	2.4	16.3	
永住者(n=60)	20.0	13.3	16.7	11.7	11.7	10.0	5.0	11.7	10.0	18.3	8.3	8.3	0.0	33.3	
技能実習(n=38)	15.8	31.6	23.7	10.5	13.2	5.3	2.6	0.0	7.9	0.0	2.6	2.6	2.6	28.9	
家族滞在(n=24)	20.8	45.8	54.2	25.0	8.3	16.7	8.3	20.8	0.0	20.8	12.5	0.0	8.3	12.5	
技術・人文知識・国際(n=26)	26.9	34.6	11.5	15.4	7.7	19.2	19.2	7.7	15.4	7.7	11.5	7.7	3.8	30.8	
日本人の配偶者等(n=15)	20.0	26.7	26.7	13.3	13.3	13.3	13.3	20.0	0.0	13.3	0.0	0.0	6.7	40.0	
その他の在留資格(n=27)	33.3	25.9	22.2	11.1	7.4	14.8	14.8	14.8	18.5	18.5	7.4	11.1	3.7	29.6	

3 困ったときの相談先

問 16 あなたは、日常の生活で困ったとき誰に相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)

困ったときの相談先については、「家族・親族」の割合が61.3%と最も高く、ほぼ並んで「同じ国の友人・知人」(60.9%)が続き、以下「日本人の友人・知人」(40.3%)、「勤め先の人」(24.4%)、「保育所・幼稚園・学校・大学の人」(13.1%)の順となっている。



国籍別でみると、インドネシアで「同じ国の友人・知人」「日本人の友人・知人」、ベトナムや韓国で「勤め先の人」の割合が、それぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

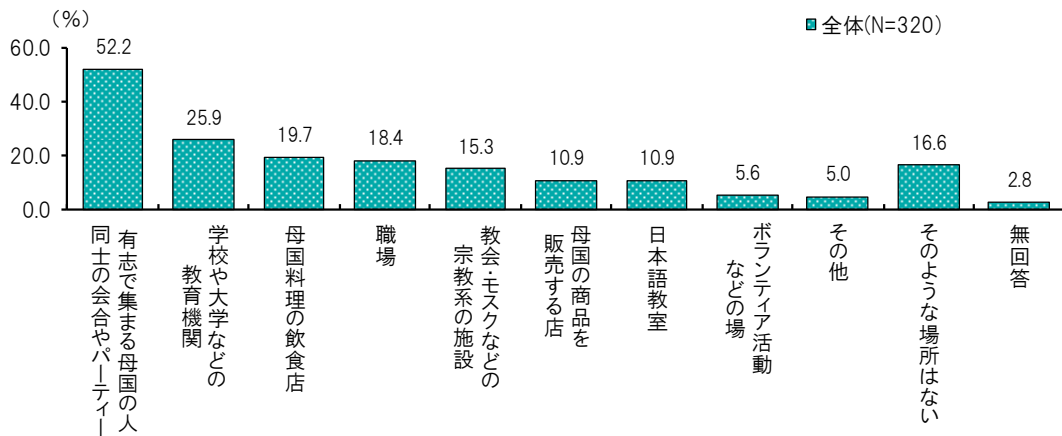
在留資格別では、永住者や家族滞在、日本人の配偶者等で「家族・親族」、留学で「同じ国の友人・知人」「日本人の友人・知人」、技能実習や技術・人文知識・国際で「勤め先の人」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。

単位 (%)	家族・親族	同じ国の友人・知人	日本人の友人・知人	勤め先の人	校・保育所・幼稚園・大学の人の人	市役所の窓口	談窓	コ	コ	他	日	関	病	行	ポ	そ	い	相
全体(N=320)	61.3	60.9	40.3	24.4	13.1	9.1	7.8	6.6	4.4	2.8	1.9	0.0	1.9	2.8	1.9	4.1	1.9	
【国籍別】																		
中国(n=108)	71.3	65.7	34.3	11.1	8.3	2.8	0.9	2.8	1.9	0.0	1.9	0.0	1.9	2.8	1.9	2.8	1.9	
ベトナム(n=50)	42.0	68.0	24.0	38.0	6.0	4.0	16.0	10.0	6.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
韓国(n=13)	69.2	23.1	38.5	38.5	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	
フィリピン(n=26)	69.2	46.2	42.3	26.9	7.7	7.7	7.7	3.8	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	
インドネシア(n=22)	77.3	81.8	77.3	18.2	40.9	36.4	18.2	18.2	22.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	
ブラジル(n=17)	64.7	58.8	41.2	23.5	0.0	5.9	35.3	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	
その他の国籍(n=77)	50.6	58.4	49.4	32.5	19.5	15.6	5.2	10.4	3.9	2.6	3.9	7.8	2.6	3.9	7.8	2.6		
【在留資格別】																		
留学(n=123)	56.1	78.9	51.2	12.2	26.8	9.8	8.1	10.6	4.1	2.4	2.4	1.6	0.8					
永住者(n=60)	80.0	41.7	31.7	18.3	3.3	5.0	8.3	0.0	5.0	1.7	0.0	5.0	5.0					
技能実習(n=38)	42.1	44.7	31.6	55.3	0.0	2.6	2.6	13.2	0.0	2.6	5.3	2.6	0.0					
家族滞在(n=24)	70.8	54.2	29.2	12.5	8.3	25.0	12.5	4.2	8.3	4.2	0.0	8.3	0.0					
技術・人文知識・国際(n=26)	46.2	69.2	23.1	65.4	7.7	3.8	11.5	3.8	11.5	0.0	3.8	3.8	3.8					
日本人の配偶者等(n=15)	93.3	26.7	40.0	13.3	0.0	0.0	6.7	6.7	0.0	13.3	0.0	6.7	0.0					
その他の在留資格(n=27)	59.3	63.0	51.9	29.6	11.1	18.5	7.4	0.0	3.7	3.7	0.0	7.4	3.7					

4 同じ国の人同士で交流する場

問 17 東広島市には、あなたと同じ国の人同士が気軽に集まって、日本での生活についての情報を交換したり、親睦を深めたりすることができる場所がありますか。（あてはまるものすべてに○）

同じ国の人同士で交流する場については、「有志で集まる母国の人同士の会合やパーティー」の割合が52.2%と最も高く、次いで「学校や大学などの教育機関」（25.9%）、「母国料理の飲食店」（19.7%）、「職場」（18.4%）、「教会・モスクなどの宗教系の施設」（15.3%）の順となっている。



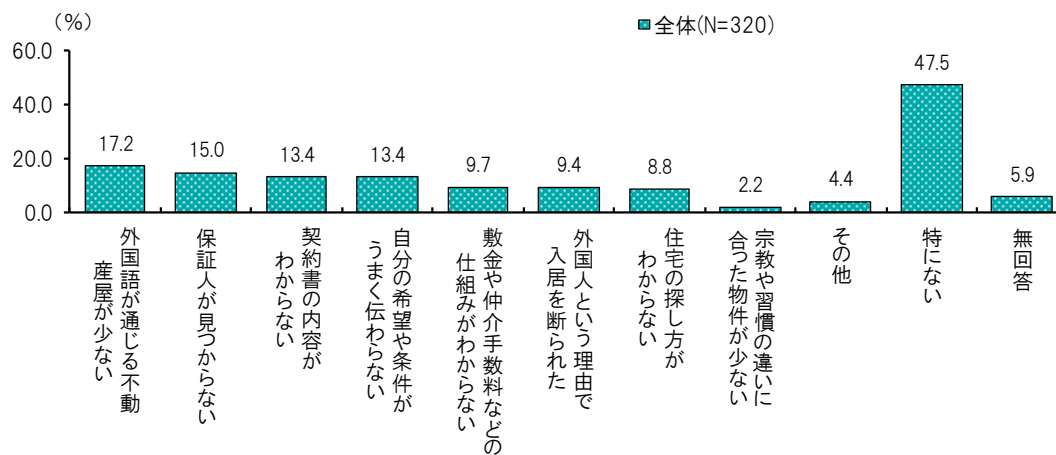
年齢別では、若い年齢層ほど「学校や大学などの教育機関」の割合が増える傾向にあり、30歳代以下で「有志で集まる母国の人同士の会合やパーティー」、50歳以上で「そのような場所はない」の割合が、それぞれ他の年齢層に比べて高くなっている。

単位 (%)	有志で集まる母国の人同士の会合やパーティー	学校や大学などの教育機関	母国料理の飲食店	職場	教会・モスクなどの宗教系の施設	母国の商品を販売する店	日本語教室	ボランティア活動などの場	その他	そのような場所はない
全体(N=320)	52.2	25.9	19.7	18.4	15.3	10.9	10.9	5.6	5.0	16.6
【年齢別】										
29歳以下(n=144)	61.1	30.6	20.8	19.4	11.8	11.8	12.5	6.3	3.5	11.1
30歳代(n=106)	55.7	25.5	18.9	18.9	21.7	10.4	13.2	4.7	6.6	13.2
40歳代(n=38)	26.3	15.8	23.7	10.5	15.8	7.9	7.9	0.0	5.3	31.6
50歳以上(n=28)	28.6	10.7	7.1	17.9	7.1	7.1	0.0	7.1	7.1	39.3

5 住まいに関して困ったこと

問 18 日本の住まいに関して困ったこと、または今後改善してほしいことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

住まいに関して困ったことについては、「外国語が通じる不動産屋が少ない」の割合が17.2%と最も高く、次いで「保証人が見つからない」（15.0%）、「契約書の内容がわからない」「自分の希望や条件がうまく伝わらない」（各13.4%）の順となっている。



【5】仕事について

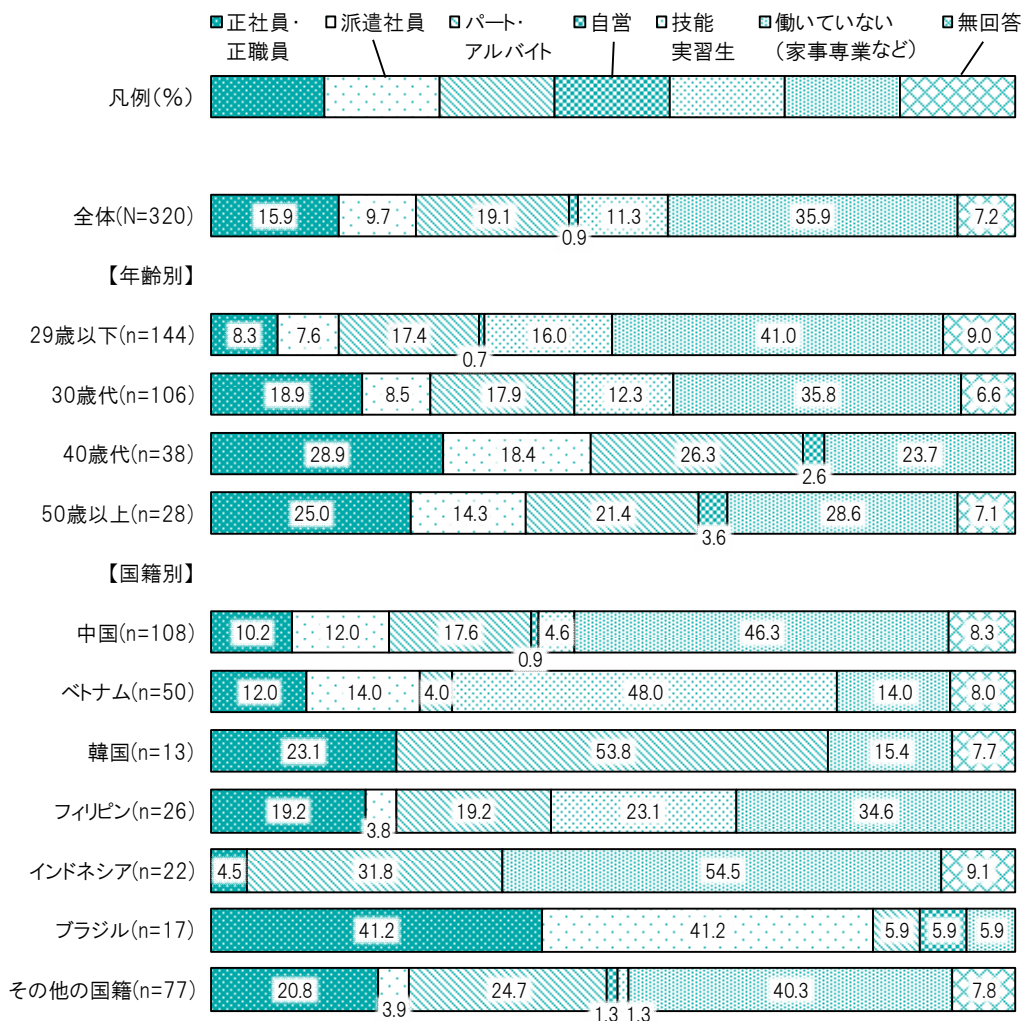
1 就労状況

問 19 あなたは、現在働いていますか。（○は1つだけ）

就労状況については、「働いていない(家事専業など)」の割合が35.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」(19.1%)、「正社員・正職員」(15.9%)が続いている。

年齢別では、40歳代以上で「正社員・正職員」「派遣社員」、30歳代以下で「技能実習生」の割合が、それぞれ他の年齢層に比べて高くなっている。

国籍別でみると、ベトナムやフィリピンで「技能実習生」、韓国で「パート・アルバイト」、ブラジルで「正社員・正職員」「派遣社員」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

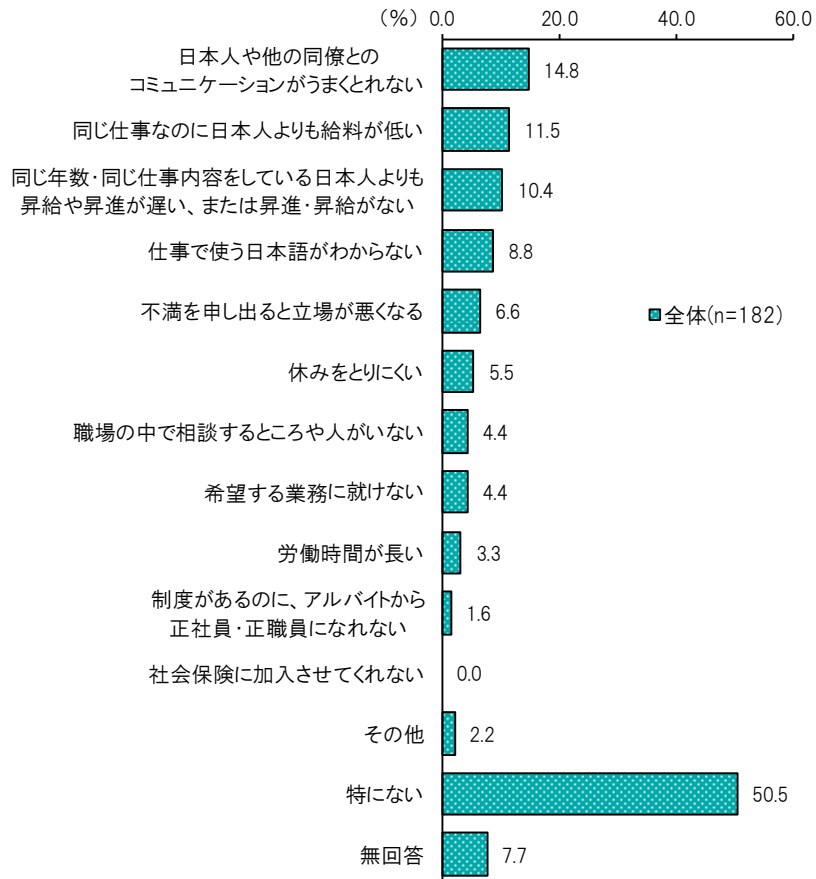


2 職場で困っていること

【問 19 で現在働いていると回答した方へ】

問 20 あなたは、職場で不満や困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

職場で困っていることについては、「日本人や他の同僚とのコミュニケーションがうまくとれない」の割合が 14.8%と最も高く、次いで「同じ仕事なのに日本人よりも給料が低い」(11.5%)、「同じ年数・同じ仕事内容をしている日本人よりも昇給や昇進が遅い、または昇進・昇給がない」(10.4%)の順となっている。一方、約半数(50.5%)は、「特にない」と回答している。



【6】防災について

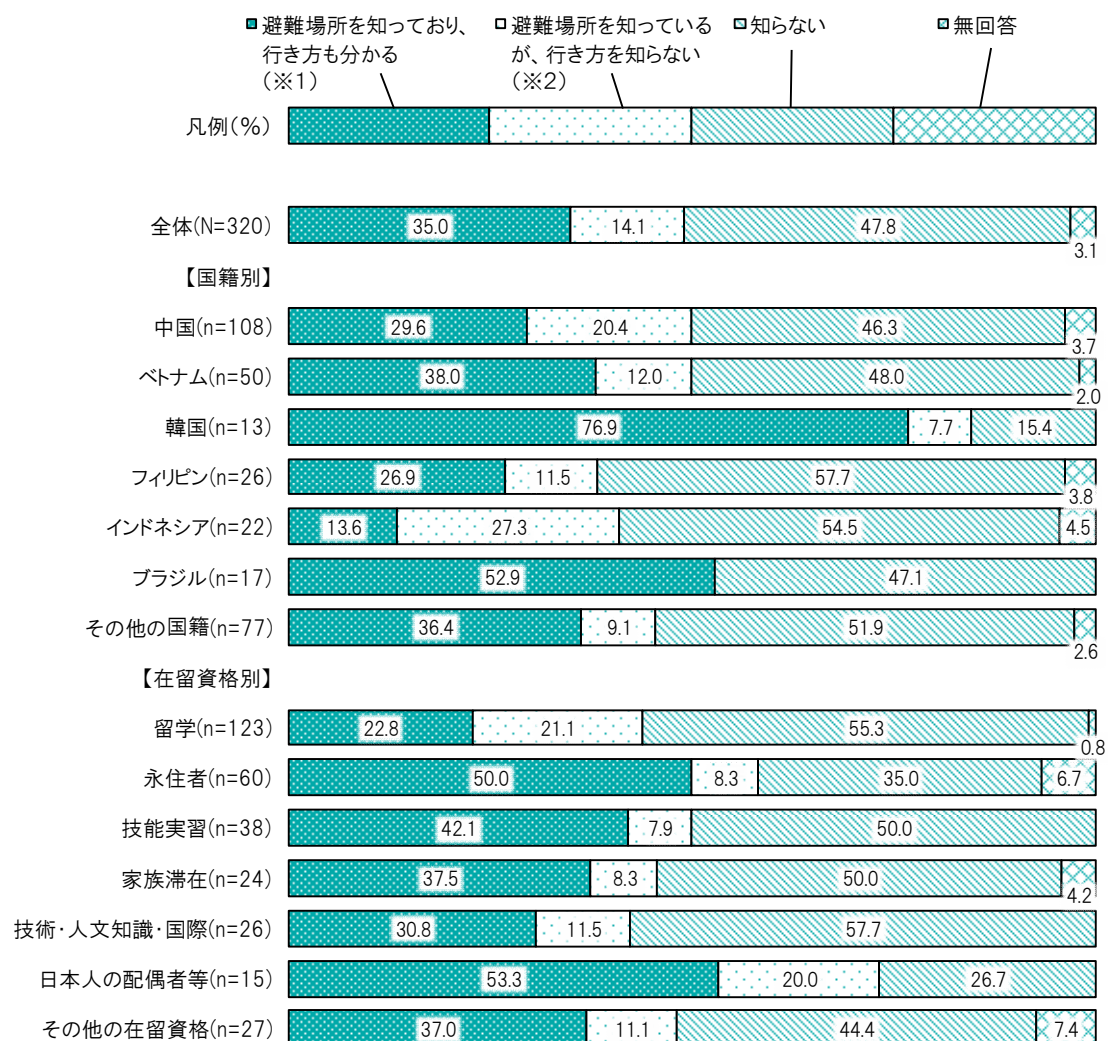
1 災害時の避難場所の認知状況

問 21 あなたは、地震や大雨などの災害が起きたときに避難する場所を知っていますか。
(○は1つだけ)

災害時の避難場所については、「知らない」の割合が47.8%と最も高く、次いで「避難施設や避難場所を知っており、場所や行き方も分かる」が35.0%、「避難施設や避難場所を知っているが、場所や行き方を知らない」が14.1%となっている。

国籍別でみると、韓国で「避難施設や避難場所を知っており、場所や行き方も分かる」、フィリピンやインドネシアで「知らない」の割合が、それぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

在留資格別では、永住者や日本人の配偶者等で「避難施設や避難場所を知っており、場所や行き方も分かる」、留学や技術・人文知識・国際で「知らない」の割合が、それぞれ他の在留資格に比べて高くなっている。



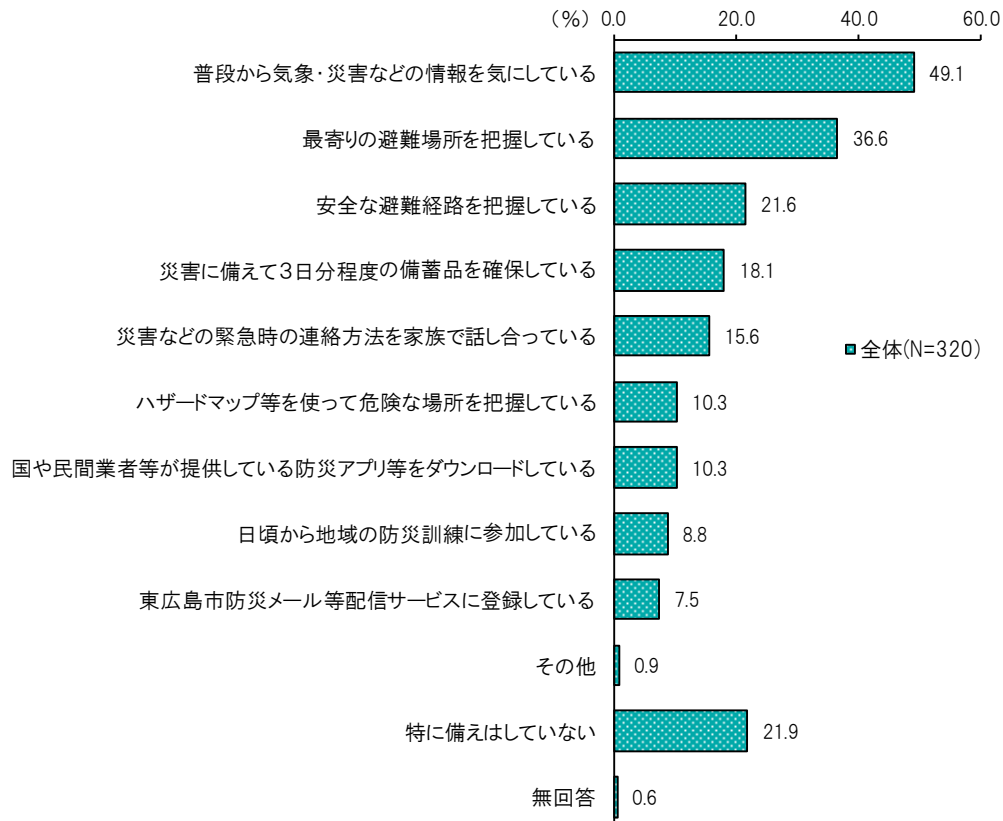
※1:避難施設や避難場所を知っており、場所や行き方も分かる

※2:避難施設や避難場所を知っているが、場所や行き方を知らない

2 災害時の備え

問 22 あなたは、災害などの緊急時の対応について、日頃からどのような備えをしていますか。（あてはまるものすべてに○）

災害時の備えについては、「普段から気象・災害などの情報を気にしている」の割合が49.1%と最も高く、次いで「最寄りの避難場所を把握している」（36.6%）、「安全な避難経路を把握している」（21.6%）、「災害に備えて3日分程度の備蓄品を確保している」（18.1%）、「災害などの緊急時の連絡方法を家族で話し合っている」（15.6%）の順となっている。



国籍別でみると、中国やインドネシアで「普段から気象・災害などの情報を気にしている」、韓国で「最寄りの避難場所を把握している」「安全な避難経路を把握している」、フィリピンで「災害などの緊急時の連絡方法を家族で話し合っている」などの割合が、それぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

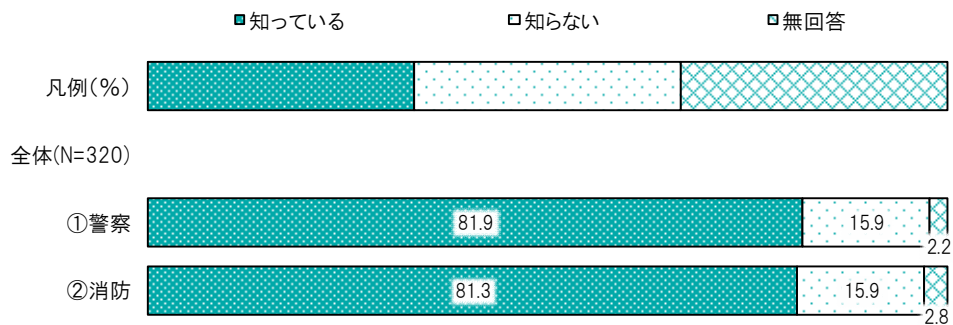
在留資格別では、日本人の配偶者等で「普段から気象・災害などの情報を気にしている」、永住者や日本人の配偶者等で「最寄りの避難場所を把握している」、技能実習で「安全な避難経路を把握している」「災害に備えて3日分程度の備蓄品を確保している」の割合が、それぞれ他の在留資格に比べて高くなっている。

単位 (%)	の普 情報 から 気に して いる など	し最 寄 り の 避 難 場 所 を 把 握	て安 全 な 避 難 経 路 を 把 握 し	の災 害 に 備 え て 3 日 分 程 度	い方 法 を 家 族 で 話 し 合 っ て	災 害 な ど の 緊 急 時 の 連 絡	ハ ザ ー ド マ ツ プ 等 を 使 っ て	ウ ン ロ ー ド マ ツ プ 等 を 使 っ て	国 や 民 間 業 者 等 が 提 供 し て い る	に 参 加 し て い る	日 頃 か ら 地 域 の 防 災 訓 練	信 サ ー ビ ス に 登 録 し て い る	東 島 市 防 災 メ ー ル 等 を 配 信	そ の 他	特 に 備 え は し て い な い	
全体(N=320)	49.1	36.6	21.6	18.1	15.6	10.3	10.3	8.8	7.5	0.9	21.9					
【国籍別】																
中国(n=108)	62.0	34.3	16.7	12.0	12.0	2.8	7.4	5.6	5.6	0.0	23.1					
ベトナム(n=50)	38.0	36.0	24.0	30.0	6.0	2.0	14.0	16.0	4.0	2.0	26.0					
韓国(n=13)	38.5	76.9	61.5	30.8	30.8	7.7	23.1	7.7	0.0	0.0	0.0					
フィリピン(n=26)	42.3	26.9	15.4	19.2	38.5	26.9	7.7	11.5	3.8	0.0	11.5					
インドネシア(n=22)	54.5	18.2	9.1	13.6	27.3	18.2	13.6	13.6	4.5	0.0	22.7					
ブラジル(n=17)	29.4	52.9	29.4	0.0	17.6	17.6	5.9	5.9	11.8	0.0	41.2					
その他の国籍(n=77)	44.2	36.4	23.4	23.4	11.7	14.3	11.7	6.5	15.6	2.6	20.8					
【在留資格別】																
留学(n=123)	55.3	26.0	14.6	16.3	10.6	11.4	13.0	8.9	13.0	0.0	24.4					
永住者(n=60)	40.0	48.3	18.3	10.0	13.3	10.0	5.0	5.0	6.7	0.0	25.0					
技能実習(n=38)	47.4	36.8	36.8	34.2	10.5	0.0	10.5	15.8	5.3	2.6	18.4					
家族滞在(n=24)	37.5	37.5	12.5	12.5	25.0	16.7	4.2	8.3	4.2	4.2	12.5					
技術・人文知識・国際(n=26)	46.2	38.5	30.8	26.9	11.5	11.5	26.9	7.7	0.0	0.0	26.9					
日本人の配偶者等(n=15)	73.3	46.7	26.7	26.7	33.3	20.0	13.3	6.7	0.0	0.0	0.0					
その他の在留資格(n=27)	48.1	48.1	37.0	18.5	40.7	7.4	0.0	11.1	3.7	3.7	22.2					

3 緊急時の連絡先の認知状況

問 23 あなたは、緊急のときの連絡先を知っていますか。（○は1つずつ）

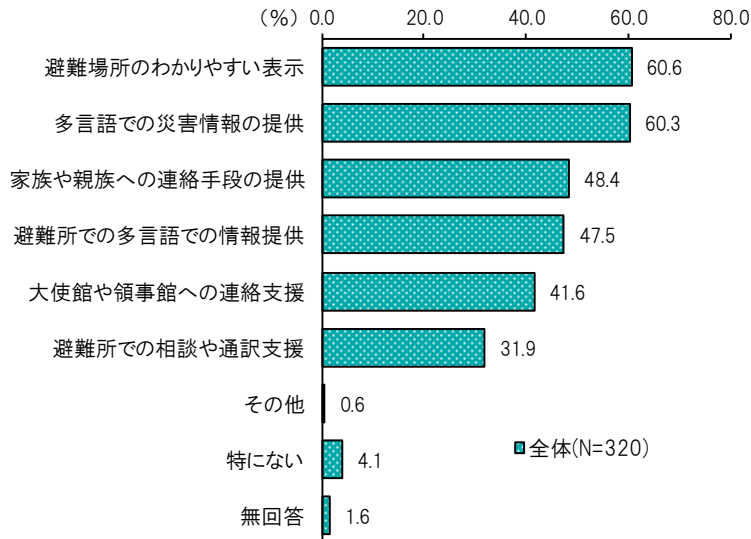
警察や消防の連絡先については、約8割が「知っている」と回答している。



4 災害時に手助けしてほしいこと

問 24 あなたは、災害が起きたときにどのような手助けをしてほしいですか。
(あてはまるものすべてに○)

災害時に手助けしてほしいことについては、「避難場所のわかりやすい表示」の割合が60.6%と最も高く、ほぼ並んで「多言語での災害情報の提供」(60.3%)が続き、以下「家族や親族への連絡手段の提供」(48.4%)、「避難所での多言語での情報提供」(47.5%)、「大使館や領事館への連絡支援」(41.6%)の順となっている。

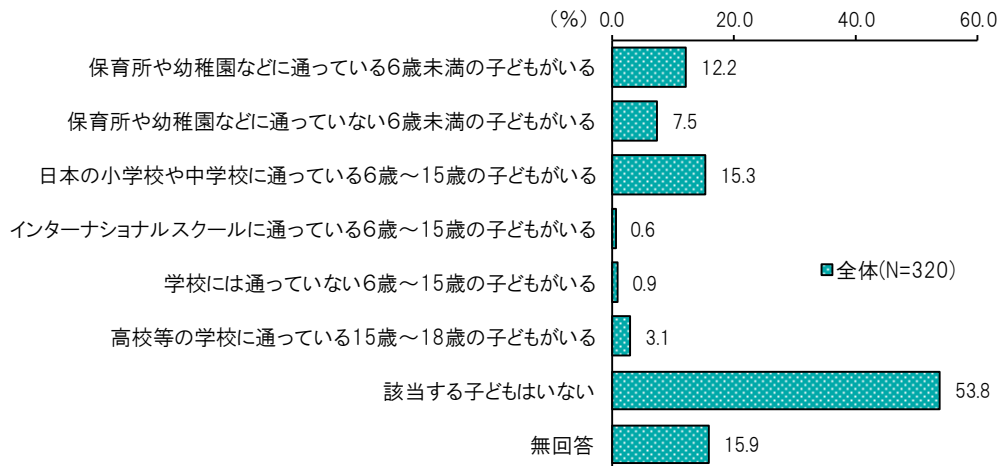


【7】子どもについて

1 子どもの同居有無

問 25 あなたは、次の年齢の子どもと一緒に暮らしていますか。
(あてはまるものすべてに○)

子どもの同居有無については、「日本の小学校や中学校に通っている6歳～15歳の子どもがいる」の割合が15.3%と最も高く、次いで「保育所や幼稚園などに通っている6歳未満の子どもがいる」(12.2%)、「保育所や幼稚園などに通っていない6歳未満の子どもがいる」(7.5%)の順となっている。一方、「該当する子どもはいない」は53.8%であった。

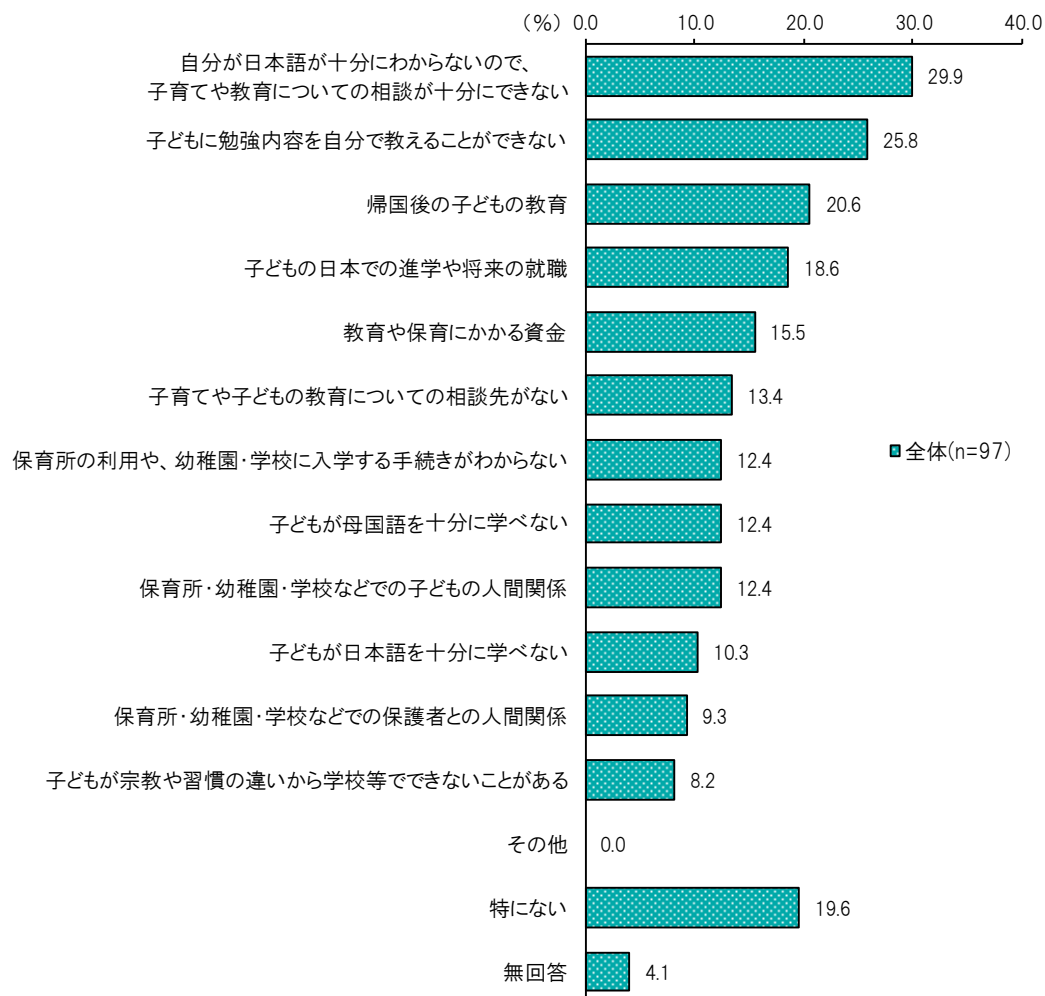


2 子育てについて困っていること

【問 25 で 18 歳以下の子どもがいると回答した方へ】

問 26 子育てや子どもの教育について、困っていることや不安なことは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

子育てについて困っていることについては、「自分が日本語が十分にわからないので、子育てや教育についての相談が十分にできない」の割合が 29.9%と最も高く、次いで「子どもに勉強内容を自分で教えることができない」(25.8%)、「帰国後の子どもの教育」(20.6%)、「子どもの日本での進学や将来の就職」(18.6%)、「教育や保育にかかる資金」(15.5%)の順となっている。

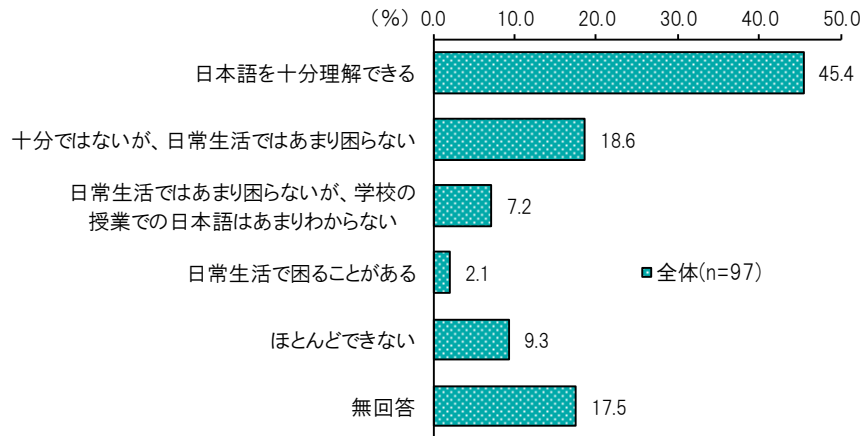


3 子どもの日本語の習得状況

【問 25 で 18 歳以下の子どもがいると回答した方へ】

問 27 あなたの子どもは、日本語をどれくらい使うことができますか。きょうだいがいる場合は長子について教えてください。(〇は1つだけ)

子どもの日本語の習得状況については、「日本語を十分理解できる」の割合が 45.4%、「十分ではないが、日常生活ではあまり困らない」が 18.6%、合計で 64.0%となっている。一方、「日常生活で困ることがある」が 2.1%、「ほとんどできない」が 9.3%、合計で 11.4%となっている。

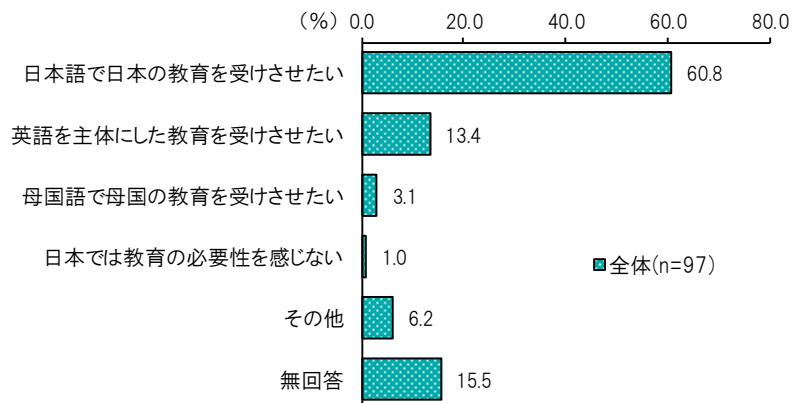


4 子どもの教育について

【問 25 で 18 歳以下の子どもがいると回答した方へ】

問 28 日本で暮らしている子どもの教育について、あなたに最も近い考え方はどれですか。(〇は1つだけ)

子どもの教育については、「日本語で日本の教育を受けさせたい」の割合が 60.8%と突出して最も高く、次いで「英語を主体にした教育を受けさせたい」(13.4%)が続いている。



【8】地域の人との交流について

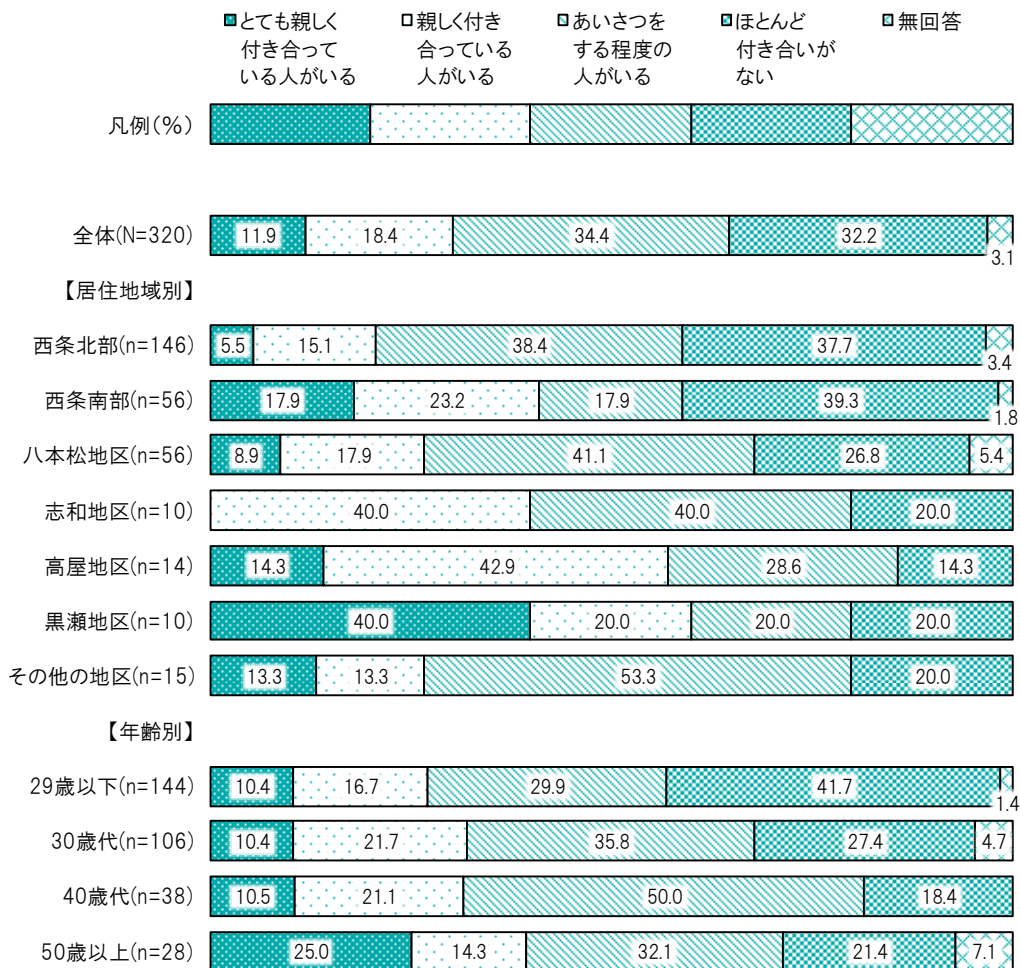
1 近所の日本人との付き合い程度

問 29 あなたは、隣近所や地域の日本人と、どの程度付き合いがありますか。
(○は1つだけ)

近所の日本人との付き合い程度については、「あいさつをする程度の人がいる」の割合が34.4%と最も高く、ほぼ並んで「ほとんど付き合いがない」が32.2%となっている。一方、「とても親しく付き合っている人がある」が11.9%、「親しく付き合っている人がある」が18.4%で、合計約3割(30.3%)が『親しく付き合っている人がある』と回答している。

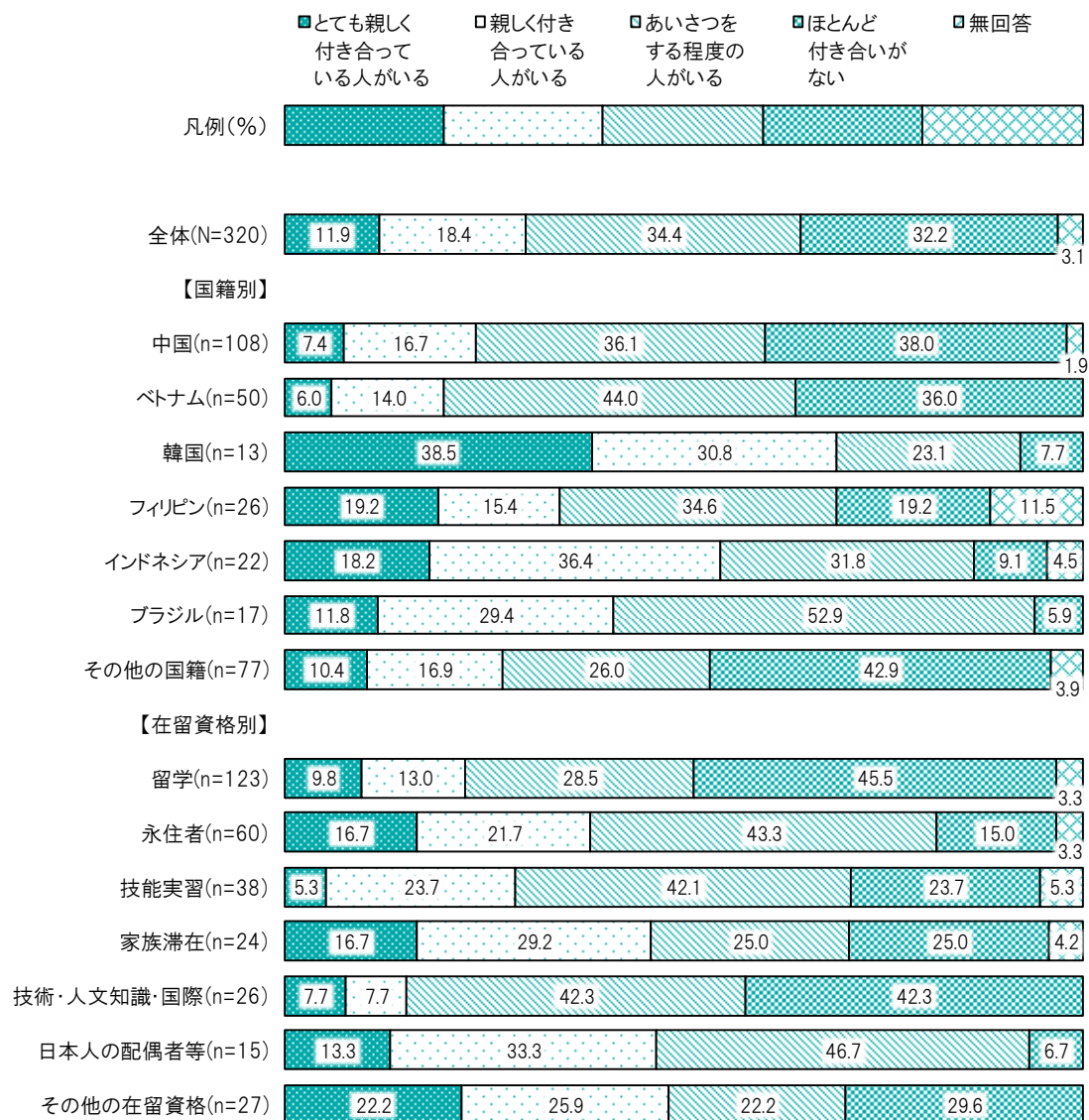
居住地域別では、黒瀬地区で「とても親しく付き合っている人がある」、西条北部や西条南部で「ほとんど付き合いがない」の割合が、それぞれ他の地区に比べて高くなっている。

年齢別では、50歳以上で「とても親しく付き合っている人がある」、40歳代で「あいさつをする程度の人がある」、29歳以下で「ほとんど付き合いがない」の割合が、それぞれ他の年齢層を大きく上回っている。



国籍別でみると、韓国で「とても親しく付き合っている人がいる」、中国やベトナムで「ほとんど付き合いがない」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

在留資格別では、永住者や家族滞在、日本人の配偶者等で『親しく付き合っている人がいる（合計）』、留学や技術・人文知識・国際で「ほとんど付き合いがない」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。



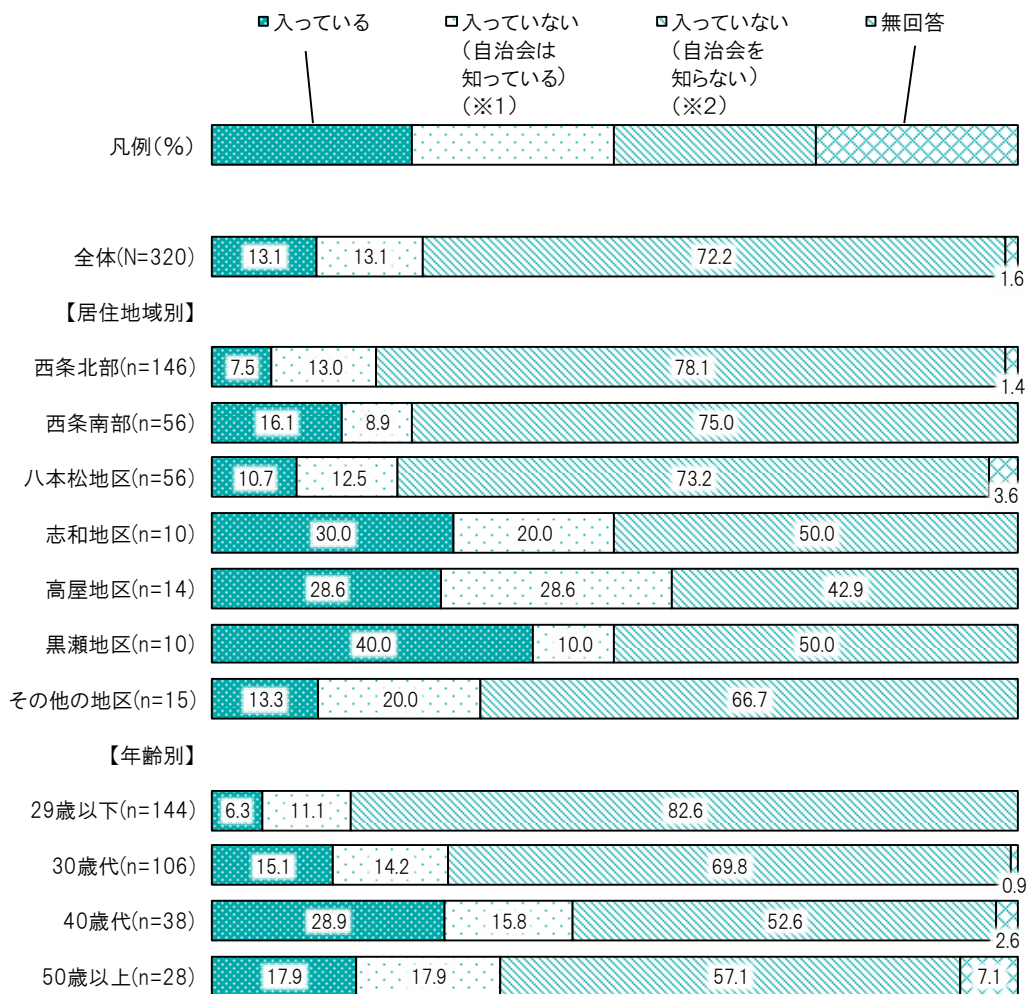
2 地域団体への加入状況

問 30 あなたは、あなたの住んでいる地域の地域団体（自治会・住民自治協議会）に入っていますか。（○は1つだけ）

地域団体への加入状況については、「入っていない（自治会・住民自治協議会を知らない）」の割合が72.2%と最も高く、次いで「入っている」「入っていない（自治会・住民自治協議会は知っている）」が各13.1%となっている。

居住地域別では、志和地区や高屋地区、黒瀬地区で「入っている」の割合が、それぞれ他の地区に比べて高くなっている。

年齢別では、40歳代で「入っている」、29歳以下で「入っていない（自治会・住民自治協議会を知らない）」の割合が、それぞれ他の年齢層を大きく上回っている。

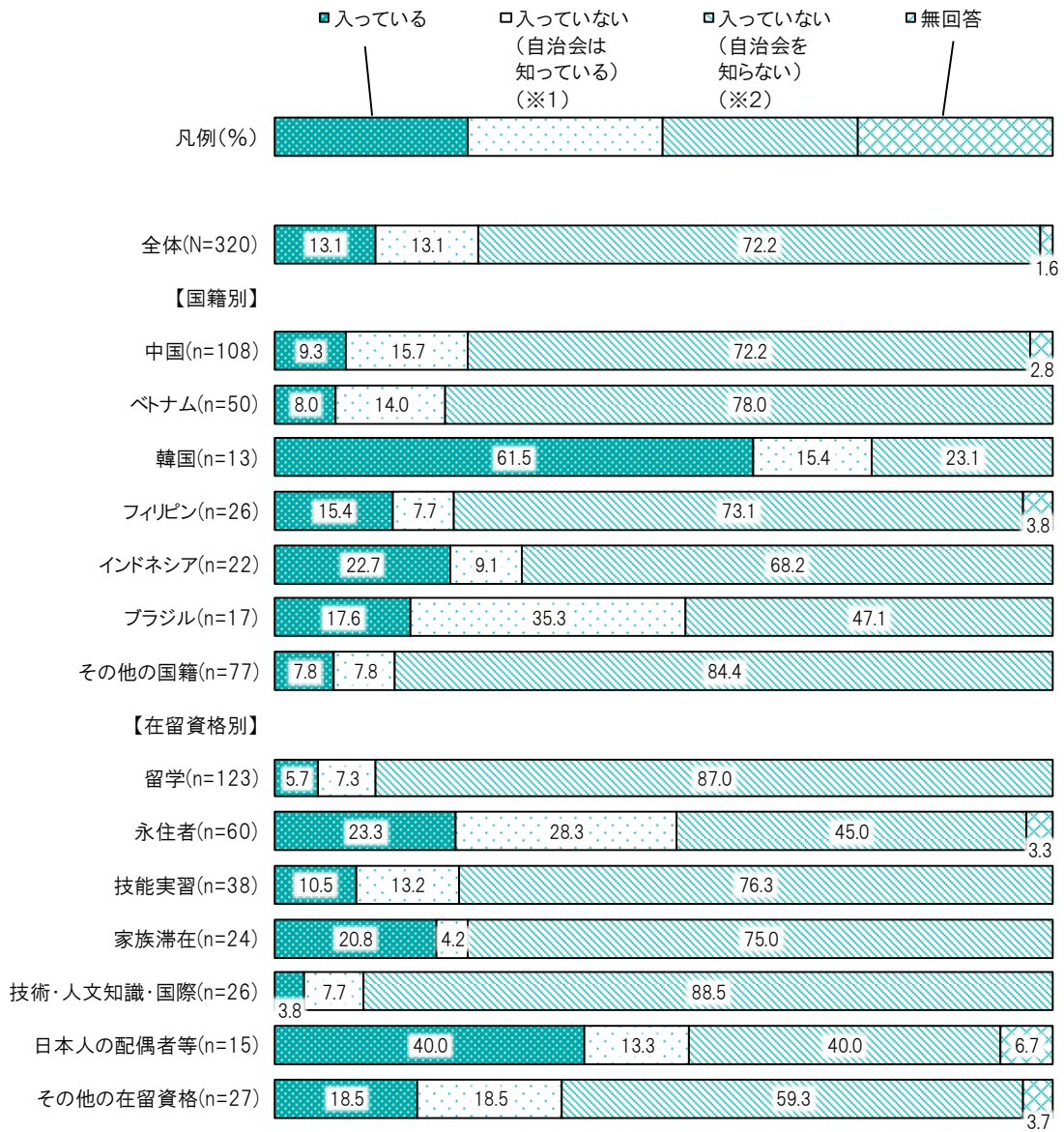


※1:入っていない(自治会・住民自治協議会は知っている)

※2:入っていない(自治会・住民自治協議会を知らない)

国籍別でみると、韓国で「入っている」、ブラジルで「入っていない（自治会・住民自治協議会は知っている）」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

在留資格別では、永住者や家族滞在、日本人の配偶者等で「入っている」、留学や技術・人文知識・国際で「入っていない（自治会・住民自治協議会を知らない）」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。



※1: 入っていない(自治会・住民自治協議会は知っている)

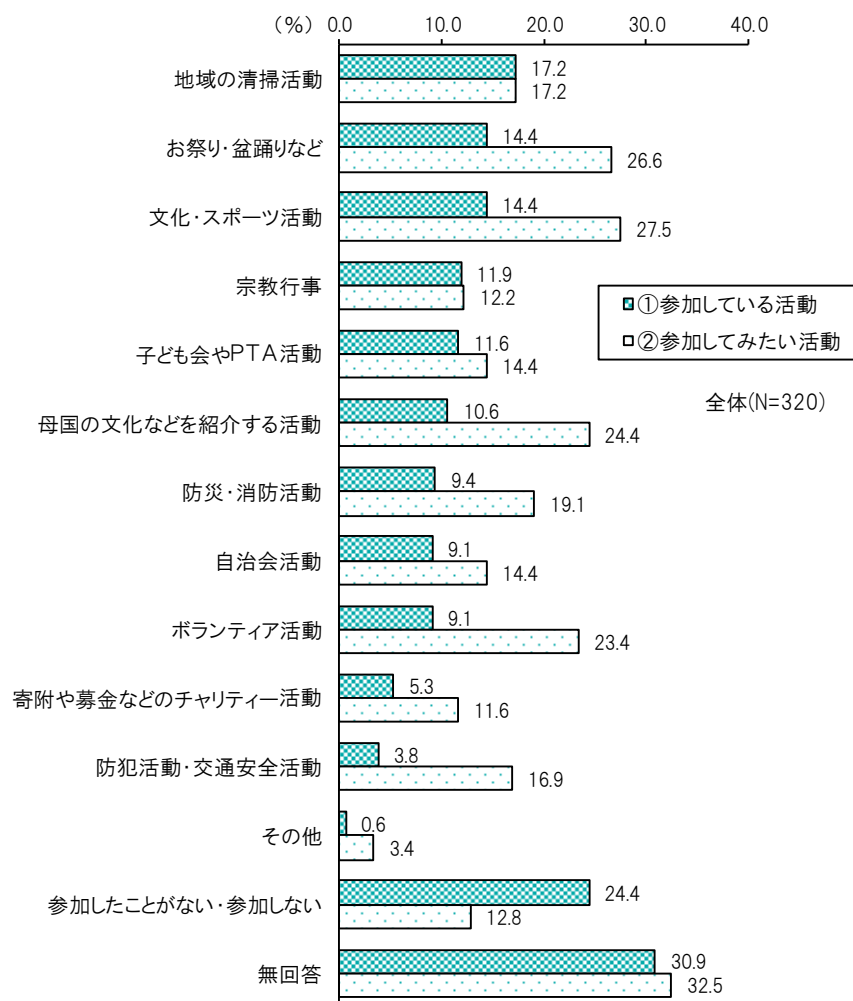
※2: 入っていない(自治会・住民自治協議会を知らない)

3 地域活動への参加状況・参加意向

問 31 地域の活動について、①あなたが参加している活動はどれですか。また、②今後、参加してみたい活動はどれですか。（それぞれあてはまるものすべてに○）

参加している地域活動については、「地域の清掃活動」の割合が17.2%と最も高く、次いで「お祭り・盆踊りなど」「文化・スポーツ活動」（各14.4%）、「宗教行事」（11.9%）、「子ども会やPTA活動」（11.6%）の順となっている。

参加してみたい地域活動については、「文化・スポーツ活動」の割合が27.5%と最も高く、次いで「お祭り・盆踊りなど」（26.6%）、「母国の文化などを紹介する活動」（24.4%）、「ボランティア活動」（23.4%）、「防災・消防活動」（19.1%）の順となっている。



①参加している地域活動

年齢別では、40歳代で「子ども会やPTA活動」、40歳代以上で「地域の清掃活動」の割合が、それぞれ他の年齢層を大きく上回っている。

国籍別で見ると、韓国やブラジルで「地域の清掃活動」、韓国で「自治会活動」、インドネシアで「文化・スポーツ活動」「宗教行事」、中国で「参加したことがない・参加しない」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

在留資格別では、永住者で「地域の清掃活動」「子ども会やPTA活動」、家族滞在で「文化・スポーツ活動」「宗教行事」「母国の文化などを紹介する活動」、日本人の配偶者等で「地域の清掃活動」「自治会活動」、技術・人文知識・国際で「参加したことがない・参加しない」の割合が、それぞれ他の在留資格に比べて高くなっている。

単位 (%)	地域の清掃活動	お祭り・盆踊りなど	文化・スポーツ活動	宗教行事	子ども会やPTA活動	母国の文化などを紹介する活動	防災・消防活動	自治会活動	ボランティア活動	寄付や募金などのチャリティ活動	防犯活動・交通安全活動	参加したことがない・参加しない
全体(N=320)	17.2	14.4	14.4	11.9	11.6	10.6	9.4	9.1	9.1	5.3	3.8	24.4
【年齢別】												
29歳以下(n=144)	7.6	12.5	10.4	6.9	3.5	11.8	5.6	1.4	8.3	2.8	3.5	31.9
30歳代(n=106)	19.8	17.0	20.8	17.9	15.1	13.2	16.0	12.3	11.3	7.5	3.8	13.2
40歳代(n=38)	34.2	13.2	13.2	13.2	31.6	2.6	5.3	21.1	5.3	5.3	0.0	26.3
50歳以上(n=28)	32.1	14.3	7.1	14.3	10.7	7.1	7.1	17.9	3.6	7.1	7.1	28.6
【国籍別】												
中国(n=108)	13.9	9.3	6.5	2.8	12.0	1.9	7.4	6.5	4.6	2.8	2.8	40.7
ベトナム(n=50)	14.0	12.0	8.0	4.0	2.0	12.0	8.0	0.0	8.0	6.0	2.0	28.0
韓国(n=13)	46.2	23.1	23.1	15.4	23.1	15.4	0.0	46.2	7.7	15.4	15.4	23.1
フィリピン(n=26)	15.4	11.5	7.7	30.8	7.7	11.5	7.7	11.5	15.4	0.0	0.0	0.0
インドネシア(n=22)	13.6	31.8	36.4	45.5	27.3	27.3	22.7	18.2	9.1	13.6	13.6	9.1
ブラジル(n=17)	47.1	0.0	5.9	11.8	23.5	5.9	11.8	17.6	5.9	23.5	0.0	17.6
その他の国籍(n=77)	13.0	19.5	23.4	13.0	7.8	16.9	9.1	5.2	11.7	1.3	2.6	13.0
【在留資格別】												
留学(n=123)	7.3	14.6	17.1	12.2	6.5	13.8	8.9	4.1	9.8	3.3	4.1	26.0
永住者(n=60)	36.7	13.3	6.7	13.3	28.3	5.0	11.7	21.7	6.7	13.3	3.3	23.3
技能実習(n=38)	13.2	7.9	10.5	5.3	0.0	2.6	7.9	0.0	5.3	2.6	2.6	26.3
家族滞在(n=24)	8.3	20.8	33.3	29.2	16.7	33.3	4.2	8.3	4.2	8.3	4.2	16.7
技術・人文知識・国際(n=26)	11.5	15.4	7.7	3.8	3.8	7.7	7.7	3.8	15.4	3.8	3.8	46.2
日本人の配偶者等(n=15)	46.7	6.7	13.3	13.3	20.0	0.0	13.3	33.3	6.7	0.0	13.3	13.3
その他の在留資格(n=27)	25.9	22.2	14.8	7.4	11.1	11.1	14.8	11.1	11.1	3.7	0.0	7.4

②参加してみたい地域活動

年齢別では、29歳以下で「母国の文化などを紹介する活動」「ボランティア活動」、30歳以下で「お祭り・盆踊りなど」「文化・スポーツ活動」の割合が、それぞれ他の年齢層に比べて高くなっている。

国籍別でみると、フィリピンやインドネシアで「文化・スポーツ活動」「宗教行事」、インドネシアで「子ども会やPTA活動」「母国の文化などを紹介する活動」の割合が、それぞれ他の国籍を大きく上回っている。

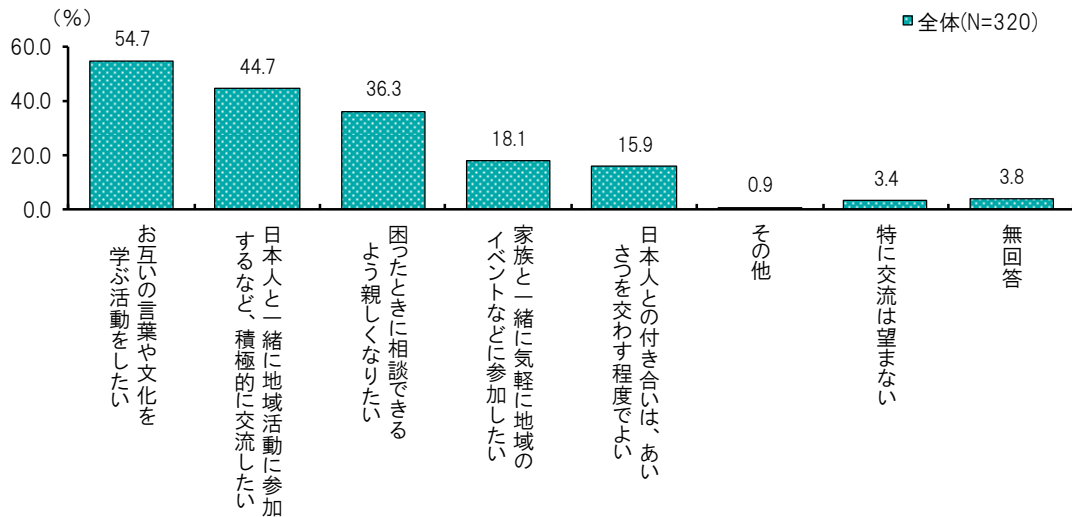
在留資格別では、留学で「文化・スポーツ活動」「母国の文化などを紹介する活動」、家族滞在で「宗教行事」「子ども会やPTA活動」の割合が、それぞれ他の在留資格に比べて高くなっている。

単位 (%)	地域の清掃活動	お祭り・盆踊りなど	文化・スポーツ活動	宗教行事	子ども会やPTA活動	母国の文化などを紹介する活動	防災・消防活動	自治会活動	ボランティア活動	寄付や募金などのチャリティ活動	防犯活動・交通安全活動	参加しないことがない・
全体(N=320)	17.2	26.6	27.5	12.2	14.4	24.4	19.1	14.4	23.4	11.6	16.9	12.8
【年齢別】												
29歳以下(n=144)	20.8	31.3	30.6	12.5	9.0	31.9	20.8	16.0	29.9	15.3	20.8	15.3
30歳代(n=106)	17.9	32.1	34.0	13.2	22.6	23.6	22.6	16.0	24.5	11.3	17.0	7.5
40歳代(n=38)	7.9	5.3	13.2	7.9	18.4	7.9	10.5	7.9	7.9	2.6	7.9	21.1
50歳以上(n=28)	10.7	10.7	10.7	10.7	7.1	7.1	10.7	10.7	10.7	7.1	10.7	10.7
【国籍別】												
中国(n=108)	10.2	14.8	18.5	3.7	9.3	14.8	8.3	4.6	18.5	4.6	7.4	19.4
ベトナム(n=50)	24.0	36.0	22.0	8.0	10.0	24.0	16.0	6.0	30.0	18.0	14.0	16.0
韓国(n=13)	0.0	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	7.7	0.0	7.7	7.7	7.7	15.4
フィリピン(n=26)	26.9	34.6	38.5	26.9	11.5	30.8	23.1	23.1	26.9	11.5	26.9	3.8
インドネシア(n=22)	9.1	40.9	50.0	36.4	31.8	40.9	31.8	27.3	18.2	9.1	31.8	4.5
ブラジル(n=17)	11.8	23.5	23.5	0.0	5.9	5.9	5.9	0.0	17.6	5.9	17.6	5.9
その他の国籍(n=77)	27.3	36.4	40.3	19.5	23.4	39.0	37.7	33.8	32.5	20.8	27.3	7.8
【在留資格別】												
留学(n=123)	19.5	33.3	39.0	11.4	10.6	34.1	24.4	16.3	27.6	10.6	18.7	9.8
永住者(n=60)	10.0	8.3	10.0	6.7	13.3	8.3	8.3	5.0	10.0	3.3	8.3	16.7
技能実習(n=38)	18.4	23.7	21.1	15.8	2.6	23.7	18.4	13.2	31.6	13.2	21.1	15.8
家族滞在(n=24)	16.7	33.3	20.8	29.2	37.5	25.0	25.0	25.0	29.2	16.7	25.0	12.5
技術・人文知識・国際(n=26)	23.1	38.5	23.1	3.8	7.7	30.8	7.7	3.8	23.1	15.4	7.7	23.1
日本人の配偶者等(n=15)	13.3	13.3	20.0	6.7	20.0	6.7	6.7	13.3	20.0	20.0	13.3	6.7
その他の在留資格(n=27)	18.5	29.6	40.7	18.5	33.3	18.5	29.6	29.6	22.2	18.5	25.9	3.7

4 地域の日本人に望む交流方法

問 32 あなたは、今後、地域の日本人と、どのような交流をしたいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

地域の日本人に望む交流方法については、「お互いの言葉や文化を学ぶ活動をしたい」の割合が54.7%と最も高く、次いで「日本人と一緒に地域活動に参加するなど、積極的に交流したい」(44.7%)、「困ったときに相談できるよう親しくなりたい」(36.3%)、「家族と一緒に気軽に地域のイベントなどに参加したい」(18.1%)、「日本人との付き合いは、あいさつを交わす程度でよい」(15.9%)の順となっている。



国籍別でみると、インドネシアで「お互いの言葉や文化を学ぶ活動をしたい」、フィリピンやインドネシアで「困ったときに相談できるよう親しくなりたい」の割合が、それぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

在留資格別では、留学で「お互いの言葉や文化を学ぶ活動をしたい」「日本人と一緒に地域活動に参加するなど、積極的に交流したい」、家族滞在で「困ったときに相談できるよう親しくなりたい」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。

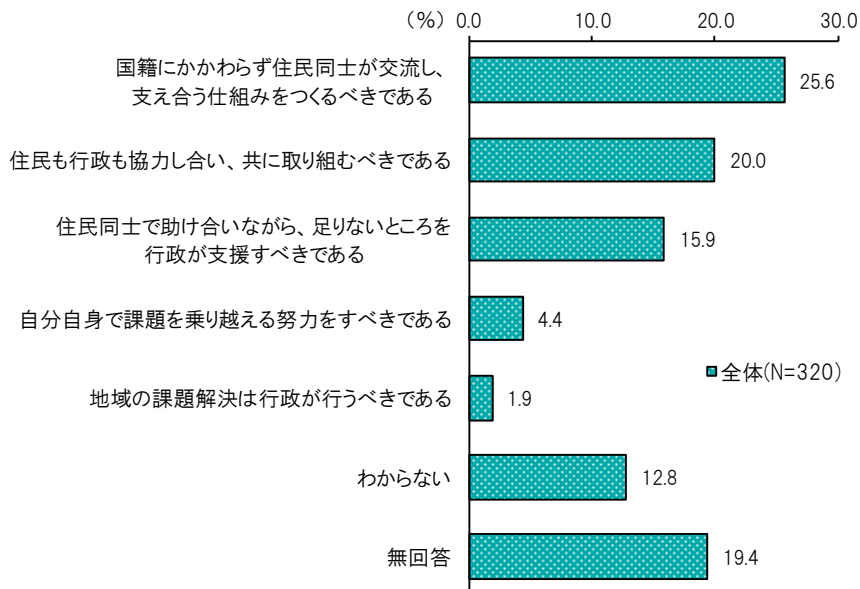
単位 (%)	お互いの言葉や文化を学ぶ活動をしたい	日本人と一緒に地域活動に参加するなど、積極的に交流したい	困ったときに相談できるよう親しくなりたい	家族と一緒に気軽に地域のイベントなどに参加したい	日本人との付き合いは、あいさつを交わす程度でよい	その他	特に交流は望まない
全体(N=320)	54.7	44.7	36.3	18.1	15.9	0.9	3.4
【国籍別】							
中国(n=108)	50.9	50.9	25.9	7.4	13.0	0.9	0.9
ベトナム(n=50)	50.0	44.0	18.0	14.0	10.0	0.0	12.0
韓国(n=13)	38.5	53.8	46.2	30.8	0.0	0.0	7.7
フィリピン(n=26)	46.2	30.8	57.7	11.5	34.6	0.0	0.0
インドネシア(n=22)	77.3	50.0	63.6	36.4	27.3	0.0	0.0
ブラジル(n=17)	52.9	17.6	23.5	29.4	11.8	0.0	5.9
その他の国籍(n=77)	62.3	46.8	49.4	28.6	18.2	2.6	2.6
【在留資格別】							
留学(n=123)	71.5	56.1	40.7	18.7	13.0	0.8	2.4
永住者(n=60)	40.0	31.7	30.0	18.3	16.7	1.7	1.7
技能実習(n=38)	47.4	44.7	26.3	7.9	13.2	2.6	2.6
家族滞在(n=24)	62.5	41.7	62.5	33.3	8.3	0.0	8.3
技術・人文知識・国際(n=26)	50.0	46.2	19.2	3.8	23.1	0.0	7.7
日本人の配偶者等(n=15)	40.0	33.3	33.3	33.3	13.3	0.0	0.0
その他の在留資格(n=27)	33.3	37.0	44.4	25.9	29.6	0.0	3.7

【9】東広島市のことについて

1 市民と行政の関わり方について

問 33 あなたは、自分に関係のある地域の困りごとや問題点・課題を解決するために、市民と行政（東広島市役所）との関わりはどうかと思いますか。（○は1つだけ）

市民と行政の関わり方については、「国籍にかかわらず住民同士が交流し、支え合う仕組みをつくるべきである」の割合が25.6%と最も高く、次いで「住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである」(20.0%)、「住民同士で助け合いながら、足りないところを行政が支援すべきである」(15.9%)の順となっている。



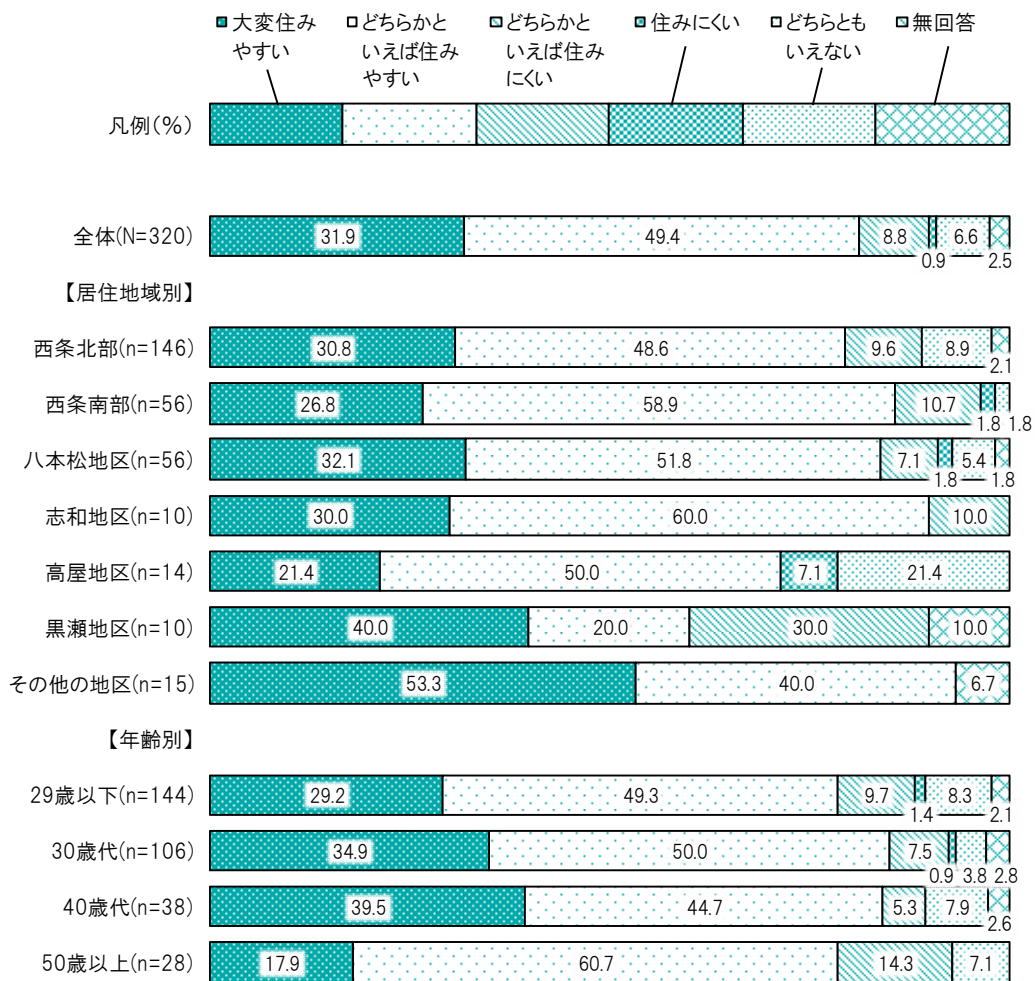
2 東広島市での住み心地について

問 34 あなたは、東広島市の住み心地についてどう感じていますか。（○は1つだけ）

東広島市での住み心地については、「大変住みやすい」の割合が31.9%、「どちらかといえば住みやすい」が49.4%で合計約8割（81.3%）が『住みやすい』と回答している。一方、「どちらかといえば住みにくい」（8.8%）と「住みにくい」（0.9%）の合計は約1割（9.7%）となっている。

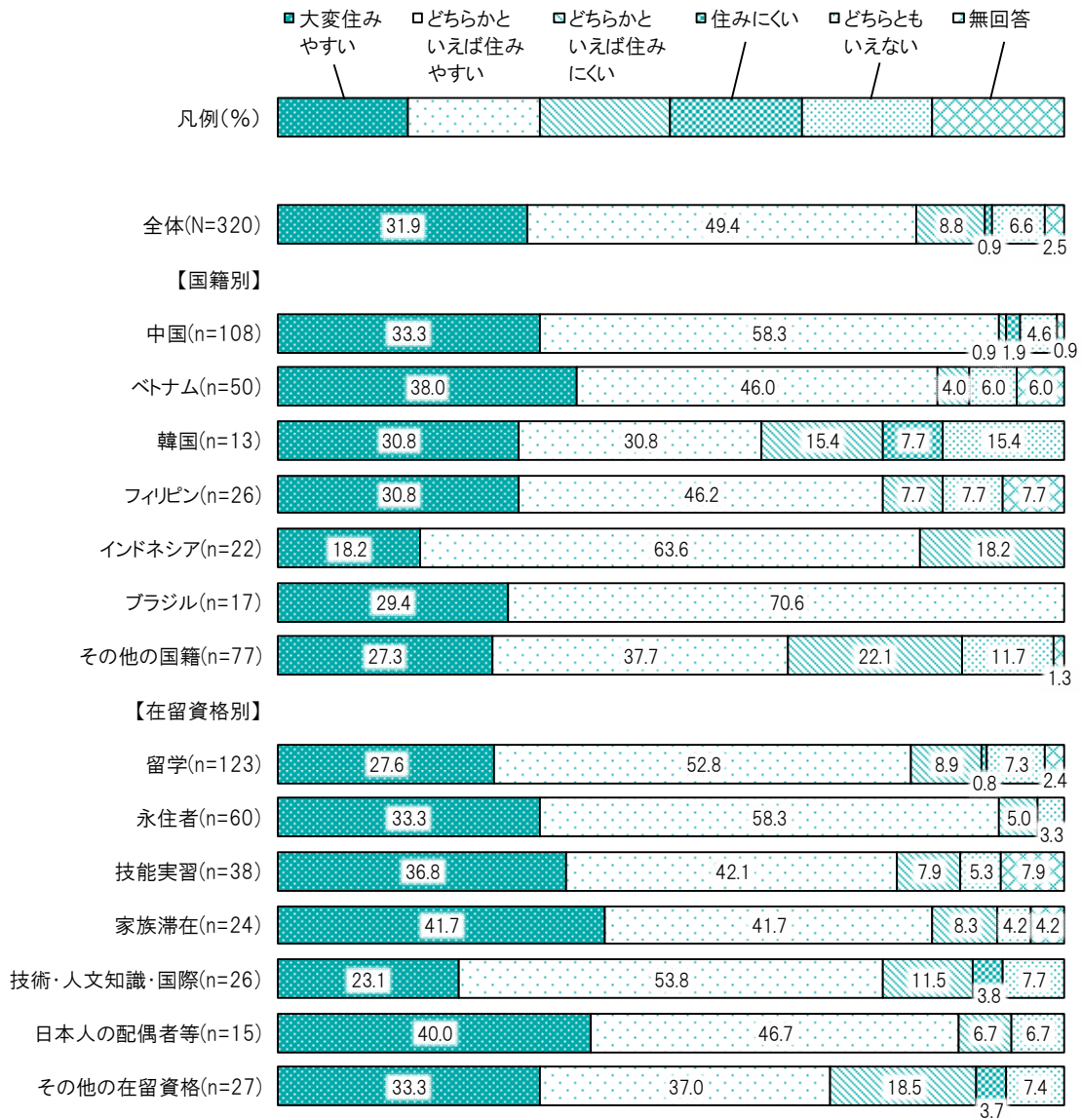
居住地域別では、高屋地区で「大変住みやすい」の割合が他の地区に比べて低く、黒瀬地区で「どちらかといえば住みにくい」の割合が高くなっている。

年齢別では、50歳以上で「大変住みやすい」の割合が他の年齢層に比べて低くなっている。



国籍別でみると、中国やブラジルで『住みやすい（合計）』、韓国やインドネシアで『住みにくい（合計）』の割合が、それぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

在留資格別では、技術・人文知識・国際で「大変住みやすい」の割合が、他の在留資格に比べて低くなっている。



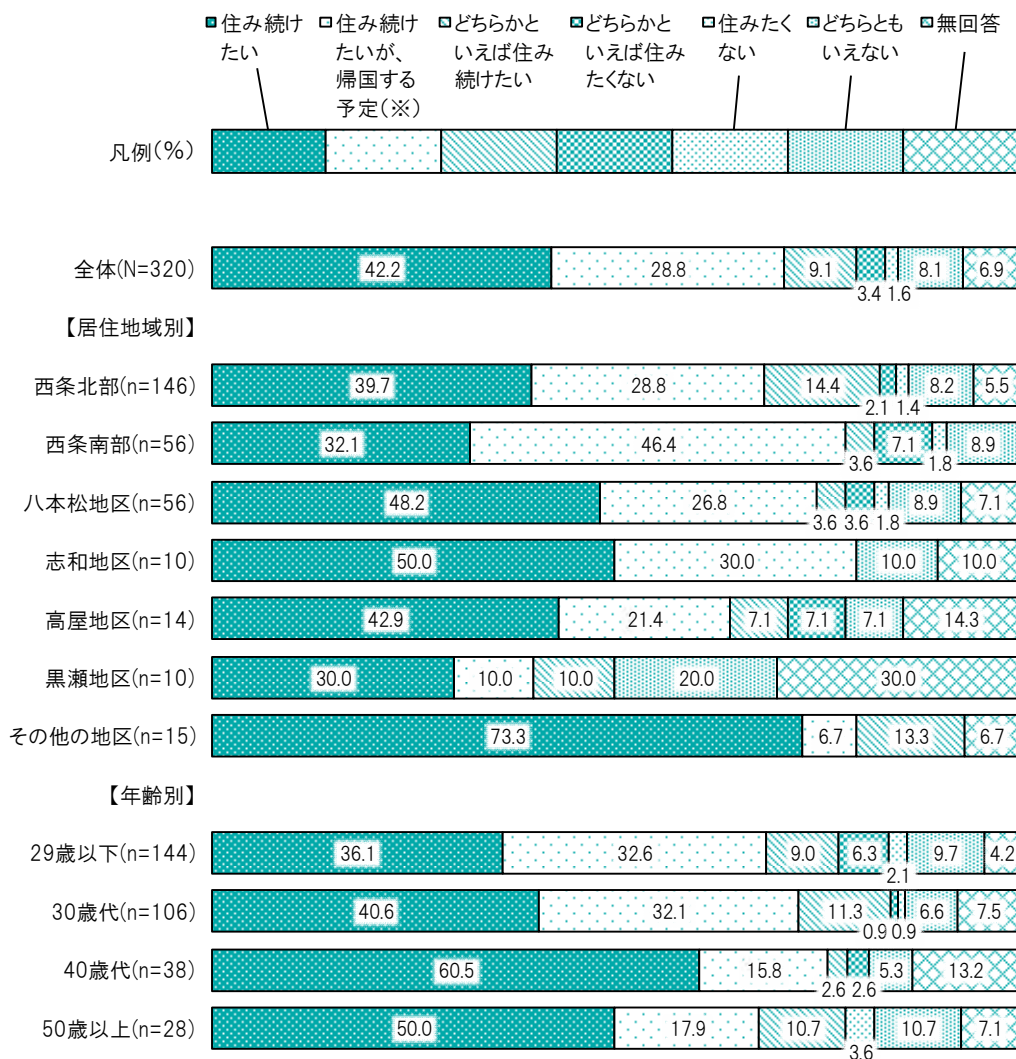
3 今後の居留意向

問 35 あなたは、これからも東広島市に住み続けたいと思いますか。（○は1つだけ）

今後の居留意向については、「住み続けたい」の割合が42.2%、「住み続けたいが、元々転居または帰国する予定である」が28.8%、「どちらかといえば住み続けたい」が9.1%で、合計約8割（80.1%）が『住み続けたい』と回答している。一方、「どちらかといえば住みたくない」（3.4%）と「住みたくない」（1.6%）の合計は5.0%となっている。

居住地域別では、八本松地区や志和地区で「住み続けたい」、西条南部で「住み続けたいが、元々転居または帰国する予定である」の割合が他の地区に比べて高くなっている。

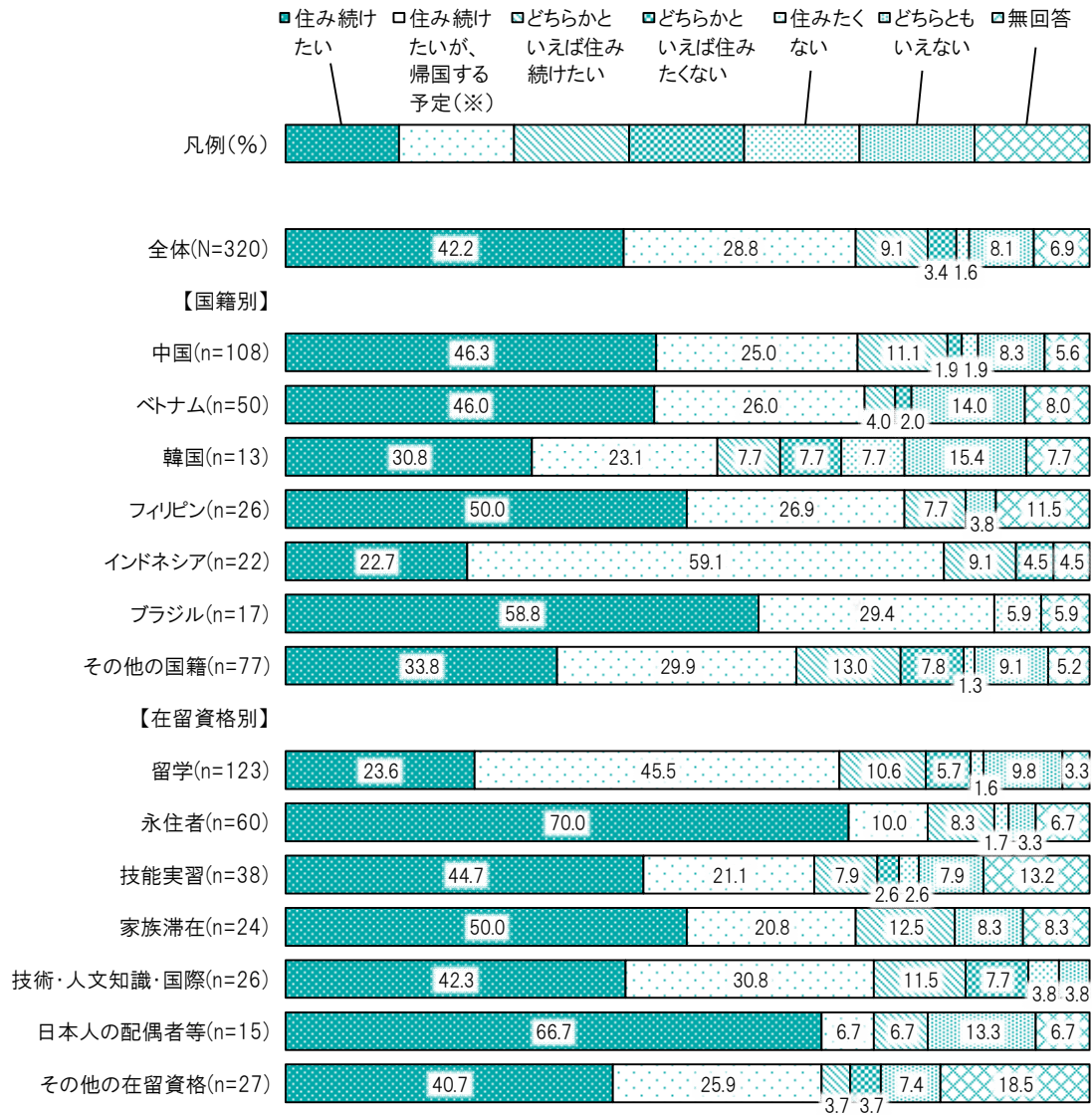
年齢別では、40歳代で「住み続けたい」、30歳代以下で「住み続けたいが、元々転居または帰国する予定である」の割合が、それぞれ他の年齢層に比べて高くなっている。



※住み続けたいが、元々転居または帰国する予定である

国籍別でみると、ブラジルで「住み続けたい」、インドネシアで「住み続けたいが、元々転居または帰国する予定である」の割合が、それぞれ他の国籍に比べて高くなっている。

在留資格別では、永住者や日本人の配偶者等で「住み続けたい」、留学で「住み続けたいが、元々転居または帰国する予定である」の割合が、それぞれ他の在留資格を大きく上回っている。



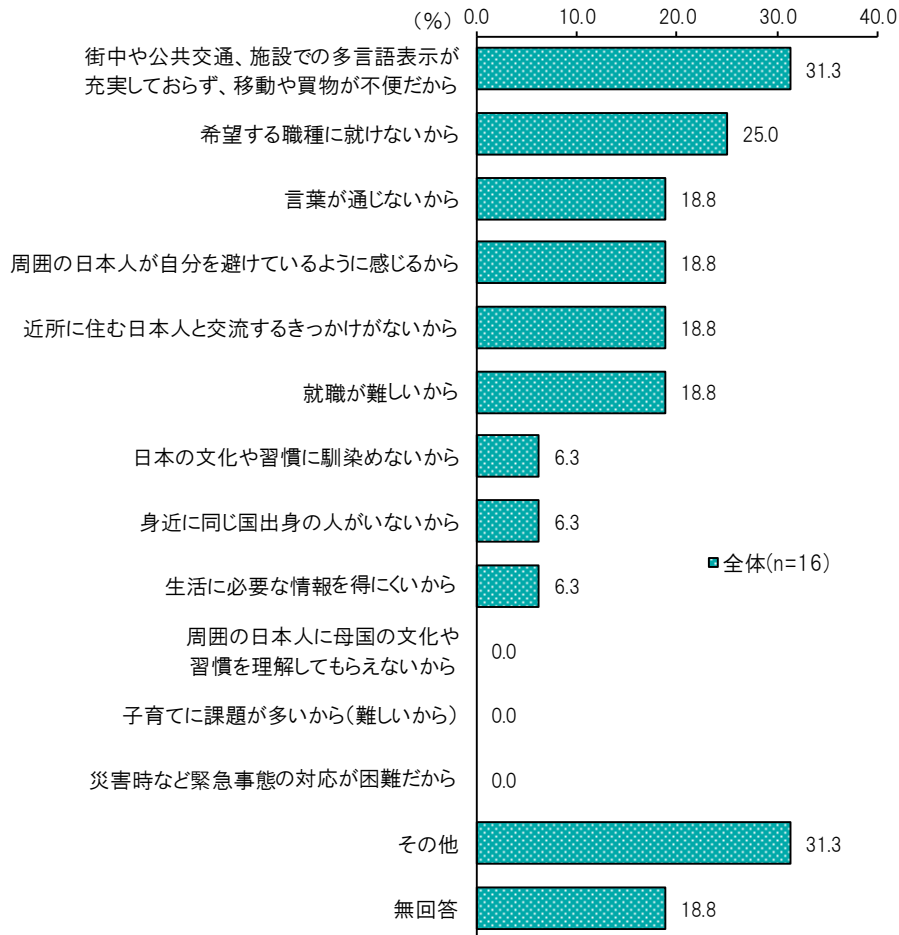
※住み続けたいが、元々転居または帰国する予定である

4 東広島市に住み続けたくない理由

【問 35 で住み続けたくないと回答した方へ】

問 36 あなたが、住み続けたくないと思う理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

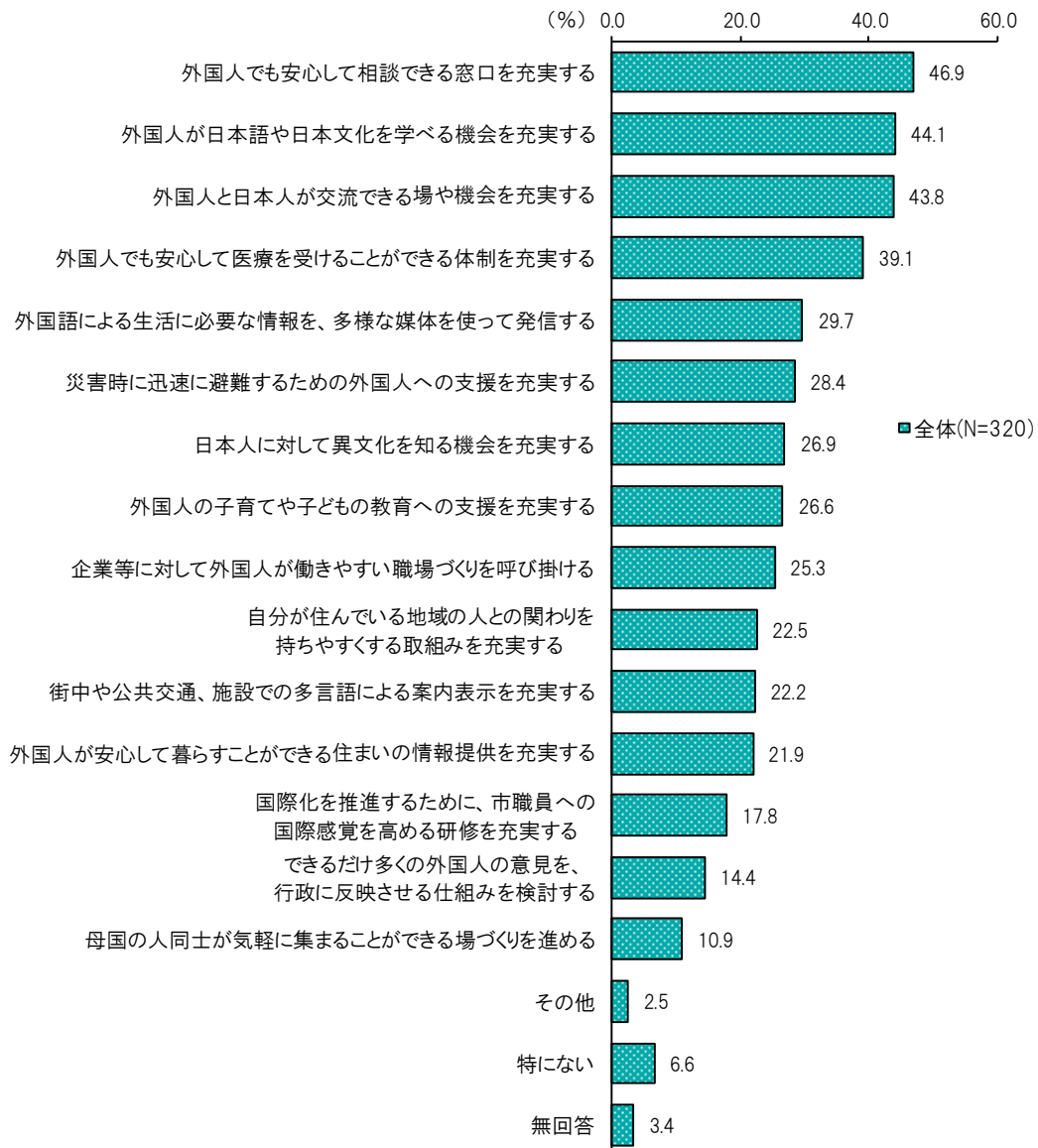
東広島市に住み続けたくない理由については、「街中や公共交通、施設での多言語表示が充実しておらず、移動や買物が不便だから」の割合が 31.3%と最も高く、次いで「希望する職種に就けないから」（25.0%）、「言葉が通じないから」「周囲の日本人が自分を避けているように感じるから」「近所に住む日本人と交流するきっかけがないから」「就職が難しいから」（各 18.8%）の順となっている。



5 東広島市が力を入れるべきこと

問 37 東広島市が、あなたにとって暮らしやすいまちになるためには、東広島市はどのようなことに力を入れるべきと思いますか。（○は5つまで）

東広島市が力を入れるべきことについては、「外国人でも安心して相談できる窓口を充実する」の割合が 46.9%と最も高く、次いで「外国人が日本語や日本文化を学べる機会を充実する」（44.1%）、「外国人と日本人が交流できる場や機会を充実する」（43.8%）、「外国人でも安心して医療を受けることができる体制を充実する」（39.1%）の順となっている。



【10】自由記述回答集約結果

1 東広島市の好きなところ

問 38 東広島市の好きなところがあれば、自由に記入してください。

分野	No.	回答内容（抜粋）
生活について	1	住みやすい。
	2	物価や家賃が安い。ガソリン価格が妥当である。
	3	食材が新鮮で、食べ物がおいしい。
	4	輸入品を手に入れることができる店が数多くある。
	5	日用品が購入できる店やコンビニがあり便利だけでなく、外国人に対して優しい。
	6	モスクや教会の宗教施設もあるし、祈るための部屋を設けているレストランもある。
	7	くらは、JICA、広島大学などたくさん外国人と会うところがある。
	8	映画館、隠れ場的なレストランがある。
	9	サンスクエアの日本語教室がよい。
	10	子どもに対して医療施設が完備されるなど、医療や福祉がよい。
	11	子どもの小学校にも外国人の子が何人かいるので安心できる。
	12	大学から大阪、名古屋、東京への直行便があり便利で安い。時間の節約にもなる。
	13	車を持っていない外国人にとって「のんバス」が便利である。
	14	道路網がよく、歩道の凸凹をすぐ補修してくれるので、自転車に乗りやすい。
	15	渋滞が少なく、安心して車の運転ができる。
	16	日用品が購入できる店やコンビニがあるので便利。
	17	市からのお知らせの定期配付、英語のサポートができるサービス、英語の情報提供など公共サービスが便利である。公共施設も使いやすい。
	18	時給がまあまあよい。
	19	特に女性にとって治安がよい。犯罪が少ないので安心して暮らせる。
人について	1	市民が純粋で優しく、困っていると喜んで手伝ってくれる。
	2	外国人に対して温かく、偏見や人種差別がなく親切である。
	3	外国人との共通語がないのに、市民が交流をしようとしてくれるので、ルールを理解するのに本当に役立つ。
	4	市役所の職員や公共交通の職員がとてもフレンドリーである。
	5	交通ルールをきちんと守り、歩行者を優先してくれる。
	6	広島大学があるので、学究的な人が多い。上級勉強をするのによい。
場所について	1	鏡山公園（桜、秋の紅葉など）。
	2	西条。
	3	広大。その周辺とサンスクエア。
	4	八本松。
	5	黒瀬。
	6	西条の酒蔵の雰囲気など魅力的である。
環境について	1	空気がきれい、町が清潔である。
	2	街が静かで騒がしくない。ゆったりとしている。
	3	自然が豊かで、景色が美しい（川、山、海や畑がある。伝統的な專業村）。
	4	田舎っぽい。
	5	娯楽が少なく静かで、勉強に集中できる。
	6	自然災害が少なく、気候がよい。
	7	子どものための場所が多い。
	8	行ったことのある中で、平穏な町の一つである。

分野	No.	回答内容（抜粋）
その他について	1	酒まつりがある。
	2	祭りに参加できる、文化を交流することができる。
	3	花を見ることができる。
	4	平和、綺麗、かつ勢いよく発展しているところ。
	5	市政がよい。
	6	日本の文化や日本人の仕事の仕方。
	7	食べ物（酒、かき）。

2 東広島市の国際化について

問 39 東広島市のこれからの国際化について、意見・要望などがあれば、どのようなことでも結構ですので、自由に記入してください。

分野	No.	回答内容（抜粋）
言葉について	1	色々な場所にタイ語での表示があると便利になる。
	2	もっと多くの場面で英語が使用されるべきです。
	3	医療施設やスーパー、コンビニなどの施設に英語ができる人や通訳の配置、通訳機械の設置があるとよい。
	4	バス停の名前が英語で、西条駅の放送（電車の情報）も英語になっています。サポートをありがとう！
	5	バス停や駅、道路の標識に日本語と英語両方の表記が必要。
	6	無料で日本語と日本文化を勉強できる場所を増やしてほしい。
	7	日本語を教える施設の拡充と、集中コースや土日開催など多様な教室の展開。
	8	外国人留学生の勉強を支援するための日本語日常会話のコーナーや日本語論文の日本語修正など、いろんな側面より取組を実施すべきだと思います。
	9	中国では簡体字、台湾では繁体字の中国語を使っています。台湾出身者に簡体字のアンケートを送付するのは尊重されていない感じを受けます。異なる文化を理解し、尊重することが国際化に繋がるのではないのでしょうか。
情報の入手について	1	くららで他言語での情報提供を行う。
	2	医療施設や交通に関する情報（時刻表やルート、使い方、ルールなど）を英語で提供してもらいたい。
	3	東広島の地域や見どころについて英語で紹介している情報をさらに良いものにしていただけませんか？
	4	仕事の情報。
	5	住宅オプション情報。
	6	市役所に役立つ資料があっても、行かないと探せないだけでなく、まず何を探せばよいのかもわかりません。また住まい探しも、不動産会社を1軒1軒回らないといけません。さらに外国人差別について、市の条例があるとよいと思いますが、どこで誰に質問してよいのかもわかりません。メールなど印刷物以外での情報提供などサービスをもっと充実してもらいたいと思います。
	7	今回のアンケートで市役所がたくさんのサービスを提供していることを知ったが、ほとんど聞いたこともないし、参加したこともない。本当に助けが必要な外国人に情報が届くような方法で、もっと広報してもらいたい。
日常生活について	1	イスラム教徒のためのハラール料理を出すレストランや、ハラールの肉製品を買える店やコンビニエンスストアが増えるとよい。
	2	広島市内へ行かなくて済むように、スーパーやデパート、免税店、輸入品が買える店など商業施設の充実。
	3	より多くのデパートを建築する。西条駅の周りだけではなく、他のところも賑やかにしてほしい。

分野	No.	回答内容（抜粋）	
日常生活について	4	ショッピングできるエリアの開発、アクセス整備や施設の誘致。	
	5	商品についての英語での表示や説明がスーパーにあるとわかりやすい。	
	6	全ての施設について、英語版のホームページがあるとよい。	
	7	外国人にとって生活しやすい環境づくりをこれまで同様進めてほしい。	
	8	空港や大学、主な住宅地との直結など、交通インフラの整備と充実。	
	9	新幹線東広島駅まで、広島大学からバスで行けるのは良いと思う。	
	10	多くの中国人の留学生がいるので、上海便に応じた時間帯の空港アクセスバスがあるとよい。	
	11	バスの運転手が国際理解について学べる機会をつくる。	
	12	交通ルートを理解するのが難しいので、駅やバス停での相談手段の拡大。	
	13	医療費は、クレジットカードでの支払いができればいいです。	
	14	24時間、年中無休の医療施設が必要。	
	15	病院や銀行の土日の開設。	
	16	一年の在留資格だと、携帯電話を手に入れることが難しいです。	
	17	安心して住める場所が一番重要だと思います。	
	18	ランニングできるトラック、運動場やプールが近くにほしいです。	
	19	公共自転車があるとよい。	
	20	町で所々にゴミを見かける。どうにかしてほしい。	
	21	外国人の生活に対する偏見や差別をなくしてもらいたい。また意見を交換し、外国人の意見を尊重してもらいたい。	
	22	各国の人々が交流する機会を増やしてほしい。	
	23	困っている外国人のサポートや相談ができる窓口の設置。日本語ができないと不便。	
	仕事について	1	採用時に外国人のクオリティやスキルを重視した方が良いです。みんなが一つの目標を持って、共に協力すれば言語の壁がなくなりやすいです。
		2	就職活動時における外国人差別をなくしてもらいたい。日本人との不平等競争の解消。
		3	外国人のフルタイムの雇用を増やしてもらいたい。
4		会社に外国人の交流を奨励すること。	
5		企業に勤める外国人に対して、差別や偏見、待遇面で差をつける、意見を聞かないといったことがある。そういったことがないよう、しっかり監視し、外国人が仕事しやすい環境づくりを進めてもらいたい。	
6		小規模の企業や路上商売（自国の伝統的な料理）を起業する機会があればいいです。	
7		保育所に入る機会を拡大すべきです。	
8		留学生だけでなく、労働者にも多くの支援がほしい。	
防災について	1	災害時、携帯電話に英語の通知が届かず、簡単な日本語ではなかったため、困った外国人がたくさんいました。英語能力が不足している、日本語があまり読めない外国人向けに英語か簡単な日本語で送ってほしいです。さらに母語への翻訳も行ってほしいです。	
	2	東広島市が『もっと』国際的になるには、災害時に英語で話ができる施設が重要です。	
子どもについて	1	外国人児童が学校で差別やいじめを受けないように、他国の文化を理解し、尊重する教育の推進や外国人児童教育の支援の強化。	
	2	英語教育を多くしてもらいたい。また学校で外国人が1人だといじめを受けやすくなるので、小学校を選べるようにしてほしいです。	
	3	韓国に多くあるような子ども向けの“英語の図書館”など、子どもが英語と接することのできる施設が増えてほしいです。	
	4	kid's café など子どもと一緒に遊べる場所を増やしてほしい。鏡山公園の遊具のあるところの復旧をお願いします。	
	5	子どもが遊べる公園がとても少ないです。	
	6	雨の日でも遊べる室内遊び場を開設し、日本人と外国人の子どもと一緒に遊んだり、運動したり、交流できたら嬉しいです。両親たちも互いの文化の交流ができます。	

分野	No.	回答内容（抜粋）
子どもについて	7	宗教上学校などの給食は食べられません。子どもが給食を食べられるようになれば本当にありがたいです。
	8	服装や食事制限など、宗教についての適切な情報を学校や保育園、幼稚園に提供し、理解を進めてもらいたい。
地域の人の交流について	1	笑顔がない、挨拶をしない人が多く、「近所に住んでいるあの外国人」と見られるのが不愉快です。多文化共生について学校や地域センターでもっと教えていただければ幸いです。
	2	多くの人が外国人を苦手なことと、その人たちの失礼な振る舞いに気付きました。
	3	地域の方々が先入観や優越感を持たずに外国人を受け入れられるような動機付けが重要です。
	4	日本に住んで長年経ち、地元の自立センターや社協のボランティアをし、日本人の人に母国語を教えたり、老人ホーム等の食事づくり等も時々行き、孫たちもいて、とても満足しています。町内の人々からもかわいがられている。
	5	お互いに分かりやすい交流会がいいかな。
	6	地域との交流を増やす。
	7	日本人と外国人の高齢者の交流。
	8	日本人市民と外国人市民が日常的に集える場所や交流できるイベント、機会を増やす。異文化交流の促進は、外国人の異文化適応に役立つだけでなく、日本人の視野を広げ、その広がった視野から物事を見られるようになる。さらに、国際的な日本人人材育成にも重要な役割を果たしていくと思う。
	9	学校で外国人との交流イベントを不定期開催し、東広島市の文化をもっと外国人に紹介したほうがよい。現在開催されている交流イベントに参加するのは高齢者が多いので、色々な人が参加できるよう改善してほしい。
	10	私と家族には日本での友達があまりいなく寂しく思いますが、日本人は友達になりたくないみたいです。月に一回、イベントを開催してください。
	11	酒まつりみたいな、外国の文化を紹介したり、お店を出したりするイベントがほしいです。
	12	文化センターが国際交流に関するイベントや展示会を計画したらいいと思います。
	13	外国人児童の日本語能力を高める勉強機会と文化活動など、外国人にもっと日本文化を理解する機会をもっと提供してほしい。
	14	外国人市民と日本人市民の国際交流ができるよう、いろんなクラブ、グループやコミュニティセンターなどを設立してほしいです。
	15	コミュニティに影響を与える人々との情報交換がほしい。
東広島のコミュニティ	1	3か月に一度、市役所での交流プログラムを開催してもらいたい。
	2	sunsquare みたいなところをもっと多く設立した方がいいかもしれません。
	3	外国人のための仕事、勉強、公衆衛生ケアの支援センターをつくる。
	4	市役所の各窓口で英語が話せる職員を配置したり、ヘルプデスクの設置や職員の英語力向上を図るなど、外国人への対応をもっとよくしてもらいたい。英語のチラシやポスターも増やすべきです。
	5	外国人向け相談窓口の設立と強化。
	6	市役所、警察署、病院、学校、駅、バス停などの公共機関やサービスで翻訳機を採用し、多言語化を進める。
	7	年金や健康保険の手続き時、英語が話せるスタッフの配置などサポートしてもらいたい。
	8	市内の多くの役所がローマ字の記入を受け付けていないので、困っています。子どもたちの日本帰化に関する書類のローマ字版がほしい。
	9	留学生に家賃などの経済的な支援があるとよい。
	10	外国人が日本のコミュニティの一員になるための包括的な環境をつくってほしい。
	11	子どもの教育や環境、交通、安全などの問題について、市役所や学校の職員と日本人・外国人の地域の代表による意見交換会ができればいいです。
	12	広島大学及び外国人留学生や職員と共同した活動やイベントを考えるといいかもしれません。

分野	No.	回答内容（抜粋）
東広島のことについて	13	大学生（特に外国人）が市の活動に参加する機会を創出することで、市の国際推進が促進され、情報分野や翻訳の経費削減ができると思います。
	14	教育のある人が選抜され、東広島市に住んで、仕事ができるように、「グリーンカード」のような制度を導入してください。東広島市が大好きです。母国を除けば、一番気に入っている町の一つです。
	15	広島県の第二都市を目指すと宣言する！
	16	国際化について、日本人にも周知した方がよいです。英語が話せるようになり、外国人に対する視点や先入観を変えてもらいたいです。
	17	在留カードの更新を市役所でできたら助かります。
	18	自転車専用レーン設置に力を入れるべきです。
	19	東広島市で、外国人技能実習生が日本での勉強や仕事が長くできるようにしていただけるとすごく嬉しいです。
20	転出するとき、電気製品（電子レンジ、洗濯機、テレビ、冷蔵庫など）の処分が外国人の最大の悩みのひとつなので、市に協力してもらいたい。	
その他について	1	アンケートを電子化してほしい。
	2	今年 20 歳、技能実習生として来日した。仕事は大変だが、日本が大好きで、もっと日本文化を勉強する機会がほしいし、日本で出世したい。
	3	都市景観づくり、おしゃれな町並みに気を使う。
	4	東広島はすごく綺麗で、住みやすい。いつかお返しができたらと思う。
	5	東広島市の法律がとても良く、安全なところ。
	6	日本は自分にとってとても良い国なので、言いたいことはありません。

第3次東広島市国際化推進プラン

発行年月：令和2(2020)年7月

発行：東広島市

編集：東広島市 政策企画部 政策推進監

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL(082)420-0917 FAX(082)420-0402

